

一橋大学審査学位論文

博士論文

関東大震災時の朝鮮人虐殺における国家と地域

—日本人民衆の加害責任を見すえて—

関原正裕

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程

SD161010

STATE AND REGIONS IN MASSACRE TO KOREAN AT THE GREAT
KANTO EARTHQUAKE:
LOOKING AT THE RESPONSIBILITY OF THE JAPANESE PEOPLE FOR
HARM

SEKIHARA, Masahiro

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

私は、博士學位請求論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」*
および、本研究科の「大学院生研究倫理規範」**を遵守したことを、ここに宣誓します。

* 「一橋大学における研究活動に係る行動規範」(2007年7月4日)

** 「一橋大学大学院社会学研究科 大学院生研究倫理規範」(2015年11月11日)

2021年6月24日

学位申請者(自署): 関原正裕

関東大震災時の朝鮮人虐殺における国家と地域

— 日本人民衆の加害責任を見すえて —

目次

序章 地域から問う国家と民衆の加害

第1節 本研究の課題

第2節 本研究の手法及び史料について

第1章 朝鮮人虐殺と埼玉県「移牒」

本章の課題

第1節 9月3日、事態の急展開

第2節 虐殺への「飛躍」となった「移牒」

第3節 軍隊による朝鮮人虐殺はなかったのか

本章のまとめ

第2章 在郷軍人の「不逞鮮人」経験と地域

本章の課題

第1節 地域における在郷軍人分会

第2節 県北部地域での朝鮮人虐殺とシベリア戦争従軍在郷軍人

第3節 地域の在郷軍人の証言から

本章のまとめ

第3章 加害の自覚を阻んだ異例の恩赦

本章の課題

第1節 検挙の「猶予」

第2節 有罪判決から恩赦へ

第3節 「特赦」実施を求めた論理と社会的、政治的背景

本章のまとめ

第4章 地域の民衆の加害責任の自覚と戦後社会

本章の課題

第1節 敗戦後から1963年の40周年調査

第2節 1963年40周年前後の教育実践と地域

第3節 1973年50周年調査と加害責任の自覚

本章のまとめ

補論 歴史教育の課題

第1節 歴史修正主義の台頭と歴史教育

第2節 関東大震災時の朝鮮人虐殺、及び植民地支配の加害に関わる実践

補論のまとめ
終章

序章 地域から問う国家と民衆の加害

第1節 本研究の課題

(1) 理不尽で残忍な虐殺

1923年9月1日に発生した関東大震災のなかで、「朝鮮人が火を付けた、井戸に毒を入れた」、「不逞鮮人襲来」などという全く事実無根のデマが流され、数千人もの朝鮮人と700人以上の中国人、日本人社会主義者が軍隊、警察、自警団によって殺されるという事件が起こった。埼玉県内でも熊谷・本庄・神保原(現上里町)・寄居・大宮などで200人以上の朝鮮人が殺されている¹。

震災直後の1923年9月4日午前3時頃、埼玉県北足立郡片柳村染谷²(旧大宮市、現さいたま市見沼区染谷)に迷い込み、地元の自警団と遭遇した一人の朝鮮人青年姜大興(カン・デフン、当時24歳)が5人の自警団員によって虐殺されている。その時の様子を浦和地方裁判所の判決(1923年11月26日)は次のように伝えている(旧字を改め、適宜句読点を入れた)。

鮮人甲が同村大字染谷地内に逃げ入り…〔中略〕…里道を逃走中図らず不逞鮮人の来襲なりと聞き伝え其場に駆付け来りたる被告A及びBの兩名と出会い、Aは槍、Bは日本刀を持って右甲を追跡し同染谷字八雲耕地地内に追迫り…〔中略〕…甲が後方に振向くやAは前記の槍にて忽ち同人の胸部を突刺し甲が逃れて附近の^{しょうが}薑畑に入り畑溝に転倒するやBは前記の日本刀にて其左肩辺を斬付け、同時にAは右槍先にて甲の前頭部辺を殴打したるも、同人は直ちに起上がり更に十数間を距る同所甘藷畑に逃入り再び転倒するや、被告CDE等も亦不逞鮮人の襲来なりと聞き、其場に駆け付け来り同甘藷畑に於てDは日本刀を持って甲の右腕辺に、Cは日本刀を持って其腎(臂の誤りか)部^{ひじ}辺に各斬付け、Eは槍を持って其後頭部辺を突刺し、其結果甲は重傷を負い救護の為同郡大宮町萩原病院に収容せられたるも同日午前九時頃死亡するに至りたるもの³。

¹ 序章、第2節の「(2)主に使用する史・資料について」で紹介する『増補保存版 かくされていた歴史—関東大震災と埼玉の朝鮮人虐殺事件』(関東大震災60周年朝鮮人犠牲者調査追悼事業実行委員会、1987年)によれば、埼玉県内の朝鮮人犠牲者数は、確認できた最低数で193人、証言には出てくるが確認にまで至っていない数を含めると223人から240人とされている(同書、50頁)。

² 片柳村は1889年旧大宮市域の東南部の13か村を合併して成立した比較的大きな村である。東新井・上山口新田・南中丸・片柳・山・南中野・笹丸・中川・染谷・加田屋新田・御蔵・西山村新田・見沼領新右衛門新田の13か村で、合併時の戸数は553戸、3457人で旧大宮市域では最も大きかった(『大宮市史』第4巻、大宮市、1982年)。以後、事件の場所は「片柳村染谷」あるいは「染谷」と呼ぶことにする。

³ 日弁連「資料関東大震災人権救済申立事件調査報告書」[資料](#) [関東大震災人権救済申立事件調査報告書](#) [日弁連 \(azusawa.jp\)](#) 2021年2月3日閲覧。

犠牲となった姜大興は、少なくとも溝や畑で2回転倒しながら、抵抗することなくひたすら逃げたのだが、少なくとも5人の男たちに追い回され、槍や日本刀で胸、左肩、前頭部、右腕、臂、後頭部を執拗に突き刺され、斬り付けられて重傷を負い、死に至っている。まさに“虐殺”という表現が相応しい殺害の態様であったといえよう。何の落ち度もない青年が、朝鮮人であるというだけで「不逞鮮人の来襲」との嫌疑をかけられ、全身を刺され、斬られて殺されるという、誠に理不尽かつ残忍な事件であった。

埼玉における朝鮮人虐殺事件の特徴は、この事件のように自警団員が虐殺を実行している点にある。熊谷、神保原、本庄での事件では、一般の民衆も加わっているが、中心になっていたのは自警団員である。東京、千葉、神奈川では軍隊と警察が直接的に虐殺行為に関与しているが⁴、埼玉ではないとされている。

片柳村染谷のこの事件は、犠牲者の氏名が分かり、墓があり、殺害時の状況もある程度判明している稀有な例である。日本人民衆によって組織された自警団による関東大震災時の朝鮮人虐殺事件を具体的に思い浮かべ、向き合うことができる事件である。本研究では、この事例を主な対象にしていく。

(2) 帝国日本の支配構造と朝鮮人虐殺

学校で使われている歴史の教科書でこの朝鮮人虐殺事件はどう記述されているのだろうか。全国で最も採択率が高く、歴史教育に大きな影響力を持つ高校日本史教科書、山川出版社『詳説日本史 B』改訂版(2016年検定)は関東大震災時の朝鮮人虐殺について次のように記述している。

関東大震災の混乱

〔前段で震災の被害について記述した後〕 関東大震災後におきた朝鮮人・中国人殺傷事件は、自然災害が人為的な殺傷行為を大規模に誘発した例として日本の災害史上、ほかに類をみないものであった。流言により多くの朝鮮人が殺傷された背景としては、日本の植民地支配に対する抵抗運動への恐怖心と、民族的な差別意識があったとみられる。さらに9月4日夜、亀戸警察署構内で警備に当たっていた軍隊によって社会主義者10人が殺害され、16日には憲兵により大杉栄と伊藤野枝、大杉の甥が殺害された。市民・警察・軍がともに例外的とはいえない規模で武力や暴力を行使したことがわかる。(331頁)

この教科書は流言の発生源やなぜ「殺傷」という行為にまで及んだのかについては言及せず、朝鮮人虐殺の背景として「植民地支配に対する抵抗運動への恐怖心と民族的な差別意

⁴ 東京の南葛飾郡での軍隊による虐殺については、山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺—その国家責任と民衆責任』創史社、2003年、187～204頁。千葉での軍隊による虐殺については、千葉県における追悼・調査実行委員会編『いわれなく殺された人々—関東大震災と朝鮮人』青木書店、1983年、72～131頁。神奈川での警察が深く関わっていたとされる虐殺については、山本すみ子「横浜における関東大震災時朝鮮人虐殺」『大原社会問題研究所雑誌』第668号、2014年6月。

識」を上げている。自警団という語を使わずに「市民」と表現し、朝鮮人に対する日本の「市民」の「恐怖心」と「差別意識」、つまり日本人の「心」と「意識」を取り上げて、虐殺事件を引き起こした原因であるとしているのである。

確かに数千人の朝鮮人を虐殺したのは軍隊、警察と自警団に組織された日本人民衆であり、その日本人の過った意識に目を向けて反省することは重要なことである。しかし、この「恐怖心」や「差別意識」は一人ひとりの日本人が成長するなかで、歴史的社会的に形成されたものであり、その構造を明らかにしてこそ歴史的な教訓を導き出すことができるのだろう。この歴史的社会的な構造の核になっていたのは、この教科書の記述の中にもある「植民地支配」である。帝国日本の植民地支配及び国内支配と朝鮮人虐殺事件の関係を見ていかなければ、「朝鮮人差別は止めましょう」といった「道徳」の育成に終始しかねない。

埼玉での朝鮮人虐殺事件の場合、県の内務部長が9月2日付で発した「不逞朝鮮人暴動に関する件」という「移牒」が事件の原因の一つとして当初から指摘されていた。なぜ、国家の機関がこのような流言蜚語を公的な通知として出したのだろうか。通知を受けた日本人民衆がなぜ朝鮮人を虐殺するという理不尽で残忍な事件を起こしたのだろうか。そもそも「不逞朝鮮人」などという言葉はいつ誰がどのような意識を持って使い始めたのだろうか。

帝国日本のどのような支配の構造が、当時の日本人に夥しい朝鮮人を虐殺するほどの「抵抗運動への恐怖心」や「民族差別」を形成したのかを明らかにすれば、上記の問いを解くことができるだろう。埼玉の地域に根ざして、帝国日本の支配構造とそこでの地域の民衆の存在について明らかにすることを本論文の第一の課題とする。

第1章では、流言蜚語を捏造し、拡散した埼玉県の「移牒」の果たした役割について検討する。また、第2章では在郷軍人による「不逞朝鮮人」観の地域への浸透について、地域に植え付けられていた植民地支配の構造について検討する。第3章では事件後に日本人民衆の加害の自覚を阻んだ政府による異例の恩赦について検討する。なお、先行研究については各章の課題のところでは言及する。

(3) 加害の記憶を継承することの難しさ

関東大震災時の朝鮮人虐殺における加害者である民衆の責任と国家責任との関係の見直し、並びに事件後の調査等の困難性について、田中正敬は「朝鮮人虐殺事件には国家・民衆双方が主体的に関与しており、とりわけ国家の関与が事件を大きくした決定的な原因であったと考えている。その関与の実態を隠蔽するために、事件の解明は充分に行われず、朝鮮人が事件に抗議したり犠牲者を追悼する行為も様々な弾圧や規制を受けた」とし、「それぞれの地域の事件の様相は国家の関与のあり方により異なっていたが、国家が関与していたことが事件調査などその「処理」にも影響を与えることとなった」とする⁵。

⁵ 田中正敬「関東大震災時の朝鮮人虐殺とその犠牲者をめぐって」専修大学人文科学研究所編『移動と定住の文化誌』彩流社、2011年。

また、日本の民衆による墓碑や追悼碑の建立の経緯や碑文を分析した山田昭次は、碑文に日本国家と民衆が虐殺主体であることを明記していないと指摘して「日本人民衆が朝鮮人を虐殺した罪を告白しない限り、日本民衆をそこに追い込んだ日本国家のより大きな罪は隠され続ける。日本人民衆は朝鮮人虐殺に自己が加担した責任を直視しつつ、自己をそこに追い込んだ国家責任を明らかにし、問うという同時的課題を負っている」と述べる⁶。

民衆には虐殺に至った自己を反省するとともに、虐殺の加担者にしたてあげた国家の責任を告発するという責任があり、これをしなければ、いつまでも国家責任は隠され続けることになるとしている。

本論文の第1～3章で論ずるように、国家は埼玉での朝鮮人虐殺事件に様々なかたちで深く関与し、また事件後には国家責任を隠蔽するため様々な工作もしているが、埼玉での事件の場合は、前述のとおり軍隊と警察は目に見えるかたちでは朝鮮人虐殺には関わっていない。直接、朝鮮人虐殺に手を染めたのは民衆自身なのである。

100年余り前の事件について民衆自身が「罪を告白」し、国家責任を追及するということは思想的にも実践的にも困難を伴うものであると思う。以下に見るように、これはそう容易な話ではない。しかし、山田の言うとおりのままでは国家責任は隠され続けてしまう。

片柳村染谷での事件の犠牲者姜大興の墓が事件現場近くの常泉寺にある。当時の染谷の区長高橋吉三郎の孫にあたる高橋隆亮と日朝協会埼玉県連合会は、2007年から犠牲者の命日である9月4日に常泉寺で「朝鮮人犠牲者追悼会」を毎年開催し、筆者自身も当初から関わってきた。

2016年9月にはNHKの番組「関東大震災と朝鮮人 悲劇はなぜ起きたのか」で染谷の事件と姜大興の墓を守ってきた高橋隆亮の取り組みが放映され、また追悼会がマスコミでも何回か報道された結果、毎年60人前後の参列者を迎え追悼会は定着してきたが、染谷の地元の方の参加は今でも少ない。

2014年に追悼会に参加した当時90歳になる染谷の元婦人会役員の方は、事件当時義理の父が合図の猟銃を撃ったこと、また染谷では事件のことは誰もが口をつぐんで話してこなかったこと、事件の内容は伝えられなかったがお盆とお彼岸には婦人会で墓に線香をあげるように言われてきたこと、などを小さな声で筆者に語ってくれた。残念ながら、この女性は今は亡くなられている。つまり、事件現場の染谷の人々の中では、これまでこの事件の記憶が継承されてきたとは言えないのである。

一方、200人を超える朝鮮人が虐殺された熊谷、神保原、本庄では毎年9月1日に行政が主催して朝鮮人犠牲者を追悼する会が催されている。日朝協会埼玉県連合会は2017年、さいたま市に対して常泉寺での追悼会へ賛同と協力を申し入れたが、前向きな回答を得ることは出来なかった。こうした対応と比べれば、熊谷市・上里町・本庄市の取り組みはきわめ

⁶ 前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺』、38～39頁。

て貴重である。後述する歴史修正主義勢力によって虐殺否定論が振りまかれる状況の中で、行政が毎年追悼式を実施していることの意味は大きい。

しかし、筆者が2019年に熊谷市、上里町、本庄市の追悼式に参加して感じたのは、犠牲者追悼の式典自体は市長はじめ多くの参加者のもとで厳粛に行われたのだが、参加者のほとんどが在日韓国・朝鮮人団体、市議員や行政関係者で、一般の市民が参加して事件を学び、継承していくという点では不十分ではないかという点だった。なお、寄居、児玉でも犠牲者が出ており、妻沼では日本人が犠牲になっているが民間でも行政でも2020年時点では追悼する会は行われていない。

日本の侵略と植民地支配の忘却状況について、山田朗は「戦争の記憶の風化」が叫ばれることはあっても、「植民地支配の記憶の風化」はすでに語られることすらなくなっている⁷と述べている。このような状況の中でも、日本国内各地に残る強制連行された朝鮮人の遺骨や犠牲者の墓碑など、植民地支配の「かけら」を掘り起こし、探求する日本人の活動を伊藤智永は報告している⁸。伊藤は「和解」「協調と貢献」「建設」などのタームに彩られた「未来志向」の戦争の思い出し方に抗ううえで「植民地支配の記憶こそは、戦争の思い出し方を変える足場になるに違いない」と述べる。つまり、植民地支配の記憶こそ加害の面をしっかりと見据えて戦争を思い出す基盤になるというのである。

関東大震災時の朝鮮人虐殺事件は、まさに日本国内の地域に残る植民地支配の「かけら」であり、しかも自警団による事件の場合は、地域の民衆自身が直接虐殺に手を下した加害者でもあり、日本人民衆にとっては最も思い出したくない、つらい「かけら」である。しかし、ここに向き合ってこそ植民地支配と戦争の加害の問題を自らの問題として認識できると思う。

関東大震災時に県内で多数の朝鮮人が虐殺された埼玉の県民にとって、自らが住み、生活する地域に根ざして事件に向き合うことができるはずであるが、現状ではできているとはいえないだろう。さらに、事件を次の世代に語り継ぎ、継承する取り組みはこれからの大きな課題になっている。

第4章では、戦後社会の中で事件がどのように調査・追悼され、また歴史教育でどのように実践されてきたかを地域に根ざして整理し、加害責任の自覚について検討する。また、補論として歴史教育における課題について検討し、展望を示したい。

私たち日本人民衆が100年余り過去のつらい加害の歴史を想起し、植民地支配の責任を自覚し、次の世代に継承するとはどのような思想と実践なのかを明らかにしたい。このことを本研究の第二の課題とする。

⁷ 山田朗「天皇代替わりにあたり天皇の戦争責任を考える」『前衛』第974号、2019年5月。

⁸ 伊藤智永は『忘却された支配』（岩波書店、2016年）で、日本国内の各地に残る植民地支配の「かけら」を掘り起こし、支配の歴史に向き合い、和解に向けて模索する日本人の取り組みを報告している。

第2節 本研究の手法及び史料について

(1) 本研究の手法

本研究では、地域に根ざすという方法を取る。地域に根ざして関東大震災時の朝鮮人虐殺の歴史を明らかにすることにより、朝鮮植民地支配が自分からは縁遠い国と国の問題ではなく、自分にとって身近な地域の人々、自分と同じように生活し、仕事をしていた人々が加害者となって、支配されていた朝鮮人を殺害したという事件に向き合うことで、自分自身の問題として受け止めることができると考えるからである。

第4章で論ずるが、1973年に聞き取り調査の報告書『民族の棘—関東大震災と朝鮮人虐殺の記憶』を出版した日朝協会豊島支部の青年たちは、調査の動機について「関東大震災や朝鮮人虐殺のことは頭では知っていても、イメージとしてはピンとこなかった。イメージとして理解してないとなかなか現実感がわかないし、この事件について生きた証言で肉づけしておかないと自分自身の問題にならないと思ったからです」と述べている。

地域に根ざして具体的に事件をイメージすることによって、自分自身の問題として考えられるようになったのであり、そのことが植民地支配の残酷さに気づき、加害責任への自覚へと繋がったのだと考えられる。このような意味で地域に根ざすという方法は、歴史を自分自身の問題として捉え、考えていくうえでたいへん有効であると考えられる。

同時に、次の若者、子ども世代に植民地支配による加害の歴史を継承する上でも、関東大震災時の朝鮮人虐殺を地域に根ざして掘り起こすことで、歴史修正主義の虐殺否定論に怯むことなく、教員が教材化して授業に役立てることもできるだろう。本研究がその一助になると考えている。

(2) 主に使用する史・資料について

これからの叙述の中で、一つの資料集と二つの地域史料を数多く用いるので、まずこの史・資料について述べておきたい。

ア.『増補保存版 かくされていた歴史—関東大震災と埼玉の朝鮮人虐殺事件』(関東大震災60周年朝鮮人犠牲者調査追悼事業実行委員会、1987年)

この資料集は、関東大震災から50周年の1973年7月、日朝協会埼玉県連合会の呼びかけにより「関東大震災五十周年朝鮮人犠牲者調査・追悼事業実行委員会」が結成され、埼玉県における関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の全県的な調査が行われ、翌1974年にその調査報告書として『かくされていた歴史』(旧版)が刊行された。内容は埼玉での朝鮮人虐殺事件の概要と特徴をまとめ、聞き取り調査によって得られた65件もの目撃証言、当時の主要新聞記事、政府関係文書及び当時の調査記録、県内関係の資料、美談として残されている記録など、多数の資料を収録している。

なかでもこの時の調査によって確認できた朝鮮人犠牲者の数を最低数193人、「証言には

出てくるが確認にまではいたっていない数」を 30～47 人、総計 223～240 人と結論付けたことは、今日犠牲者数が明確でないことを理由に事件自体がなかったかのように主張する歴史修正主義勢力の攻撃があるなかで、きわめて貴重な成果であった。

その後、新たに発見された資料を追加収録して、1987 年に「増補保存版」として刊行された。この地域資料集については、以後『かくされていた歴史』と記載する。

イ. 高橋吉三郎と区長関係文書、手帳

前述のように、埼玉県北足立郡片柳村染谷で、震災発生から 3 日後の 1923 年 9 月 4 日午前 3 時頃、一人の朝鮮人青年、姜大興が自警団によって虐殺されるという事件が発生した⁹。

警察は、県南部で多数の朝鮮人を「保護・収容」し、9 月 3 日夜頃から県南部から中山道を北へと連行を始めた¹⁰のだが、姜大興はその途中、現在の北浦和駅付近で中山道から岩槻への道に逃げたと考えられ、山崎付近から片柳村方面へと迷い込み、染谷の自警団と遭遇し殺害されたのである。

事件当時の染谷の区長高橋吉三郎は、1885 年 10 月 28 日生まれ、事件当時 37 歳であった。孫にあたる高橋隆亮の話によれば、吉三郎は地元の片柳小学校卒業後、県立浦和中学に進学、大学への進学を希望するが、父親から「大学などに行くとアカになるから」と認められなかったという。日本で最初の社会主義政党、社会民主党が誕生したのは 1901 年から、吉三郎が 16 歳中学 4 年生の時で、父親が心配するような時代状況もあったのだろう。

高橋家は、この父親の代から吉三郎の代の頃、織物業を手掛けて相当な財を築き、得た資金で染谷の多くの土地を購入し、地主として成長していったという。吉三郎の代には「地球肥料(株)」という肥料会社を設立したり、村の人々への金融業も行っていった。また、吉三郎は村の人々を講に組織して大山、御岳山、榛名山などへ参拝旅行をするなど、村の人々の親睦にも気を配っていたという。

染谷の八雲神社に「篤志記念 一金五百円也 高橋吉三郎殿」と刻まれた碑がある。これは 1925 年に染谷内の村道を敷くにあたって、砂利の費用 500 円を吉三郎が寄附したことへ「大字染谷一同」が感謝の意をこめて建てたものである。区長の役割には里道修繕、掃除、河川の浚渫など部落機能に関わる側面と徴税、教育、衛生など村長の命令に基づく行政末端機構としての側面がある¹¹。吉三郎の行動を見ると、行政の末端という自覚も持たされていたとは思いますが、一方で多額の私財を投じて村の人々の生活向上に尽くしたり、村の親睦に努めたりする意識が強い区長だったと考えられる。

⁹ 『読売新聞』1923 年 11 月 4 日(前掲、『かくされていた歴史』424～425 頁)に予審の決定書に基づき事件の詳細が報道されている。

¹⁰ 「9 月 3 日の夜東京方面から避難して来た朝鮮人百八十九名が中仙道を村から村へと傳遞護送されて大宮町を通過」などの記述がある(埼玉県北足立郡役所編纂『埼玉県北足立郡大正震災誌』1925 年、350 頁)。

¹¹ 安田浩『近代天皇制国家の歴史的位置』大月書店、2011 年、129～131 頁。

2015年7月、高橋吉三郎が保管していた事件に関わる区長関係の通知類、封筒及び自警団の夜警に関わる「支出覚」を高橋隆亮が自宅で発見した。通知類は、玄関のすぐ横の大きな簿記機の引き出しのなかに一括して丸められてあり、外見からは何の書類なのかは全く分からなかった。さらに2016年10月には、同じ場所から事件に関する経過を記録した吉三郎の手帳を筆者が発見した。手帳の記録についてはさしあたり「吉三郎メモ」と名付ける。手帳には、村の人々と訪れた伊勢・宮島・京都などの旅行記、大山登山、一人で放浪の旅に出た「遊々の記」と題する文も収められており、日付ごとに記した日記のような性格のものではない。吉三郎は他にも米価、川越での陸軍特別大演習、折々の家庭訓、榛名山紀行、欧州の戦乱、などを記した「思乃まにまに」と題した大正初期頃のノートも残っていて、かなり筆まめな人物であったと思われる。

吉三郎が事件に関係する通知類を捨てずに保存し、「吉三郎メモ」も残っていたということは、おそらく自ら区長を務めていた染谷で起こった朝鮮人虐殺事件について何らかの特別な思いがあったからではないかと推察できる。

「吉三郎メモ」の中の朝鮮人虐殺事件の記事の最初の頁の上には「大正十三年九月一日十一時五十七分 大震起ル」とやや大きな文字で表題が記されている。そして20頁にわたって、9月1日の大震災発生直前から書き起こし、事件の発生、被疑者の検挙、取り調べ、公判、判決、恩赦に至る一連の事実経過が記されている。最後の頁には「十三年三月十五日 特別ニ執行猶予赦免サル 此記事ハ証年□后記シタルモノナレバ漫ハ覚違アルモ写シ□シ」とある(□は判読不明、以下同じ)。これらは事件翌年の1924年3月15日に有罪判決を受けた自警団員たちの執行猶予が免ぜられたことを機に、自身の日記などの記録をもとにこの手帳にまとめて記述したものであると考えられる。

この史料は朝鮮人虐殺事件を起こした自警団の当該の区長が事件のてん末について書いた記録であり、この地域における関東大震災時の朝鮮人虐殺事件にとっては一級の史料とも言うべききわめて貴重なものである。

ウ.『綾川武治 述 埼玉県自警団事件経過真相』

埼玉県の自警団事件に関わるもう一つの地域史料は、ガリ版刷り56頁の冊子で、表紙に「極秘」の印「用スミ後 却」と記されているので、一部の者だけが閲覧した私家版の冊子だと思われる。書名は『綾川武治 述 埼玉県自警団事件経過真相』、著者として「関東自警同盟」とある。埼玉県立熊谷図書館が複写・製本したものを所蔵している。

著者の綾川武治(1891~1966年)は、熊谷市(旧妻沼町善ヶ島)出身、東京帝大卒、弁護士、戦前に衆議院議員を一期つとめている。東大在学中から国家主義運動に関わり、関東大震災当時は大川周明の斡旋で南満州鉄道株式会社総務部事務局管轄の東亜経済調査局に就職し、調査係をしていたようである¹²。

¹² 綾川武治については、木下宏一『近代日本の国家主義エリート—綾川武治の思想と行動』(論創社、

この冊子は、震災時の埼玉県内の自警団による朝鮮人虐殺事件の経緯と検挙、裁判についてかなり詳細に記述している。全体として、国家主義者の立場から綾川の生まれ故郷である熊谷をはじめ埼玉県北部地域で起こった自警団事件について記述している。そして、朝鮮人虐殺の原因となった「移牒」について触れ、その責任を自警団のみに課して自ら責任を取らない埼玉県当局、目的もなく朝鮮人を中山道を北へと「逋送」した警察、さらには政府を強く批判するものとなっている。

裁判での検察による求刑は、1923年11月6日に本庄・神保原、7日に熊谷、8日に寄居での事件に関係する被告に行われている¹³。検事の求刑までは書かれているが、11月26日の判決までは書いていないので、おそらく11月8日以降で25日以前に作成されたと思われる¹⁴。自警団事件の裁判に関わるところが比較的詳しく記述されているのは綾川が弁護士の経歴の持ち主でもあったからだろう。その意味で裁判関係の記述については信ぴょう性が高いと見てよいだろう。事件の裁判資料がほとんど公開されていないなかで、担当検事の論告の一部や事件の被告の氏名・年齢・職業なども記されており、きわめて貴重なものである。この史料については、以下『綾川経過真相』と記す。

2014年)に詳しい。自警団事件との関わりについても若干記述されているが、綾川らの具体的な活動内容や背景については十分記述されていない。

¹³ 「本庄と神保原両事件の求刑重いのが懲役四年」(『東京日日新聞』1923年11月7日)、「膝に手を組んで検事を拝む被告 懲役六ヶ月以上三年」(『東京日日新聞』1923年11月8日)、「寄居の鮮人殺しに峻烈なる論告 罪を当局に帰する弁論、判決は来る二六日」(『東京朝日新聞』1923年11月9日)、以上は前掲、『かくされていた歴史』184、172、194頁に収録。

¹⁴ 史料を保管する埼玉県立熊谷図書館の詳細情報によると「関東自警同盟大正12年序川口市 加々美友幸氏所蔵資料の電子複写」とあり、1923年に作成されたと思われる。

第1章 朝鮮人虐殺と埼玉県「移牒」

本章の課題

「不逞鮮人」の「放火」、「井戸に投毒」、「襲来」などの流言蜚語は関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の原因とされているが、そうした流言は、どこで、誰が、どの時点で発生させたのかについては、これまで古くから議論されてきた。また、流言蜚語がなぜ自警団に組織された民衆を「虐殺」という尋常ではない行動に駆り立てたのかも議論されてきた。これらのことは日本人民衆による朝鮮人虐殺事件において、民衆の責任を検討するうえで重要な点である。

関東大震災時の埼玉県における朝鮮人虐殺事件では、前述のとおり軍隊と警察は直接的には虐殺行為には関わっていないとされ、みな自警団や地域の群衆が実行したとされている。直接的には国家の関与はないとされているが、事件当初から指摘されているように、埼玉県での自警団事件の原因として、県の内務部長が発した9月2日付けの「不逞鮮人暴動に関する件」という「移牒」が「埼玉の事件の鍵をにぎるもの」であることは間違いない¹⁵。

本章では、民衆に対して県が流した「不逞鮮人暴動」という誤認情報がいかなるタイミングで地域の民衆に通知され、いかなる内容であったのかを改めて検討し、それが民衆に何を求めたのか、なぜ自警団は朝鮮人虐殺を実行したのかを埼玉県南部の地域の史料から描くことで、流言蜚語の発生源と虐殺の筋道を解明する。

流言蜚語の発生源について、姜徳相の整理によれば、大きくは自然発生説か官憲捏造説かに分けることができる。前者は民衆の朝鮮人差別観が大震災という異常事態に直面して流言として噴出したとする松尾尊兎の自然発生説で、この場合朝鮮人虐殺事件の大きな原因は日本人民衆の差別意識の問題へと収斂されていく。それに対して後者は、権力者が特定の予断に基づき捏造したとする姜徳相らの説である。この場合、事件の根本的な原因は国家権力が戒厳令施行の名分として朝鮮人「襲来」などの流言を捏造し、それにのせられた日本人民衆が加担したという国家権力犯罪にまとめられる¹⁶。以下、このことに関わる先行研究を国家権力の関与を視点に見ていきたい。

鈴木淳は「不逞鮮人」に関する「噂」は被災地各所から発生したに違いないと自然発生説をとり、民衆が殺害という行動を取ったことについて「噂で警戒することと、朝鮮人と見れば見境なく暴行し、あるいは殺害するという行動との間には距離がある」とする。「噂」を信ずる土壌として「朝鮮人に対する無理解と差別意識」を指摘し、それを殺害へと「飛躍」させた要因として「震災後の興奮や持って行き場のない怒り、そして目立つような勇ましい行動を取りたい意欲」などの人々の意識をあげている。警察と軍隊による朝鮮人虐殺につい

¹⁵ 前掲、『かくされていた歴史』18～24頁。

¹⁶ 姜徳相『関東大震災・虐殺の記憶』青丘文化社、2003年、56～57頁。

でも、警察や軍隊がこの「噂」を「信じて行動」したことによるとし、このことがさらに「噂の信憑性を高め、また過激な行動を誘発した」としている¹⁷。

「飛躍」の要因は、震災の「興奮」「行き場のない怒り」、自己顕示欲などの日本人民衆の意識、そして流言を信じた警察と軍の行動にあったとしているのだ。戒厳令による軍隊の出動や後述する自警団による警戒を要請した通知などについては、自警団による虐殺事件にとって「過激な行動を誘発した」要因として副次的な位置づけになっている。

藤野裕子は内務省あるいは埼玉県が発した誤認情報など、虐殺を誘発した権力側の通知等について指摘し、国家の重大な責任について論ずるが、朝鮮人を虐殺した民衆は「国家によって操られた被害者」とするのは間違いだとし¹⁸、暴力行使における民衆の主体性に眼を凝らす。

藤野は、東京の南綾瀬村柳原で9月3日夜に発生した自警団事件の裁判記録を史料にして、朝鮮人虐殺を生んだ地域社会の権力構造について分析する。朝鮮人を虐殺した自警団員は日本社会の下層の人々で地域社会のよそ者だったのであり、虐殺という「圧倒的な暴力」を生んだ原因には「社会の劣位に位置する者のよりどころとなる文化」としての「義侠心」や地域社会の外の人々の「自らも朝鮮人に間違われ、殺されるかもしれない」恐怖があったと論じている¹⁹。この自警団事件での「官憲の直接的・間接的な関与」について「官憲により東京で伝播された流言が避難民の口をとおして柳原に伝わったこと、流言の一部は軍隊からもたらされたと思われること、軍隊による四ツ木橋での虐殺が流言を裏付ける作用をもたらしたこと、軍隊が自警集団に武装を許可したこと」²⁰など具体的にあげている。しかし、朝鮮人虐殺における民衆の暴力の論理を解くという問題設定からか、「日本人社会内部の権力関係」こそ重視すべきであるとしている。裁判記録の詳細な検討から国家の関与を明らかにしながらも、自警団員が虐殺という行為に「飛躍」した要因を地域社会の権力構造や男たちの「義侠心」に求めている。また、埼玉の本庄の虐殺では「天下晴れての人殺し」のもとで、人を殺すことへの好奇心、虐殺によって国家への貢献を誇りたいという意識なども指摘している²¹。

一方、姜徳相は官憲自身の「不逞鮮人」に対する疑心暗鬼こそが流言の発生源であり、それが官憲中枢に還元し、次には戒厳令の発令や内務省警保局長の全国に発した電文などお上の権威を伴って民衆に向けて再下降したとしている²²。

¹⁷ 鈴木淳『関東大震災 消防・医療・ボランティアから検証する』講談社学術文庫、2016年、173～185頁。

¹⁸ 藤野裕子『民衆暴力』中公新書、2020年、176頁。

¹⁹ 藤野裕子「関東大震災時の朝鮮人虐殺と向き合う―災害時の公権力と共同性をめぐって」歴史学研究会編『震災・核災害の時代と歴史学』青木書店、2012年。

²⁰ 藤野裕子『都市と暴動の民衆史 東京・1905—1923』有志社、2015年、191頁。

²¹ 前掲、藤野『民衆暴力』191～193頁。

²² 前掲、姜『関東大震災・虐殺の記憶』47～80頁。

山田昭次は、流言は官民いずれから発生したかは確証しがたいとしつつも、9月1日夕方という早い段階から東京の上野、本郷、埼玉県入間町で警察官・署が誤認情報を流し、2日も東京の各地や川崎でも流されるという史料を示している。そして、3日午前8時15分に内務省警保局長が各地方長官に発した朝鮮人暴動を認定した電文と2日付けで埼玉県内務部長が県内町村に伝えた「移牒」を示している²³。事件発生の原因として、民衆が流言を信じるだけで事件を起こしたとは考えられず、「官憲が流した情報だからこそ、これを間違いない」と信じて虐殺に走ったとしている。つまり官憲の誤認情報こそが「飛躍」の大きな要因だったとしているのだ。

姜と山田は流言蜚語の発生源に対する認識は異なっているが、国家権力が「権威」を伴って流した流言蜚語あるいは誤認情報が自警団による朝鮮人虐殺事件の発生にきわめて重要な役割を果たしていると見ている。官憲から発せられた朝鮮人の「放火」「投毒」「襲来」などの情報は、確かに一般的な流言よりも信ぴょう性の高い重大なものと受け止められ、日本人民衆は朝鮮人に対する現実的な「恐怖」を感じたであろう。

これらの先行研究に共通していることは、軍や警察が流言蜚語の拡散に関わっていること、内務省や県の「不逞鮮人」の誤認情報も朝鮮人虐殺事件を誘発した原因の一つであるとして、程度の差はあるものの国家権力の関与を否定していない。しかし、「不逞鮮人」誤認情報が具体的にどう地域にもたらされたのか、地域の自警団がそれをどう受け止めたのかについての検討は十分に行われていない。そこで、埼玉県南部地域の史料を読み解くことによって、この課題について検討してみたい。

第1節 9月3日、事態の急展開

(1) 状況を一変させた「急報」

「吉三郎メモ」によれば、9月1日、吉三郎は大宮駅を午前11時前後の列車に乗って上野に行っている。上野の山下の料亭で打ち合わせをすることになっていたが、相手が不在だったため、御徒町の電話交換局の北側に行ったとき、午前11時58分大震災に遭遇する。その後、上野から汽車に乗ろうとするが、荒川の鉄橋が被害にあったということで、発車できず、吉三郎は徒歩で王子まで行き、そこで運よく貨物自動車 came たので無理に乗せてもらい戸田橋まで来る。そこから蕨まで歩き、そこからは自転車で自宅にたどりついている。帰宅の時刻は午後6時頃だったという。

上野から王子、荒川を戸田橋で渡り戸田、蕨、その後おそらく中山道から岩槻道を経て帰宅したもようである。途中、同行する者が二人登場するが、ビスケットを分けて食べたとか、「本日ノ大災害ニ驚クヨリ外ナク恐怖ノ様ナリ」と語られているだけで、「不逞鮮人」に関わることは一切記録されていない。そして、翌日9月2日のことは何も書かれていない。

²³ 山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』創史社、2011年、57～68頁。

なお、片柳村は大宮駅からは東に約 6 ㎞、岩槻駅からは南西に約 6 ㎞と市街地からは離れた村だった。1889 年に旧大宮市域の東南部の 13 か村が合併して成立しており、その時の戸数は 553 戸 3,457 人で旧大宮市域では最も大きかった²⁴。震災時の被害は、死傷者ゼロ、家屋の全潰 1 戸、半潰 5 戸(当時の全戸数 618 戸)、片柳小学校の校舎が「二寸位傾斜」とされており、旧大宮市域全体の死者が 31 人、負傷者 43 人、全潰 88 戸、半潰 138 戸²⁵と比べると比較的軽微であった。大宮町では国鉄大宮工場の建物が崩れ落ちて 24 人の犠牲者が出ている²⁶ほどであるから、片柳村でも地震の揺れ自体はかなり激しかったと想像される。しかし、死傷者の発生や家屋倒壊による混乱はなく、震災の被害という点では村の秩序は維持されていたと見てよいだろう。

そして、9 月 3 日「午後三時頃ニ不逞鮮人ノ件生スベシ 急報役場ニ到着セシト 消防、在郷軍人青年団共同ニテ夜番スルコトニ決定ス」と書く。片柳村役場に「急報」が届いて「不逞鮮人」の問題が発生し、消防・在郷軍人・青年団で夜警することになったとしている。その後「12. 9. 3 夜 9 4 午前 3 時」と手帳の上部に事件の発生した日時を表題のように記し、「日将ニ暮ントスル頃ヨリ様々ノ情報頻々トシテ来リ浦和ハ鮮人ノ襲来ニヨリ縣廳ハ今將ニ放火サレントシ」と書き始める。日が暮れようとする頃ということは、午後 6 時過ぎだろうか、この頃になって流言蜚語が出現したとしている。また、「今二時間軍隊ノ出動ナカリセバ」とも書いている。「軍隊ノ出動」との記述があることを見ると、9 月 3 日夕方の段階で、吉三郎は東京で戒厳令が出され、軍が出動していることを知っていたと思われる。そして、「□□□後家人ヲ強姦シ□□□ト号外ガ…」と新聞の号外のことと思われる記述もこの後に出てくる。流言蜚語や「不逞鮮人」の動向を報じた新聞号外のこと、役場からの「急報」の後に出てくるのである。

「急報」が届いた後、片柳村は緊迫につつまれていく。「吉三郎メモ」は続いて自警団が姜大興を追いかけ、虐殺する場面を記述している。まず「一時頃ト覚シキ頃南山崎方面ニ警鐘鳴リ火災如キニ見エタルアリスワ鮮人ノ襲来ヨト各人驚ク」とある。南山崎という地名はないが、染谷から南西方向の浦和の木崎方面へ 2 キロくらいの所に山崎があり、その南方と見られる場所で午前 1 時頃警鐘が鳴ったのだろう。

次に「二時半頃山方面ニ警鐘乱打シ□□ト西□方面ニ向フ 来タート大声ニ呼ハル芝山ノ前ヨリト余ハ□虚言ノ□聞キシカバウソナリト思ヒテシニ此度一水流ノ後方ニテ頻リニ呼ビシラス 遂ニハ□所村ノ田ノ方ニ向ツテ来タート連呼シヌ」と続く。午前 2 時半頃に「山方面ニ警鐘」(「山」とは染谷の南西方向にある片柳村の区の名である。)が乱打され、「来ター」という大声が聞こえたが、吉三郎は「ウソ」だと思っていたが、「頻リニ呼ビ」「来タート連呼」する声を聞き、本当だと考えたようだ。事件直前まで吉三郎はまさか本当に「不

²⁴ 『大宮市史』第 4 巻、大宮市、1982 年、205 頁。

²⁵ 同上、454 頁。

²⁶ 同上、453 頁。

遅鮮人」が襲撃に来るとは考えていなかったようだ。

9月1日に上野で震災に遭遇し、午後6時ようやく片柳村に帰宅し、翌2日には震災に関する記述はなく、3日の「午後三時」に役場からの「急報」がまずあって「不遅鮮人」の問題が起こり、その後に追い打ちをかけるように流言蜚語が広がってきたという順番で記述されているのである。そして「急報」の重要な点の一つ「不遅鮮人」の「襲来」について、吉三郎は事件直前まで半信半疑だったのである。この「急報」は埼玉県から郡役所を通じて各町村さらに各区長に指示された「移牒」であるが、その内容については後述する。

(2) 近隣村の状況

・三室村

片柳村と同じ北足立郡役所管内で、芝川を挟んで南に位置する隣の三室村(現さいたま市緑区)の三室小学校の「学校沿革誌」の1923年9月1日には、三室村の名誉職一同が「宮城拝観ノ光栄ニ浴シ」新宿御苑にいたところで震災に遭遇し、一同は徒歩で午後10時に帰宅したと記述している²⁷。東京の警視庁管内で9月1日「午後3時頃 社会主義者及ビ鮮人ノ放火多シ」という流言が発生していたという官憲側の記録²⁸があり、1日の午後には東京のどこかで流言蜚語が発生していたという。この中を避難してきたとすれば何らかの流言に接していた可能性はある。しかし、東京での流言蜚語については何も書かれていない。翌日の9月2日は日曜ということもあってか、この日の記載はない。

しかし、9月3日には「郡役所ヨリ不遅鮮人警備ニ関スル通牒アリタリ、午後三時頃不遅鮮人襲来ストノ報ニ接ス浦和附近ノ各町村全部警鐘ヲ乱打ス、本村ニテモ消防組、軍人分会、青年団員、学校職員、役場吏員等全部出勤シ警戒ノ任ニ当ル、続テ夜警ヲナス」²⁹というように「不遅鮮人警備ニ関スル」郡役所からの「通牒」が届き、「午後三時頃不遅鮮人襲来ス」との情報が入り、各町村で警鐘が乱打されて緊迫した状況になっていったことを物語る記述を見ることができる。

同じ時刻頃の三室村から南西方向に3.5 kmほどの浦和町の状況について9月4日付『上毛新聞』は「警鐘を乱打し 浦和町の大警戒 東電浦和開閉所より前橋支店に報告した処によると鮮人多数入町し為に各町に於て警鐘を乱打し之が防禦当って居る町中は鼎の涌いた様な騒然たる状況である。(午後3時24分記)」³⁰と伝えている。ここからも9月3日午後に緊迫した状況になっていったことがわかる。

三室村では「不遅鮮人」問題の発生は9月3日郡役所からの「通牒」と午後3時頃から広がった流言である。しかも、「吉三郎メモ」と同じように役所からの「通牒」の後

²⁷ 三室小学校編「学校沿革誌」『浦和市史』第4巻近代資料編Ⅲ、浦和市、1981年、766頁。

²⁸ 警視庁編『大正大震災災誌』1925年、445頁。

²⁹ 前掲、三室小学校編「学校沿革誌」、766頁。

³⁰ 『上毛新聞』1923年9月4日前掲、『かくされていた歴史』409頁。

に「不逞鮮人襲来」という流言を記述している。

・安行村

さらに同じ北足立郡役所管内の安行村(現川口市東部の安行)の長島彦太郎(以後、彦太郎)の詳細な震災の記録『関東大地震実記』³¹から見てみよう。安行村は川口駅からは北東方面に約6キロ離れた農村地帯であるが、片柳村よりも東京に近かったせいか、住宅の全壊99戸、半壊66戸、死者6名というかなりの被害が発生している。彦太郎は当時安行村青年団領家支部長をしていた人物である³²。

『関東大地震実記』は「第一震動」「第二震害状況」「第三震害見聞」「第四夜警ト鮮人騒ギ」との構成で記述され、安行では朝鮮人虐殺事件は起こらなかったようだが、「第四」で夜警、流言蜚語、役場からの通知などたいへん詳細に記述されている。まず村で倒壊家屋や死傷者も多く戸締りもできない家が大部分だったので自警の必要を感じ9月1日には自警団が組織されたという。その後巡査が詰所に来て東京の火災の状況とともに「小菅刑務所カラ150人モ囚人ガ逃走シタカラ諸君方モ一層警戒スル様ニ」と言われて「人心緊張シテ殺気立ツテ来タ」と記述している。「不逞鮮人」ではないが、1日午後には警察官から「囚人ガ逃走」との誤認情報が伝えられて「殺気立ツ」状況になっている。しかし、この時点で自警団の武装等については記述されていない。

彦太郎は9月2日には王子で圧死した親戚と思われる芳蔵の遺体を引き取りに5人で東京に行っているが、風が強く燃え残りの紙類が安行近くへも降ってきたなどの記述はあるが、「不逞鮮人」に関わる流言は何も書いていない。王子警察署は「9月1日午後4時突如トシテ鮮人放火ノ流言管内ニ起コリ、更ニ2日以降ニ至リテハ、毒薬ノ撒布・爆弾ノ投擲・殺人・掠奪等、アラユル暴行ノ状態ヲ伝ヘタリ」³³と報告している。王子は東京の中でも1日午後4時という最も早い時期に流言が発生したとされる場所である。王子警察署の報告のとおり「不逞鮮人」の「放火」「毒薬」「爆弾」「殺人」「掠奪」「アラユル暴行」といった流言を彦太郎が王子で聞いたとすれば、2日中に安行村に帰ってきた青年団領家支部長が流言について何も書かず、何の行動も呼びかけなかったとは考えられない。

彦太郎は流言を耳にしなかったか、耳にしたもののその流言は一定の緊迫感を伴って彼の記憶に残り、何らかの行動を起こすものではなかったのではないだろうか。王子での証言の一つに「9月2日 本日午後より不逞鮮人この際或る行動を起せりという流言甚だし。(略)夜半(午前2時頃)不逞鮮人約300余人、尾久町方面より王子町に侵入、堀の内方面にては既に町民と鮮人との間に争闘開かれたりとの報」³⁴というのがある。王子では2日の午後

³¹ 『川口市史』近代資料編I、川口市、1983年、473～483頁。

³² 『川口市史』通史編下巻、川口市、1988年、299頁。

³³ 前掲、警視庁『大正大震災災誌』1299頁。

³⁴ 「高木助一郎〔王子村十上条(現・中十条1丁目)で被災〕」西崎雅夫『関東大震災朝鮮人虐殺の記録—東京地区別1100の証言』現代書館、2016年、73頁。

から流言が現れたというのだ。1日午後4時に流言が発生し、翌2日にはどんどん拡大したとする王子警察署の報告は、流言の発生時刻、内容ともに一定の潤色がされている可能性はぬぐえない。

次に9月3日、「不逞鮮人」のことが出てくる。「大地震及東京ノ大火災を機トシ不逞鮮人が東京、横浜ニ暴動シ其ノ余波ハ我県内ニモ侵入シテ早ヤ其ノ一団ハ根岸鳩ヶ谷方面ニ出沒シタトノ怪報ガ三日午後二時頃ニ中山芳太郎方ヲ取片付ノ際達セラレタノデ、中山方ヲ退散シテ各自棍棒、鍬、万能、刀、鎗等ノ兇器ヲ持参シ村ノ入口ヤ其他要所ノヲ警戒シタ」と書き、その時の状況を「戦時以上ノ気分デ人心ノ動揺、其ノ極ニ達シ安眠モ出来ズ殺氣紛々ノ状態ト成ツテ来タ」と表現している。

突如村を「戦時以上ノ気分」に陥れた3日午後2時頃の「怪報」とは何であろうか。前述のとおり安行村は片柳村と同じ北足立郡役所の管内の村である。片柳村の染谷の区長「吉三郎メモ」では3日午後3時頃に村役場から「急報」があり状況が一変したと述べたが、安行村の午後2時頃の「怪報」は、時間的に見て郡役所から村役場を通じて各区長に伝えられた県からの「移牒」であったと考えられる。この「怪報」について彦太郎が「達セラレタ」と表現しているのは、流言などを耳にしたのではなく、何らかの公的な情報が通達されたというニュアンスを読み取ることもできるだろう。安行村でも流言蜚語が伝わっていた様子はなく、地震被害の住宅の片付けをしていたところが、9月3日午後2時頃村役場からと思われる「怪報」によって突然「戦時以上」の状況がつくられたのである。

その後の3日の状況は次のとおりである。「鳩谷へ東京方面カラ2人鮮人来タ」のを馬方が「憤恨止ミ難ク出刃包丁ニテ一名へ切り付ケタ」とか「西新宿ニテ鮮人3名ヲ取押へ」とか「十二月田デハ鮮人婦人頭髮ノ中ニ爆弾数个ヲ隠シ歩メルヲ発見シ丸裸体ニシタ」とか「不逞鮮人」が実際に出没したかのような情報を書き、その夜には寺院の晩鐘が鳴り、「短銃ノ音ニ発聞エ」などして騒然としていた状況が記述されている。さらにこの時の村の人々の様子について「鮮人暴行団襲来ノ報流言飛語ハ早鐘ノ如ク伝播シ極度ノ不安ト恐怖ニテ各地住民ハ半狂乱トナッタ」「女共ハ殊ニ恐レテ居テ斬リ殺サレルノヲ覚悟シタソウダ」とまで書いている。その後翌4日、5日まで「不逞鮮人」の出没情報と自警団の出動が繰り返されている。

・戸田村

『戸田市史』通史編下に戸田村の日坂安右衛門の日記によって当時の状況が叙述されている。日坂安右衛門は当時52歳、郡会議員をつとめたこともある人物で、中山道沿いに住んでいて戸田橋を渡ってくる避難民を実際に目にしているとされる。

9月2日には「時々震動アリ 東京市尚焼ケツ、アリ、上野方面へ被難民自動車、自転車ニ乗セ、又見舞人自動車ニテ打続キ通行シ、切りナキガ如シ」と中山道を避難民と見舞人が行き来する様子を書いているが、流言蜚語については何も書いていないという³⁵。避難民が

³⁵ 『戸田市史』通史編下、戸田市、1987年、239～240頁。

通る中山道沿いに居ながら、9月2日には流言蜚語を耳にしていないようなのである。

ここで少し東京から埼玉への避難民等の移動について見てみたい。赤羽・川口間には舟を繋いだ船橋がかかっていたが、これは2列になって渡ったという証言もあり³⁶、あまり多くの人々の移動には使われていないようだ。9月2日の川口の救護総人員は150人であるが、3日になると30,000人と急増している³⁷。船橋だけでなく、3日にはまだ復旧していない鉄道の橋梁を渡ってきた可能性があるだろう。一方、東京からの避難民の多くは徒歩で戸田橋を渡り蕨、浦和、大宮へと中山道を北上したようである。中山道沿いの大宮救護所（大宮尋常高等小学校）の避難民の収容人員数は2日が500人であったのが3日には30,000人へと急増し、4日には6,000人へ減少している³⁸。北足立郡役所の記録でも9月3日に「東京罹災避難者徒歩にて中仙道及汽車によりて来るもの算なし又東京へ見舞として行くもの物資運搬する人、車織るが如し」³⁹とあるように、戸田橋を渡り中山道を通って埼玉に入ってきた避難民が急増するのは3日からのようである。

また埼玉県内の高崎線、東北線は震災翌日の2日から運行していたが、赤羽・川口間の橋梁を仮修理して日暮里から埼玉県内へ開通したのは9月4日からであった⁴⁰。つまり、東京方面からの避難者や東海道線不通のため関西方面に向かう人々の埼玉県内への流入は9月3日以降本格化し、その多くは戸田橋を徒歩で渡ったと見てよいだろう。

そして、日記の9月3日に「鮮人等火ヲ付ケル由ニ聞ク、鮮人等警察官ト抜刀戦フアリ、市中戒厳令ヲ発布セラルト…鮮人式、川口ニ捕ハル、通行セリ…不逞鮮人各所ニ放火シ、三百年ノ文化ハ一場ノ夢、ハカバト化シタリ云フ、吾地ニ於イテモ消防隊及青年会ニテ警戒セリ」⁴¹と書いている。3日から「不逞鮮人」に関する流言蜚語や自警団の結成、警戒について記述されるのだが、これが避難民から伝わった流言蜚語によるものなのか、3日の午後には北足立郡役所から戸田村役場を通して知らされた「移牒」からなのかは分からない。ただ、重要なことは、東京方面からの避難民による流言蜚語が埼玉県内へ伝播したとすれば、最も早く、また大量だったと考えられる戸田村において、9月2日ではなく3日からだったということである。

(3) 「移牒」こそ流言蜚語の発生源

以上、北足立郡役所管内の埼玉県南部の4か村、片柳村、三室村、安行村、戸田村に

³⁶ 「避難民は二列となって赤羽から船橋を渡って「川口駅へ」「川口駅」へと動いていく其群集は大変なものだ」とある（「竹井長野県内務部長の脱出談」『名古屋新聞信州付録』1923年9月7日）。

³⁷ 埼玉県北足立郡役所編纂『埼玉県北足立郡大正震災誌』昭文堂、1925年、22頁。

³⁸ 前掲、『大宮市史』第4巻、461頁。

³⁹ 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』206頁。

⁴⁰ 東京朝日新聞社編纂『関東大震災記』1923年10月10日、17頁。

⁴¹ 前掲、『戸田市史』通史編下、260頁。

おける9月2日から3日の「不逞鮮人」に関する流言の状況、郡役所から「移牒」と思われる通知が伝えられた時期、その後の状況について見てきた。

確かに9月1日夕方から東京ではいくつかの場所で流言蜚語と自警団による朝鮮人に対する迫害が発生している⁴²。しかし、9月1日の夜10時に東京から三室村に帰ってきた村の名譽職の人々、9月2日に王子に行った安行村の彦太郎は流言蜚語を耳にした様子はない。9月2日から自宅前の中山道を通行する東京から避難民を見ている日坂安右衛門も流言蜚語を聞いたのは9月3日からだったようである。官憲資料の警視庁『大正大震火災誌』と対比すれば、9月1日、2日の段階で埼玉県南部に居住する彼らは皆流言蜚語を耳にした可能性は高いと思われるがそのような記述はない。

ほぼ共通しているのは、9月3日の午後の動きである。片柳村では「午後三時頃」に北足立郡役所から村役場に「急報」と表現された通知が届き、その後「不逞鮮人」に関する流言蜚語が出てきて、自警団による夜警へと事態が急速に動く展開である。三室村でも郡役所からの「通牒」があつて「午後3時頃」には流言蜚語が伝わり、自警団による夜警が開始されていく。安行村では「午後2時頃」に郡役所からと思われる「怪報」が村へ「達セラレ」た後「不逞鮮人」が出没するという流言が伝わり、村ではすでに自警団は組織されていたが、彼らは日本刀や槍で武装し「戦時以上ノ気分」「殺気紛々」という状態がつくられたのである。9月2日から戸田橋を渡って東京からの避難民の通行が「切りナキガ如シ」戸田村でも「不逞鮮人」に関する話は認められないが、避難民からか村役場からかは不明だが、3日になって「鮮人等火ヲ付ケル」等の流言が出てきて自警団が結成されている。

9月3日午後に北足立郡役所から村役場、そして各区長へと降ろされた埼玉県からの「移牒」が伝えられる以前、埼玉県南部地域の村の人々は「不逞鮮人」の流言はほとんど耳にしていなかったか、あるいは耳にしていたとしても、記録に書き留め、恐怖に怯え朝鮮人を殺害するというものではなかったことが地域史料から読み取ることができるだろう。

このことは埼玉県内の自警団事件の原因を見るうえできわめて重要なことで、埼玉県北部地域では9月4日に熊谷、神保原、本庄で、5日には寄居、児玉で合わせれば少なくとも200人以上の朝鮮人が虐殺されるが、これらの事件を引き起こした流言蜚語の第一報は東京からの避難民から広がったのではなく、その一報は9月3日午後に各郡役所から管下の町村に伝えられた「移牒」によるものだった可能性が高い。

そのことを裏付ける証言がある。当時青年団員として本庄駅で救護に当たっていた栗田剛は「二日になって汽車が動き出し、避難民が続々本庄駅にやってきました。私達は、二日ごろから避難民の救護にあたりました。この頃になって、やっと東京のことの片鱗が判ってきました。」と述べた後「三日だと思いますが、郡書記の門平文平氏が、駅で

⁴² 前掲、姜『関東大震災・虐殺の記憶』84～88頁。

集まっていた主だった人達に、県の通牒文を読み上げたのだそうです。その内容はたちまち広がりました。その通牒以前は、殆どの人は朝鮮人の暴動という事を知らなかったと思います。」⁴³と証言しているのである。この「通牒文」とは県の「移牒」であることは間違いない。

また、熊谷、寄居などを管内とする大里郡役所の秋葉郡長は「9月2日午後1時15分ごろ県庁から電話で、不逞鮮人が各所に彷徨し盛んに放火し…とのことで、翌朝9人の郡書記に県からの通牒をそのまま伝達しそれぞれ各町村に命じました」⁴⁴と1923年11月1日の浦和地裁の公判で証言している。後述する「移牒」の作成経緯を見れば、県庁から郡役所への連絡は「9月2日午後1時15分」は明らかに間違いで、9月2日のもっと遅い時間帯である。ただし、秋葉郡長は9月2日に埼玉県庁近くの北足立郡役所を震災見舞のために訪れている⁴⁵ので、埼玉県の情報を一早くつかんでいた可能性はあるが、「移牒」は3日の午前中に郡書記によって管下の町村に伝達され、その後各区長に伝えられたのであろう。

以上の状況から総合的に判断すれば、関東大震災時に朝鮮人虐殺事件が起こった埼玉県内の地域における流言蜚語は東京からの避難民が発生源となり、それが拡散されたり、「移牒」がその流言蜚語に信びよう性を与えたりしたというのではなく、9月3日午後頃に県がその「権威」を伴って発出し、各地域に伝えた「移牒」こそ流言蜚語の発生源そのものだった可能性がきわめて高いのである。

第2節 虐殺への「飛躍」となった「移牒」

(1) 「移牒」の作成と区長への通知

9月3日午後3時、染谷(第三区)の区長吉三郎は片柳村の坂東村長からカーボンで複写された次のような召集通知を受け取り、役場に行って説明を受けて「急報」の内容を知った。

片発第291号 大正十二年九月三日 片柳村長 ㊟

第三区長殿

今回ノ震災ニ関シ監督官庁ヨリ秘密ニ注意指示セラレタル件及御配慮御協議申度有之候間、此状御披見次第直ニ御出頭煩シ度此段及通知候

追テ貴職差支ノ場合ハ代理者御出席相成様御配慮煩度候

片柳村の坂東村長が村内の各区長へ「今回ノ震災ニ関シ監督官庁ヨリ秘密ニ注意指示セラレタル件及御配慮御協議」⁴⁶したい件があるので出頭されたいという公式通知である。

⁴³ 栗田剛「青年団員の語る本庄事件」前掲、『かくされていた歴史』106頁。

⁴⁴ 『東京日日新聞』1923年11月2日前掲、『かくされていた歴史』169頁。

⁴⁵ 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』200頁。

⁴⁶ これは高橋宅で発見された「片発第291号 大正十二年九月三日 片柳村長」というもので、カーボン紙で複写したものだった。同じ内容のものが村の行政文書「大正12・13年度震災関係書類綴 片柳村」(さいたま市アーカイブズセンター所蔵)の中にも残されていた。

ここで出てくる「注意指示」「御配慮御協議」する内容は、後述する埼玉県から県下一市九郡役所に向けて発せられた香坂昌康内務部長の9月2日付「庶務第八号」「不逞鮮人暴動に関する件」という「移牒」を指している。

片柳村が9月26日付けで北足立郡役所に報告した「自警団ニ関スル調査方の件」に対する回答には「九月三日郡役所発庶第八号注意方通牒ニ基キ、村長ハ消防組頭・在郷軍人分会長・青年団長ヲ集メ協議シ各区毎（行政区ニシテ主トシテ大字ニヨル）適当ナル措置ヲ取ルコト、区内役員ニ書類又ハ口頭ヲ以テ伝達スルコト」⁴⁷とあり、9月3日郡役所からの「庶第八号」に基づき自警団を組織したことが明記されている。

この9月2日付け「移牒」の作成及び県下への通知について見ておこう。永井柳太郎議員の1923年12月15日の帝国議会での質問によれば、「移牒」の作成並びに県下への連絡の経過は次のとおりである。9月2日内務省本省で打合せを終えて午後5時に埼玉県庁に帰ってきた地方課長が香坂内務部長に報告し、この報告に基づいて香坂は「移牒」を作成し、各郡役所に電話連絡を行い、郡役所は管下の町村に文書或いは電話で連絡したという⁴⁸。

「綾川経過真相」によれば「香坂内務部長ハ、守谷属ヲシテ、午後七時頃ヨリ県内各郡役所ニ宛テ、電話ヲ以テ移牒ヲ発シタ。守谷属ハ、先ヅ第一ニ、北足立郡役所ニ移牒電話ヲ発シタ。北足立郡役所ハ、即夜謄写版ヲ持テ移牒文ヲ印刷シ、郡内各町村ニ宛テ発送シタ」⁴⁹とあり、県下郡役所への電話連絡は9月2日午後7時以降であると思われる。また、北足立郡役所は「移牒」をすぐに謄写版で印刷して、各町村に発送したようだ。そして、「吉三郎メモ」から分かるように、片柳村ではおそらく9月3日になって「移牒」が北足立郡役所から村役場に伝えられ、3日の午後3時に各区の区長に伝達されたと見るのが妥当だろう。

また、近隣の県でも行政ルートを通じて「不逞鮮人」に関わる通知があったことが、断片的ではあるが記録されている。千葉県大和田町大和田新田（現八千代市）では、習志野の騎兵連隊から引き渡された朝鮮人を地域の自警団が虐殺したのだが、この経緯を記録した日記には「三日 区長の引続き(継)をやる。(中略)と決定。一切を渡す。夜になり、東京大火不逞鮮人の暴動警戒を要する趣、役場より通知有り。在郷軍人団青年団やる」⁵⁰とある。9月3日の夜に役場からの「不逞鮮人の暴動警戒を要する」旨の通知があったことが分かる。

群馬県藤岡町では9月5日、6日に自警団が17人の朝鮮人を虐殺するという事件が起きている。この際、9月3日付で佐波郡長が町村長あてに「東京府下震火災に際し囚人多数脱出し、又不逞鮮人暴行有之たるやに聞き及び候処、警戒の嚴重となるに随い、是等不逞の徒何時当地方へ入り込むやも測りがたく候条、この際警備隊を組織し、警戒を嚴重ならしむる

⁴⁷ 『大宮市史』別巻1、大宮市、1985年、218頁。

⁴⁸ 『官報号外 衆議院議事速記録第5号』1923年12月16日、琴乗洞編・解説『朝鮮人虐殺に関する知識人の反応1』緑蔭書房、1996年、75頁。

⁴⁹ 前掲、『綾川経過真相』5～6頁。

⁵⁰ 千葉県における追悼・調査実行委員会編『いわれなく殺された人びと』青木書店、1983年、6頁。

よう」との通知を発出していたという⁵¹。ここでも町村に「不逞鮮人暴行有之」「警戒を厳重」にせよとの通知が3日に伝えられている。つまり、内務省の本省が東京の近隣県に「不逞鮮人」に対する「警戒」を命ずる何らかの通知の発出を求めていることが考えられる。

以上のような埼玉県での経過及び近隣県の状況から、「不逞鮮人暴動に関する件」という埼玉県内務部長の「移牒」は内務省本省と協議の上作成され、9月3日に県下各町村に通知されたものである。

しかも片柳村では「移牒」の通達は一戸ごとに徹底して行われていたようだ。北足立郡役所への自警団に関する調査に対する報告の中で、片柳村当局は「郡長告諭・総理大臣告諭・知事告諭・戒厳司令官・同参謀長告諭、或ハ注意・緊急勅令ノ趣旨徹底宣伝方ニツキ頗ル敏活ニ之ヲ行ヒ、村内各戸ニ周知セシメ得タル」⁵²と記述している。村が通知類をガリ版印刷し、区長を通じて各戸ごとに配布して周知徹底をはかっていたのである。高橋吉三郎が保管していた事件に関わる区長関係の通知類などが自宅で発見されたが、多くはB5版半分より少し小さいサイズ用の紙にガリ版印刷されたもので、各戸に配布した残部を吉三郎が保存していたものと思われる。

このような状況から「不逞鮮人」に対する対処や自警団についての村民への情報伝達は相当徹底していたと見てよいだろう。たとえば、関東戒厳司令部による9月7日付の「注意」という通知は、同じものが千葉県の船橋では各戸配布でなく、ビラにされて9月6日に飛行機からまかされている⁵³。飛行機からの散布と比べれば、区長からの各戸配布はその徹底度は格段に高かっただろう。

「不逞鮮人暴動」という流言蜚語が躍る埼玉県の「移牒」は、片柳村の各戸に徹底して知らされていたと考えられる。

(2) 「不逞鮮人」との戦闘命令

庶発第八号

大正十二年九月二日

埼玉県内務部長

郡町村長宛

不逞鮮人暴動に関する件

移 牒

今回の震災に対し、東京に於いて不逞鮮人の盲動これ有り、又其間過激思想を有する

⁵¹ 『群馬県史』通史編第7巻、群馬県、1991年、592頁。

⁵² 前掲、『大宮市史』別巻1、218～219頁。

⁵³ 平形千恵子「千葉県での虐殺—船橋での自警団事件—」「企画展示関東大震災時の朝鮮人虐殺と国家・民衆」実行委員会・在日韓人歴史資料館共編『「関東大震災時の朝鮮人虐殺と国家・民衆」資料と解説』2010年、46頁。

徒らに和し、以って彼等の目的を達せんとする趣聞及漸次其の毒手を振はんとするやの惧れ有之候に付ては、此の際町村当局者は、在郷軍人分会、消防隊青年団等と一致協力して、其の警戒に任じ一朝有事の場合には、速かに適當の方策を講ずる様至急相当御手配相成度、右其筋の来牒により、此段及移牒候也。

1923年9月2日付けで、埼玉県の香坂内務部長が県下一市九郡役所に向けて発した「移牒」である。この「移牒」の実物は現存していないのだが、上記は吉野作造が「圧迫と虐殺」⁵⁴(1924年)という論文の中で紹介しているものである。

「移牒」の概略をまとめれば、(1)「不逞鮮人」が東京で「暴動」を起こしている、(2)社会主義者と共に彼らの目的達成(日本からの独立)のために「暴動」を起こし、毒手を振るう(日本人を殺害する)危険がある、(3)在郷軍人・青年団・消防隊等で自警団を組織して警戒せよ、(4)もしも「一朝有事」の場合にはすぐに適切な方策を講ぜよ、以上4点であった。

「不逞鮮人」の「暴動」という流言蜚語が埼玉県内にはまだ伝わっていない時点で、県内務部長が「暴動」を既定の事実として認定し、「不逞鮮人」が日本からの独立達成のために日本人を殺害しようとしている、これに対し自警団を組織して警戒し、場合によっては戦闘せよという内容であった。

この「移牒」と9月2日午後に内務省警保局長後藤文夫が作成し、海軍東京無線電信所船橋送信所から翌3日午前8時15分に全国に送った電文⁵⁵を比較してみよう。電文は以下のとおりである。

東京付近の震災を利用し、朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し、石油を注ぎて放火するものあり。既に東京府下には一部戒厳令を施行したるが故に、各地に於て充分周密なる視察を加え、鮮人の行動に対して厳密なる取締を加えられたし。

電文は「移牒」の「不逞鮮人暴動」の具体的内容として、「放火」「爆弾」「石油」などが記されている。また「移牒」には記述のない「戒厳令」のことが記され、朝鮮人の行動を厳しく取り締まることを指示している。一方、県内務部長の「移牒」は「社会主義者」との連携については言及してはいるが「暴動」の具体的内容は書かれていない。

警保局長の電文と比較すれば、「移牒」の重点はあきらかに後半の自警団の組織化と「一朝有事の場合には、速かに適當の方策を講ずる」という部分であることがわかる。この「一朝有事」とは、「不逞鮮人」が「暴動」を起こし、「襲来」してくることを想定していることは容易に想像できる。ならば、「適當の方策」とは自警団が武器を持って戦うことを指示したと考えざるをえない。つまり、武器を持って「暴動」を起こし「襲来」する「不逞鮮人」と戦闘し殺害、虐殺せよと命じたと言ってよいだろう。ここにこそ日本人民衆を虐殺へと「飛躍」させた最大の要因があったと考える。

⁵⁴ 吉野作造「圧迫と虐殺」前掲、『かくされていた歴史』223頁。

⁵⁵ 前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』62～64頁。

片柳村の村長は「移牒」をなぜ「秘密ニ注意指示セラレタル件」と呼んだのだろうか。片柳村と同じ北足立郡役所管内の尾間木村役場へ伝えられた「移牒」は饗庭喜蔵の「大震災日誌」の中に記述されているが⁵⁶、「庶発第八号」の後に㊦が記入され、件名が「不逞鮮人放火ニ関スル件通牒」となっている点など、いくつか異なる部分がある。それは、郡役所から村への連絡が電話によるものだったために生じた異同だったようだが、北足立郡役所が「移牒」を「秘密」の指示であるとした点では共通している。

片柳村の村長は各区長への「移牒」の説明に際し、武器を使用して「暴動」し「襲来」する「不逞鮮人」と戦闘し殺害せよと命じたからこそ、口外してはならない「秘密」の指示であるとしたのだろう。実際、「吉三郎メモ」には「別ニ警戒団ノ刃物ヲ持参セヨト誰人モ云フシニアラネド各人棍棒日本刀 鎗 短銃 鳥打銃等ヲ持参シ集マル 青年団ハ余ノ門前ニ一旦集り部署ニ付ク」とあり、具体的な指示を出したわけではないが、自警団が棍棒、日本刀、鎗、銃等で武装して吉三郎の自宅前に集合し、夜警の任務に就いたことが記述されている。

武器を用意せよと命じなくても、「不逞鮮人暴行」について、王子警察署の報告のように「毒薬ノ撒布・爆弾ノ投擲・殺人・掠奪等、アラユル暴行」などという事態が説明されれば武器を持って集合するのは当然だろう。このように村当局の説明を受けた吉三郎の指示によって、染谷の自警団員たちには「不逞鮮人」の「襲来」に対して武器を持って戦闘する覚悟と準備がされていった。

安行村の彦太郎は「血氣ノ青年ヤ在郷軍人等ハ日本刀、脇差、鎗、竹槍、鉄棒等ヲ持ツテ自警団ヲ形成シタ、東京ノ火災ハ不逞鮮人ト社会主義者ノ所業ト噂サレ彼等ハ爆裂弾ヲ携ヘテ家ヲ焼キ毒薬ヲ井戸ニ投ジテ危害ヲ加ヘルソウダ。依テ東京方面デハ鮮人ハ誰彼ヲ問ハズ之ヲ捉ヘテ撲殺スル由」⁵⁷と書いている。「不逞鮮人」が「社会主義者」とセットで放火などをしているとの内容からも「怪報」が県からの「移牒」に基づくものであったのは間違いないだろう。こうして「移牒」が伝えられ、その内容が説明されると、自警団の在郷軍人、青年団らはまさに朝鮮人に対する殺人集団へと激変したのである。

第3節 軍隊による朝鮮人虐殺はなかったのか

埼玉県における関東大震災時の朝鮮人虐殺については、序章で述べたとおり軍隊が直接虐殺に関与してはいないとされ、虐殺を実行したのはひとえに地域の自警団や群衆であるとされている。もしも県内で軍が虐殺を実行し、民衆がそれを目撃して周囲に喧伝したとすれば、県の「移牒」以上に周辺地域への影響が大きかったと考えられる。そのことが疑われる川口の事例について検討したい。

『綾川経過真相』によれば、川口へは9月2日朝から東京からの避難民が続々と到着し、

⁵⁶ 饗庭喜蔵「大震災日誌」前掲、『かくされていた歴史』242頁。

⁵⁷ 前掲、『川口市史』近代資料編I、476頁。

川口町附近は異常な雑踏となり、「東京ニ於ケル遭難ノ実況殊ニ鮮人暴行ノ事実」が語られ、余震に加えて人々の恐怖感が高まっていった。そして、川口付近の住民の心に浮かんだ恐怖の対象は「川口町附近荒川河川改修工事ニ雇庸セラレツ、アッタ百余名ノ鮮人労働者デアッタ。」という。住民らはこの朝鮮人労働者の対する「所置[ママ]」を警察当局に迫るとともに、万一に備えて準備も始めていった。2日午後になると「東京府ヨリ更ニ百余名ノ鮮人ノ集団が川口町地内ニ到着」し、住民の「驚愕」は益々高まっていったという⁵⁸。

また、『埼玉県北足立郡大正震災誌』に、荒川沿岸の南平柳村領家の光音寺住職小林乗雲の話として、9月2日の深夜(3日に及ぶ)、朝鮮人労働者の住む堤防小屋を取り囲む「百有余名」の自警団が「不逞鮮人なり6名を引き出せと怒号」していたのに対して「鮮人に危害を加ふる勿れ」と大声で叱り付け、川口警察分署に朝鮮人の保護を求めて連れて行き、署長に申し入れたとある⁵⁹。

また、署に朝鮮人が保護されていることを聞きつけたと思われる群衆が、9月4日に警察分署を襲撃したという記述もあり、収容されていたのは「49名の鮮人並びに1名の支那人」とある⁶⁰。

このように9月2日午後から深夜にかけて、川口の住民の間に朝鮮人に対する「恐怖心」が広がっていったようである。そのために、浦和警察署川口分署は「百数十名の鮮人…〔中略〕…数组ニ分割シテ、逡送サレ、移牒文発送ト殆ソド前後シテ、九月二日夜カラ、川口町ヨリ鉄道線路ヲ伝ツテ、浦和町ニ出デ、中仙道ヲ北方ニ」向かって動き出している⁶¹。つまり、県の「移牒」が地域に届く以前に、川口付近の住民は朝鮮人に対する措置を警察署に求め、それを受けて警察は朝鮮人を数组に分けて、9月2日の夜から中山道を北に向かったのである。『綾川経過真相』の、中山道を北へと朝鮮人の連行を開始したとする2日夜という時間は、『埼玉県北足立郡大正震災誌』の記述よりもかなり早い。この食い違いの理由については不明である。

『埼玉県北足立郡大正震災誌』の「震災激甚地川口町に於ける救護施医の状況」によれば、川口では震災直後に町役場門前に炊出し場を開設し、罹災者の救援を行っていたが「此間に於て鮮人問題起りて人心恟々として不安の念日一日と高まり何時如何なる変事を惹起するやも計り難きを慮り同町在郷軍人分会并に消防組員と協力して治安維持に努め且赤羽工兵隊兵員の派遣を請ひ続て戒厳令を布かれて軍隊の出動に依り稍や鎮静を見る」⁶²にいたったというのである。北足立郡役所が9月2日の戒厳令が施行される以前に、「鮮人問題」への対処のために赤羽工兵隊の派遣を求めていたのである。

⁵⁸ 前掲、『綾川経過真相』4頁。

⁵⁹ 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』345頁。

⁶⁰ 同上、352頁。

⁶¹ 前掲、『綾川経過真相』10頁。

⁶² 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』109頁。

また、『東京府大正震災誌』によれば「在赤羽近衛、第一兩師団の工兵隊は、九月一日命を待つことなしに所要の兵力を屯営附近並東京市内に派遣して消防救出に従事し」⁶³とあり、戒厳令発令以前に赤羽の工兵隊は活動を始めていたのである。

このように「鮮人問題」によって川口の人々の「恐怖心」が高まり、赤羽の工兵隊も出動するという川口町の状況の中を避難した人物の体験談が『名古屋新聞』に掲載されている。震災当時、東海道線と中央線が不通となり、東京から名古屋方面に行くためには、歩いて赤羽に行き荒川を船橋⁶⁴で渡って川口へ、そこで列車に乗って高崎から長野に行き、塩尻に戻って中央線に乗り換え名古屋へ行くしか方法がなかった。このルートで岐阜県大垣に帰った人物の9月2日夜の川口での目撃談は次のとおりである。

猛火に包まれた東京市から川口を経て九死に一生を得て大垣に帰った同市北新町宮村松郎、中町成宮二郎両名は交々語る。私共は上野の山火事で追ひ出され二日夜七時頃迄食はず飲まずで日暮里迄逃げのび此処で汽車を見付け貨物列車の飛び乗ったが動かぬので夢中になって赤羽迄来たが 此処から又二里半の道をくたくたになって川口迄出た時は二日の夜九時ころであったが 荒川の鉄橋が落ちて居たので 舟橋を架けて貰って渡った、其時二十名程の不逞鮮人が群がって来てその舟橋を切断しました、其際二三人の人は流されて死んだやうでした何しろあたりが真暗で皆が川を渡って仕舞った頃軍隊が来て鮮人は撃退され四五人の鮮人が銃殺される所を見受けました、鮮人は労働者風の者で 私が来る時は川口町は焼けて居りませんでした、軍隊は殆ど一町毎に銃剣付きで町を護って居た⁶⁵

『埼玉県北足立郡大正震災誌』によれば、9月2日の「夜九時ころ」というのは前述の光音寺住職の小林乗雲が、荒川沿岸の堤防小屋付近で自警団が興奮していたため、その場に行き「年長鮮人」から6人の朝鮮人は「不逞ならざる旨」を聞き、一旦帰宅した時刻である⁶⁶。「帰宅後1時間」経って再び自警団員たちが騒ぎ出したために、前述のように川口警察分署に朝鮮人を連れて行ったのである。

船橋があったと思われる場所、領家の光音寺、また荒川沿岸の堤防小屋はおそらくそれ程離れた位置関係ではない。軍隊による朝鮮人の銃殺と堤防小屋を取り囲んだ自警団の動きは時間的に見て関連している可能性は高いだろう。

新聞記事によれば9月2日の夜の段階で川口に銃剣で武装した軍隊が出動していたことになる。赤羽の工兵隊と思われる部隊が船橋を渡って川口に来て警備にあたり、「四五人」

⁶³ 「第五編第四節 陸軍省及戒厳司令部」『東京府大正震災誌』東京府、1925年、23頁。

⁶⁴ 川口のお年寄りの方からの聞き取りでは、震災の後につくられたものではなく、普段から赤羽に行くために船を繋いで通行できるようにしていたという。また、赤羽・川口間の鉄橋の損害については「赤羽川口町間荒川の橋梁一部沈下仮修理の上四日より日暮里まで開通」（東京朝日新聞社編纂『関東大震災記』1923年10月10日、17頁）とあり、9月4日に仮復旧しているので被害は軽かったようである。

⁶⁵ 『名古屋新聞』1923年9月6日。

⁶⁶ 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』344～345頁。

の労働者風の朝鮮人が銃殺されたのを目撃したというのである。

また、『かくされていた歴史』によれば、川口での朝鮮人虐殺は吉野作造の調査では33人、地方新聞の中の伝え聞きとして30～70人という数字はあるものの、聞き取りや見聞記録の中からは虐殺の目撃者は一人も出ていない。ただし、「九月三日に東京に行った。…〔中略〕…荒川の船橋(渡し)のあたり、赤羽寄りに二十～三十名の死体が浮いているのを目撃した。朝鮮人の死体だと言われたのを覚えている」⁶⁷との証言がある。浦和の饗庭喜蔵の『大震災日誌』にも、9月3日午前「川口駅では大勢の群集が不逞鮮人とかを追廻して居たのを見掛けた。」また、赤羽側でも兵隊が不逞鮮人を追廻していたという記述もある⁶⁸。

以上のことをまとめると、次のことが言えるだろう。9月2日から東京の避難民から伝えられた「鮮人暴行の事実」や荒川河川改修工事に従事していた100人余の朝鮮人労働者の存在は川口町の住民の不安をかき立てていた。こうした状況に対処するべく北足立郡役所は赤羽の工兵隊の出動を要請し、『名古屋新聞』によれば、この部隊が9月2日午後9時頃、船橋附近と思われる場所で4～5人(45人とも取れるが)の朝鮮人を銃殺した可能性がある。また、このことが荒川沿岸の堤防小屋に住んでいた朝鮮人を迫害しようとした自警団の動きとも連動していたとも考えられる。

『名古屋新聞』の記事は、いくつかの周辺状況から推察して事実である可能性は高いと考えられる。そして、浦和警察川口分署は、2日の夜から朝鮮人を数組に分けて中山道を北に向けて連行していったようだ。川口の荒川沿岸の住民の朝鮮人に対する「恐怖心」が原因となって、赤羽工兵隊の出動と朝鮮人虐殺が引き起こされ、浦和警察川口分署による朝鮮人の中山道連行も始まったと考えられるのである。

9月2日夜はまだ埼玉県「移牒」が地域に届く前のことである。川口の人々の「恐怖心」が東京からの避難民の流言飛語によるものだったのか、赤羽工兵隊の出動と朝鮮人虐殺によるものだったのか、これを見極める確かな史料はまだないが、前述のように2日の川口で救護された避難民は150人と少ないところを見ると、避難民からというよりも軍隊による朝鮮人虐殺による可能性が高いと思われる。

9月2日夜という埼玉県内では最もはやい段階で軍隊が民衆のまえで直接朝鮮人を虐殺したとなれば、このことがその後の自警団による虐殺を誘発した可能性はきわめて大きい。しかし、川口での軍隊による虐殺と自警団による虐殺を関連付ける史料や証言は現在の所まだ見つかっていない。

本章のまとめ

以上、東京に隣接する埼玉県南部地域の史料を検討した結果、埼玉県内務部長の発した

⁶⁷ 中村晃一郎「赤羽寄りの荒川に20～30人の死体」前掲、『かくされていた歴史』58頁。

⁶⁸ 饗庭喜蔵「大震災日誌」前掲、『かくされていた歴史』257頁。

「移牒」は、東京方面からの避難者によって「不逞鮮人」に関わる流言蜚語が県内にまだ伝わっていない9月3日午後という時点で、流言蜚語の第一報＝発生源となった可能性がきわめて高い。

この「移牒」の流言蜚語は、民衆の中から自然発生的に広がったものを「認定」し、拡大したというのではなく、また流言の信ぴょう性を高めたというものでもなく、県という官の「権威」を伴った発生源だったのである。

しかも、その内容は「不逞鮮人」の「暴動」「襲来」などを既定の事実とし、自警団を組織し、殺害を予定した武器を持って「襲来」する「不逞鮮人」と戦闘せよと命じたのである。

「移牒」という官が意図的に発生させた誤認情報と、これとセットで命じられた「不逞鮮人」に対する戦闘＝殺害、虐殺の命令こそ村人たちを急速に朝鮮人虐殺へと「飛躍」させたものだったと考えられる。

国家の側の誤認情報を鵜呑みにして、命令に従って何の罪もない朝鮮人を虐殺した日本人民衆の責任は重いが、「移牒」が地域に届いたタイミングと内容を検討する限り、国家の責任はそれ以上に重大であると言わざるをえない。

なお、第3節で未確定ではあるが川口での軍隊による朝鮮人虐殺の可能性について論じた。今後の調査でこの事実が明確になり、自警団事件を誘発したことが明らかになれば、「移牒」だけに限らない国家の関与を指摘できることになるだろう。

第2章 在郷軍人の「不逞鮮人」経験と地域

本章の課題

関東大震災時に朝鮮人を虐殺した自警団の中で在郷軍人の果たした役割が大きかったことは、後述するようにこれまでも様々指摘されてきた。しかし、実際に組織された自警団の中で在郷軍人が具体的にどのような役割をはたし、それが地域の在郷軍人たちの軍隊・従軍経験とどのように結びついていたのかについては、必ずしも明らかにされてこなかった。

本章の課題は、地域における在郷軍人分会の在り方を検討するとともに、自警団が夥しい数の朝鮮人を虐殺した埼玉県北部地域(熊谷・神保原・本庄・寄居)での事件について、地域の在郷軍人の軍隊・従軍経験と朝鮮人虐殺事件において果たした役割の関係性を具体的に描くことである。そのことは事件が発生した地域と自警団に、朝鮮人虐殺を引き起こす素地となった「不逞鮮人」観がどのように形成されたのかを明らかにすることでもあるだろう。

『かくされていた歴史』の「事件の概要と特徴点」の中に「埼玉各地の事件の聞き取りの中で、朝鮮駐屯軍帰りの在郷軍人が幅をきかしている。これはいうなれば日本帝国主義の植民地支配の手足となり、弾圧の片棒をかつがされてきた人たちであった。」⁶⁹との記述がある。これは、熊谷など県北部地域で自ら聞き取り調査を行ない、執筆の中心となった当時熊谷女子高校社会科教員の石田貞の率直な印象であるとともに、自警団事件は日本人民衆が起こした犯罪であったが、同時に帝国日本の権力犯罪の側面があったことを指摘したものである。ただこの「朝鮮駐屯軍帰り」という表現が具体的にどのような軍隊・従軍経験と関わった文言なのかは定かではないし、石田が故人となってしまった現在、確認することはできない。

矢沢康祐は、在郷軍人は「権力犯罪と民族犯罪の接点」に存在し、朝鮮人に対する偏見や差別は一般的・抽象的に存在していたのではなく「個々の民衆の体験に媒介されて増振している」のではないかと、そうした問題意識から自警団の中心にいた在郷軍人及び軍隊と朝鮮人虐殺との関わりを検討している⁷⁰。矢沢は、『かくされていた歴史』に載る埼玉県北部地域での事件の証言などから「シベリア干渉戦争への参戦経験は、この戦争の反革命及びシベリア・間島在住朝鮮人の独立運動への過酷な弾圧という実態からみて、関東大震災における朝鮮人虐殺と無関係とはいえないように思う」と述べ、シベリア戦争に参戦した第14師団(宇都宮)に所属していたと思われる在郷軍人の従軍経験が県北部地域での朝鮮人虐殺と関係しているだろうとしている。しかし、虐殺に関わった在郷軍人が第14師団のどの部隊に所属し、シベリア戦争で朝鮮人との間でどのような従軍経験をしたかについては史料上の制約

⁶⁹ 「埼玉の事件の起った要因と特徴」前掲、『かくされていた歴史』55頁。

⁷⁰ 矢沢康祐「関東大震災における在郷軍人および軍隊による朝鮮人虐殺について」『専修大学人文科学年報』第20号、1990年。

から詰め切ることではできなかった。

姜徳相は関東大震災時の朝鮮人虐殺は、日本軍の東学農民との戦争、義兵戦争、三・一独立運動に対する弾圧・虐殺というように、戦争状態が伏流化していた日本の朝鮮支配の連続の中に位置付けられるとする⁷¹。帝国日本の植民地戦争、つまり植民地支配に抵抗する人々を武力によって制圧する戦争の中に関東大震災時の朝鮮人虐殺を位置付けるのである。

1920年代においては日本軍による三・一独立運動弾圧、間島虐殺、シベリア戦争の三つの経験が民族問題だけではない社会主義思想への対抗も含めた新たな朝鮮人との敵対関係が作り出され、関東大震災時の朝鮮人虐殺になったとしている。軍部、官憲が社会主義思想を帯びた朝鮮独立運動を警戒、敵視していた結果が戒厳令の布告であり、姜はこれを「朝鮮人に対する宣戦布告」であるとしている。

また姜は、帝国日本の植民地戦争を第一線で指揮した高級将校、軍人たちが、その後の関東大震災時には戒厳司令部などで要職についているという人脈の問題も指摘している。そして、植民地戦争を戦った兵士が関東大震災時に在郷軍人となり朝鮮人を虐殺したことについて次のように指摘する。「自警団が見境なく朝鮮人は敵だと襲いかかりますか、あれは日本の侵略戦争時の兵隊。彼らは朝鮮を経験している、『満州』、シベリアの戦争を経験している、除隊をして帰ってくる、兵隊に行く時には役に立つ兵士として敵視教育をされている、そういう属性を持たない限り町のおっちゃんが人殺しを簡単にできるものではない」と述べ、在郷軍人の中の「満州」・シベリアでの「不逞鮮人」「討伐」の経験を重視している。多少直感的な表現だが、本質を突いた指摘であるように思う。

姜の指摘する人脈の問題提起を受けて、愼蒼宇は関東大震災時に軍の要職を占めていた軍上層部の植民地戦争経験を一覧表にして、シベリア戦争や朝鮮人「暴徒討伐」を経験している者が多いことを明らかにしている⁷²。また、植民地戦争で「暴徒討伐」を経験している郷土部隊の出身地域と関東大震災時の朝鮮人迫害が行われた地域が関係しているのではないかと指摘する。「暴徒討伐」を経験した兵士たちが、在郷軍人として地域の自警団の一員となり関東大震災時の朝鮮人虐殺で重要な位置をしめただろうことは十分に想像できるが、実際の朝鮮人虐殺の現場で具体的にどのような役割を果たしたかについては言及されていないので隔靴搔痒の感は否めない。

本章では、朝鮮、間島、シベリアへと拡大していた帝国日本の植民地戦争における兵士レベルの「不逞鮮人」「討伐」経験がどのように自警団による朝鮮人虐殺と結びついていたかを事件現場の地域から具体的に明らかにすることで、姜徳相の直感的な指摘を史料的に裏付けていきたい。

⁷¹ 姜徳相「一国史を超えて」『大原社会問題研究所雑誌』第668号、2014年6月。

⁷² 愼蒼宇「日本の植民地支配と朝鮮人虐殺」朝鮮大学校朝鮮問題研究センター編『関東大震災時の朝鮮人虐殺と植民地支配責任』2019年。

第1節 地域における在郷軍人分会

(1) 町村の指導層でもあった在郷軍人分会役員

まず、地域において在郷軍人を組織した在郷軍人分会の成立について埼玉を例に見てみよう。そもそも在郷軍人とは満20歳に達した成年男子が徴兵検査で合格し、現役徴集者が3年間(歩兵・通信兵は通常2年間)兵営での軍隊教育を受けた後、地域にもどって予備役、後備役、あるいは補充兵役にあるものを指す⁷³。

帝国在郷軍人会が創立されたのは1910年11月3日であり、その翌年には埼玉県下の各地域にも分会が結成されるが、しばらくその活動は停滞していたようである⁷⁴。分会の活動が活発化するきっかけは、1915年に天皇が在郷軍人へ勅語を下ろし内帑金10万円を下賜したことにより、市町村から分会に補助金が出るようになったことだったという⁷⁵。

竹内将彦の研究⁷⁶に基づいて、埼玉県南部の木崎村(おおむね現さいたま市浦和区に相当)分会を例にして当初の活動状況を見てみたい。木崎村分会においては、1917年に村長、助役をはじめ村の有力者から寄附金を募る「基本財産設置事業」によって分会の財政が確立したことにより活動が活発になる⁷⁷。

もう一つ、活動が軌道に乗るかどうかは分会が軍の指導・統制のもとに置かれつつも、町村に受け入れられる組織であるかどうかにかかっていた。当時の木崎村分会の分会長の家は農業経営的には村内の上層に位置し、江戸後期には名主役をつとめ、明治以降は村会議員もつとめた村落指導者であった。また、分会の他の役員も村内中農層で多くは青年団や消防組の幹部を兼任している村落指導層であった⁷⁸。

従って、木崎村分会の活動も三大節での勅諭勅語奉読式や陸軍記念日の祝典、戦没者の祭典、軍事懇話会や撃剣会・射撃会など帝国在郷軍人会本部が定める事業だけでなく、「地方青年団ト親密ナル関係ヲ保チ青年ノ誘掖指導ニ協力スル」「地方公益改良事業ヲ幫助シ風教ノ改善ニ尽力スル」「産業発達ヲ図ル為メノ研究会開催等ニ賛助」⁷⁹するなど、村の青年層への教育や村の公益事業や産業発展に関わる事業なども分会規約の中に位置付けられていた。

このことは自警団における在郷軍人を見る上で重要である。1910年代後半からその活動が定着する地域の在郷軍人分会は、町村の指導層が分会役員となり、活動も軍事に関する活

⁷³ 藤井忠俊『在郷軍人会—良兵良民から赤紙・玉砕へ』岩波書店、2009年、2頁。

⁷⁴ 同上、52～55頁。

⁷⁵ 同上、61頁。

⁷⁶ 竹内将彦「地域における在郷軍人会の組織と活動—浦和周辺の事例にそくして」『浦和市史研究』第2号、浦和市、1987年3月。

⁷⁷ 同上、197～198頁。

⁷⁸ 同上、199～203頁。

⁷⁹ 「在郷軍人会木崎村分会規約」『浦和市史』第四巻、近代史料編Ⅱ、浦和市、1979年、562頁。

動だけでなく町村の利益に合致することも行っていたのである。また、1915年の内務省・文部省訓令により、青年団は在郷軍人に直結する団体であると位置付けられていた⁸⁰。このような在郷軍人分会の在り方から、消防組・青年団・在郷軍人によって構成されていた地域の自警団の中で在郷軍人は指導的な役割を担っていたと見るべきであろう。

(2) 帝国日本の模範的な臣民としての在郷軍人

次に自警団を構成していた在郷軍人と青年団が1910年代後半に国家からどのような存在であることが求められていたのか、第一次世界大戦後に内務省によって提唱、推進された戦後民力涵養運動から見てみたい。

1918年の米騒動、さらには労働運動・農民運動の高まり、1917年のロシア革命と共産主義思想の日本への流入、国内での社会主義運動の再興、さらには天皇制の権威の低下など、第一次世界大戦後のこのような大正デモクラシー状況に直面していた天皇制国家はまさに危機に瀕していたと言ってもよいだろう⁸¹。

こうした情勢を見据えて、内務省は1919年3月1日「戦後民力涵養に関する件」(訓令第94号)を発出し、民力涵養運動を始める。そこでは「立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ国家観念ヲ養成スルコト」を筆頭に、公共心の涵養、勤儉力行などの五大要綱が示され、そのためには「国体ノ精華」の発揚、天皇を中心とした「国家観念ヲ養成」するといった国家主義を「涵養」することが必要だとしていた⁸²。

埼玉県は戦後民力涵養委員会を組織し、1919年6月27日「戦後民力涵養実行要目」(訓令第29号)を各郡、町村に示達し、県下の町村は自治会・戸主会を設置、県が示す「実行要目」を基に「実行細目」を作成して実践していった⁸³。

秩父郡原谷村では村長の町田嘉之助を会長に「原谷村戸主会」が組織され、1921年に村長の諮問を受ける形で「戦後民力涵養実行細目」⁸⁴が決定される。形式的には地域の実態に応じて村が自主的に国家が求める「国家観念」を養成するための実践項目を決定することになっている。

ここには二つの大項目「第一 国民的信念ヲ旺盛ニスルコト」「第二 生活ヲ改善シ其ノ安定ヲ期スルコト」が掲げられ、国家主義の「涵養」に関わっては多くの細目があり、

⁸⁰ 前掲、藤井『在郷軍人会』63頁。

⁸¹ 渡辺治「日本帝国主義の支配構造—1920年代における天皇制国家秩序再編成の意義と限界—」(歴史学研究会編『民衆の生活・文化と変革主体』歴史学研究別冊特集、青木書店、1982年11月)。

⁸² 金原左門は、この時の原敬首相が最も不安に感じていたことは「日本に欧米のデモクラシー思想が流れ込み、民衆がいつとはなく国外の空気に感染し、階級闘争が激化していく気配であった」と指摘している(『昭和の歴史—昭和への胎動』小学館、1983年、41頁)。

⁸³ 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第5巻、1972年、580～590頁。

⁸⁴ 「戦後民力涵養実行細目 原谷村施設」(筆者所蔵)と題が書かれた22頁にわたるガリ版印刷の冊子で、細かく実践内容が記されている。

その項には「国史ノ要諦ヲ知徳セシムルコト」「国民道德鼓吹ニ努ムルコト」「十大祝祭日ノ意義ヲ了得シ必ズ国旗ヲ掲揚スルコト」、在郷軍人と青年団に関わっては「三大節等ニハ補習学校生徒在郷軍人会役員青年団役員等ハ小学校ノ祝賀式ニ参列スルコト」など、村民に対する教化主義的な項目が列記されている。

また、「立憲自治ノ観念」の陶冶に関わる細目の中に「青年団員在郷軍人会員ハ公民的修養ニ努ムルコト」という項があり、青年団と在郷軍人は「法令ノ閲読研究」を行い、事務所には「官報県報」を備え、団員、会員が閲読できるようにする、「公共的事業ニ従フコト」として「採種圃ノ経営試作地共同耕作及病虫害ノ駆除」など村の公益に関わる活動など九項目が列挙されている。

様々な行事等を取り組むことを通して、村民たちに天皇制国家主義を浸透させ、その中で在郷軍人・青年団は国家の最も忠実な「公民」として法令を守り、模範的な村民であることが求められていたのである。地域で天皇制国家主義を体現するような最も模範的な帝国日本のコアとなる臣民になることを在郷軍人と青年団は求められていたのである。

一方、帝国在郷軍人会本部からも寺内正毅会長が1918年10月12日の訓示で在郷軍人は「国家ノ中堅」「国民ノ儀表」であるべきと述べて以降、大正デモクラシー状況に対抗する理念としてこの文言は繰り返し強調された⁸⁵。つまり、在郷軍人は天皇制国家の最も忠実な臣民として、国家に対する義務を果たす中核として臣民の模範たるべき者でなくてはならなかったのである。

(3) 関東大震災での軍中央と在郷軍人分会

関東大震災の際、町村の在郷軍人分会は朝鮮人虐殺事件とどう関わっていくのだろうか。序章で言及した1923年9月4日午前3時頃、一人の朝鮮人青年姜大興が自警団によって虐殺された片柳村染谷での事件から検討してみよう。

事件の犯人として5人の自警団員が検挙されたが、その中で最年長の被告樞蔵(46歳)の名は、現在片柳小学校校庭にある「忠魂碑」(大正6年4月3日帝国在郷軍人会片柳村分会)の従軍者のなかに名前を見ることができる。さらに、染谷の八雲神社に1930年10月1日に建てられた「明治三十七八年 日露戦役従軍記念碑」裏の「片柳村大字染谷字東従軍者」6名(内1名戦死)の中にも「陸軍輜重輪卒〇〇樞蔵」と刻まれている。樞蔵は日露戦争の従軍経験をもつ在郷軍人であったことが分かる。

関東大震災直後の1923年9月5日付で、帝国在郷軍人会本郷支部から片柳村分会へ罹災民への救助を依頼する通知が片柳村の公文書の中に残っていた。片柳村は北足立郡役所のもとに属し、管下の町村の分会は第1師管区連合支部の本郷支部の下にあったので⁸⁶、本郷支部から通知が届いたのだ。この通知は当然片柳村の染谷にも伝わってい

⁸⁵ 前掲、藤井『在郷軍人会』118～120頁。

⁸⁶ 前掲、『大宮市史』第4巻、283頁。

たであろう。

片柳村に北足立郡役所を通して県当局の9月2日付け「不逞鮮人暴動に関する件」という「移牒」が届き、在郷軍人、消防組、青年団によって自警団が組織されるのは9月3日であった。これが染谷に伝えられ、在郷軍人が自警団の一員となって活動を開始したことは第1章第1節・第2節で述べたとおりである。

9月5日付けの本郷支部からの通知は片柳村分会が既に救援、警備活動を開始している中で、帝国在郷軍人会本部からの最初の連絡であったと思われる⁸⁷。

内容は、在郷軍人の罹災者に対する配慮を願う依頼文とともに「情報(九月三日午後)帝国在郷軍人会本郷支部」と題されたものである。「情報」によると、2日に戒厳令が布かれ、福田雅太郎大將が戒厳司令官に就任したこと、近衛第1師団はじめ関東地方の諸隊の動向、東京での警戒警備の概要などを記した後、「今ヤ在郷軍人ハ真ニ国家ノ中堅トナリ邦家ノ為メ市民ノタメ全力ヲ以テ活動スヘキ時期ト信ス」⁸⁸として在郷軍人として活動すべき事項を列記している。

「情報」は、首都を襲った大震災というまさに国家的な危機に際して、在郷軍人は国家のために「全力ヲ以テ活動スヘキ」時であるとまず述べ、「注意及希望事項」として、避難民に対する救援活動などを具体的に列記しているが、その最初の項目に「不逞鮮人」に関わる事が記されている。以下がその部分である。

一、流言蜚語ヲ戒メ市民ニ情シ適当ニ安心ヲ與フルコト但シ不逞鮮人(ママ)中一部或ル者ノ煽動ニ依リ放火ヲ企ツル者アルヲ以テ市民ハ適宜部分ノ自ラ火災盗難等ノ予防ニ注意セシムル如ク指導シ尚鮮人徒党但シ暴行ヲナスカ如キ流言アルモ今迄軍部ニ於テ百方偵察ノ結果ハ右ノ如キ状況ヲ認メス又鮮人ニ会シタル際ハ適宜警備部隊又ハ官憲ニ交付シ昂奮ノ餘リ猥ニ暴行迫害ヲ加フル等ノ事ハ注意ヲ要ス 然レ共真ノ不逞鮮人タルコトヲ確認シ又ハ彼等ヨリ抵抗シタル場合ニ在リテハ断乎タル処置ヲ取ルコトハ勿論ナリ⁸⁹

朝鮮人が徒党をくみ暴行をするなどの流言があるが、軍部が偵察した限りではそのような状況は無かったので、みだりに暴行迫害をしてはならないと戒めているが、「真ノ不逞鮮人」に対しては在郷軍人が「断乎タル処置ヲ取ルコトハ勿論」だと指示している。

この5日付け「情報」は4日午前3時頃に発生した片柳村染谷での朝鮮人虐殺事件の後に届いているので、時系列的に見てこの「情報」が直接事件に関与したとは言い難い。しかし、事件前の9月2日、北足立郡役所に「震災見舞の為」の来訪者の中に「本郷連隊区司令

⁸⁷ 藤井忠俊は「在郷軍人会本部・支部が罹災地分会と連絡が取れるようになったのは震災の4日後、そのあたりから組織的活動が始まるようになる」と指摘している(前掲、藤井『在郷軍人会』135頁)。

⁸⁸ 「大正12・13年度 震災関係書類綴片柳村」(さいたま市アーカイブズセンター所蔵)簿冊番号07161、史料番号61。

⁸⁹ 同上。

部附陸軍歩兵曹長加藤喜一」の名前があり⁹⁰、2日の段階で5日付け「情報」と同様の「不逞鮮人」情報が在郷軍人ルートで北足立郡役所から管下の片柳村の在郷軍人分会に伝えられていた可能性は否定できない。

さらに、在郷軍人分会ルートによる通知の存在自体にも注目する必要がある。軍中央と地方軍組織は1910年に結成された帝国在郷軍人会の本部と地域の在郷軍人分会を掌握していたが、このことを山田朗は「一般行政とは別の、軍中央からの地方軍組織を経由した意思伝達ルートが構築されたことを意味した」⁹¹と指摘している。

関東大震災時の朝鮮人虐殺において、地域の自警団の在郷軍人と戒厳令を発令し流言蜚語を伴う「情報」を伝達した軍中央は在郷軍人分会というルートでつながっていたのである。

前述のとおり、検挙された樞蔵は日露戦争従軍兵士の一人で、自警団の中では年長の在郷軍人であった。おそらく樞蔵は、大震災に際して「国家の中堅」として「不逞鮮人」に対する「断乎タル処置」の中心的な役割を果たしたのであろう。

第2節 県北部地域での朝鮮人虐殺とシベリア戦争従軍在郷軍人

(1) 熊谷・神保原・本庄・寄居での大規模な朝鮮人虐殺

県南部から警察と各町村の自警団によって中山道を駅伝運送されていった多数の朝鮮人が、県北部地域の熊谷・神保原・本庄において自警団や群衆によって虐殺された。また、寄居では一人の朝鮮人が虐殺されている。まず、事件に至る状況について概略を確認したい。

『埼玉県北足立郡大正震災誌』には「九月三日夜東京方面から避難して来た朝鮮人百八十九名が仲仙道(ママ)を村から村へと傳遞護送されて大宮町を通過」⁹²とある。翌4日、鴻巣町においては「流言盛ん」となり「鮮人憎悪」「復讐的迫害行為」も起こりそうな状況だったが、鴻巣町消防組が「四日朝鮮百三十餘名を町内に休憩せしめ厚き手當を加へ…〔中略〕…朝食を使はしめ煙草を給与する等夫々救助の手當」を加えたという⁹³。さらに吹上駅では「九月四日午前十一時頃吹上停車場より鮮人百三十名を乗車避難せしむべく同駅に向ひたる際下り列車にて下車せる多数の避難民は騒然として鮮人に迫害の態度に出て一時殆ど混乱の状態」になったが、巡査らの努力によってなんとか「同日午後二時熊谷署に引継」をすることができたという⁹⁴。

9月4日午後、吹上方面から護送されてきた朝鮮人の一部はトラックで熊谷方面に向かい、残りも荒川土手を歩いて熊谷に向かったが、土手で休憩中に逃げ出したとして1人、久

⁹⁰ 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』200頁。

⁹¹ 山田朗「軍部の成立」『岩波講座日本歴史』第16巻、岩波書店、2014年、274頁。

⁹² 前掲、『埼玉県北足立郡大正震災誌』350頁。

⁹³ 同上、356頁。

⁹⁴ 同上、368頁。

下村で7～8人、佐谷田村で1人殺害されている。証言によれば、この頃の朝鮮人達は縛られ繋がれていたという⁹⁵。4日の夕方熊谷町に到着し、その夜から明け方にかけて町内で46～47人、全体で確認できた最低数で57人、証言も含めれば68～79人にのぼる朝鮮人が自警団や群衆によって虐殺されている。

同じく4日午後、朝鮮人を乗せたトラックが本庄警察署から群馬県側に向かうが、群馬の新町の自警団によって受け取りを拒否されてしまう。ひとまず加美村役場に收容したが、夜になり再び別の朝鮮人を乗せたトラックが来て、神保原村で2台が止められ乗っていた朝鮮人が自警団や群衆によって虐殺される。犠牲者は42人であった。

4日には本庄署内に町内や県南部から連れてこられた朝鮮人が演武場に收容され、また夜になって神保原で難をのがれたトラックの朝鮮人が署にもどってきていた。そこへ群衆が襲いかかり一晩かけて虐殺が行われ、確認できた最低数で88人、証言を含めれば101～102人にもよる朝鮮人が虐殺されている。

5日昼頃、寄居では周囲の状況に不安を感じた飴売りの朝鮮人具学永が自ら寄居警察署に保護を求めて署内にいた。本庄署での朝鮮人虐殺の状況を聞いた隣村の用土村の自警団は5日夜に寄居警察署に殺到し、留置場から具学永を引きずり出して虐殺している⁹⁶。

(2) 被告の中の在郷軍人

表1. 埼玉県北部地域で朝鮮人を虐殺した被告の所属組織

	被告総数	在郷軍人	青年団	消防組	記載なし
熊谷	35人	16	5	5	13
神保原	19人	6	1	9	8
本庄	33人	7	7	2	18
寄居	13人	4	7	4	0

※熊谷では在郷軍人と消防組が重複している者が2人、在郷軍人と青年団が重複している者が1人、青年団と消防組が重複している者が1人いる。神保原では在郷軍人と消防組が重複している者が5人、本庄では在郷軍人と青年団が重複している者が1人、寄居では在郷軍人と消防組が重複している者が2人いる。

表1は熊谷、神保原、本庄、寄居での朝鮮人虐殺事件で起訴された被告の所属組織の一覧である。出典は『綾川経過真相』である。

熊谷での事件の被告35人のうち在郷軍人は16人で45.7%を占め、半数近くにのぼって

⁹⁵ 熊谷市佐谷田の村田清作の証言に「夕方暗くなる頃に、ロープで手を縛られてやって来ました」とある(前掲、『かくされていた歴史』72頁)。

⁹⁶ 熊谷、神保原、本庄、寄居での事件の概要は、前掲『かくされていた歴史』(35～46頁)からまとめた。

いる。判決文によれば被告らは「漸次来集セル数千ノ群集ト共ニ」手に手に兇器を持って朝鮮人への暴行と殺害を行なったとしている⁹⁷。従って 35 人の被告は実行犯全体の一部にすぎないことを裁判所自身が認めているのだが、その中の半数近くが在郷軍人なのである。

神保原での事件の被告 19 人のうち在郷軍人は 6 人で 31.6%、本庄での事件の被告 33 人のうち在郷軍人は 7 人で 21.2%、寄居での事件の被告 13 人のうち在郷軍人は 4 人で 30.8% となっている。熊谷での事件の被告ほどではないにしても、被告の 20~30% が在郷軍人であり、彼らが町村の中で一定の指導的役割を果たしていた分会の一員であることを考えると無視できない数値だろう。

(2) 熊谷連隊区と歩兵第 66 連隊、第 19 師団の下の部隊

次に被告たちが所属していたと考えられる部隊はいったいどこだったのか。このことを検討したい。

陸軍は日露戦争中の 1905 年に第 13・14・15・16 の 4 個師団を急設し、これら師団は 1908 年に常設師団となるが⁹⁸、その中の第 14 師団(宇都宮)の歩兵第 66 連隊は 1907 年 10 月 31 日に新設され、この新しい連隊の創設と関わって熊谷連隊区が 1907 年 5 月 27 日に新設されている。なお、歩兵第 66 連隊と熊谷連隊区は 1925 年の軍縮によりともに廃止されている。

『明治四〇、五、二七一大正一四、五、一 熊谷連隊区司令部歴史』⁹⁹によれば「明治三十七八年戦役後四ヶ師団ノ増設ニヨリ之ニ応スル連隊区司令部ヲ新設スルコト、ナリ当連隊区司令部ハ高崎管内埼玉県ニ属スル大里、児玉、秩父、比企、入間ノ五郡ヲ割キ之ヲ管轄スル第十四師団歩兵第六十六連隊ヲ基幹トセル連隊区トナルニ至リ…」とある。

つまり 1907 年に高崎管内の埼玉県の大里以下 5 郡の管轄地域を割いて熊谷連隊区を創設したのである。また『歩兵第六十六連隊史(大正十一年版)』¹⁰⁰(以後『連隊史』と略す)には 1907 年 12 月に「熊谷連隊区より入営せる初年兵八八二名を各隊に配属」とあり、埼玉の大里以下 5 郡から徴兵された多くの兵士は、この歩兵第 66 連隊に所属したものと考えられる。

そのことは、『新編埼玉県史』(通史編 6)に掲載されている 1917 年の「熊谷連隊区新兵入営表」¹⁰¹で大里以下 5 郡の入営者 1,157 人の内 891 人(77.0%)が歩兵第 66 連隊に入営していることから分かる。事件の起こった熊谷町と寄居町は大里郡に含まれ、大里郡だけを見ても 266 人の内 206 人(77.4%)、また本庄町と神保原村が含まれる児玉郡では 135 人の内 104 人(77.0%)が歩兵第 66 連隊に入営している。

⁹⁷ 山田昭次編纂『関東大震災朝鮮人虐殺裁判資料』1、緑蔭書房、2014 年、160 頁。

⁹⁸ 大江志乃夫『戦争と民衆の社会史』徳間書店、1979 年、136~138 頁。

⁹⁹ アジア歴史資料センターC14110923100~C14110925400。

¹⁰⁰ 帝国連隊史刊行会編纂『歩兵第六十六連隊史(大正十一年版)』、1922 年(以後、『連隊史』と略す)。

¹⁰¹ 『新編埼玉県史』通史編 6、埼玉県、1989 年、74 頁。

一方、1918年11月の帝国在郷軍人会熊谷支部の『支部報』には歩兵第66連隊の「射撃成績表」などが掲載され、同時に「大正七年度第一九師団入営兵集合期日船舶輸送入営期日表」¹⁰²もあり、朝鮮半島の第19師団の歩兵第74連隊(咸興)、野砲兵第25連隊(羅南・龍山)、工兵第19大隊(会寧)が示され、内地集合地は大阪で期日は1918年11月30日となっている。

以上から、1907年以降大里・児玉・秩父・入間・比企の5郡から熊谷連隊区に徴兵された兵士たちの多くは第14師団(宇都宮)の歩兵第66連隊に所属し、確認できる1918年には朝鮮の第19師団の下の部隊に所属した兵士も一定数いたのである。

特に19師団の連隊に所属した兵士たちは、入営約3カ月後に朝鮮で三・一独立運動が起こっていることから、彼らが日本軍による弾圧に動員された兵士の一員になったことはほぼ間違いないだろう。

(3) 沿海州武力衝突事件と「不逞鮮人」

次に歩兵第66連隊のシベリア戦争での従軍状況について見てみよう。歩兵第66連隊の部隊は、関東大震災の4年前の1919年4月22日青森から船でウラジオストクに向かい、ここに上陸した後汽車で移動して5月1日にはハバロフスクに集結、さらに西方のブラゴヴェシチェンスクに主力を置き、黒龍州の守備の任務に就いている。6月下旬からロシアの「過激派」との戦闘が始まり、10月には戦死18人・負傷22人が出る戦闘を経験し、11月から翌1920年の1月にかけて60余回の「討伐」を行なっている¹⁰³。

3月には沿海州方面に転じ、3月18日に連隊全員がウラジオストクの北方のニコリスク・ウスリースキー(現ウスリースク)に駐屯することとなった。1920年初頭はシベリア戦争にとって転換点となった時期である。極東の大部分を支配下におさめていたコルチャーク政権は崩壊し、この1月にはアメリカ軍が撤退を開始し、大義名分であった救援の対象のチェコスロバキア軍もシベリアから撤退を始め、日本軍出兵の当初の大義も無くなった¹⁰⁴。

コルチャーク政権の崩壊によって、1月から2月にかけてニコリスク、ウラジオストク、ブラゴヴェシチェンスク、ハバロフスクには次々と革命派が入城していた¹⁰⁵。そのニコリスクに歩兵第66連隊は入って行き、革命軍と日本軍が雑居する状態になったのである。

こうしたなかで、4月4日夜から5日・6日、ハバロフスク、ニコリスク、ウラジオストクなどで日本軍は大規模な武力行動にでた(沿海州武力衝突事件)¹⁰⁶。歩兵第66連隊はニコ

¹⁰² 帝国在郷軍人会熊谷支部『支部報 第19号』1918年11月1日(埼玉県立熊谷図書館所蔵)。

¹⁰³ 前掲、『連隊史』の「第4章西伯利出征」(62～110頁)に青森出発から沿海州方面での戦闘について記述されている。

¹⁰⁴ 原暉之『シベリア出兵—革命と干渉1917-1922』筑摩書房、1989年、508～511頁。

¹⁰⁵ 同上、518頁。

¹⁰⁶ 兎内勇津流はこの事件を日本の戦史は革命軍「武装解除事件」とするが、「沿海州武力衝突事件」と呼んでいる(「シベリア「出兵」を問い直す」『歴史地理教育』880号、2018年6月)。

リスクで激しい市街戦を展開し、戦死 19 人・負傷 40 人を出している¹⁰⁷。この日本軍の戦闘のねらいは沿海州における朝鮮人居留民の独立運動を一掃することにあった。ウラジオストクでは朝鮮人居留区の新韓村に突入して韓民学校を焼き払い、ニコリスクでは「排日朝鮮人」を家宅搜索して 76 人を逮捕し、内 4 人を射殺している¹⁰⁸。この歩兵第 66 連隊が関わったニコリスクでの朝鮮人射殺事件について当時の新聞は次のように報道していた。

不逞鮮人射殺事件 陸軍当局談 四月七日尼市不逞鮮人射殺事件の真相左の如し
露領特にニコリスク附近於ける不逞鮮人は露口政変以来著く排日氣勢を昂め公然不穩文書を分頒し□りに排日思想を鼓吹し或は我軍雇傭の鮮人を殺害し或は親日鮮人に迫害を加ふる等其治安を紊亂し我軍を侮辱するの行為日と共に増進し来たりしが四月四日夜日露兩軍交戦状態に入るや浦潮及尼市に於ける不逞鮮人は露軍側に響應して起つべき氣勢を示し□に尼市に在りては明かに我軍に対し狙撃するものありし¹⁰⁹

「排日氣勢」を高める「不逞鮮人」がロシア側に与し、日本軍に発砲してきたというのだ。そのため「排日鮮人団の有力者」であることが間違いない 4 人を逮捕したが、移送中に逃亡をはかり抵抗したために「已むなく之を射殺」したというのである¹¹⁰。

ロシアの革命派の沿海州への勢力拡大によって、この地の朝鮮人の独立運動は勢いを強め、この両者が結びつくことを軍は強く警戒していた。沿海州武力衝突事件は、これに対する日本軍の作戦であり、歩兵第 66 連隊の兵士たちはニコリスクにおいてロシア革命派の側について独立運動を行っていた「不逞鮮人」と戦っていたのである。

兵士たちは、日本軍の敵であるロシア「過激派」と「不逞鮮人」がいかに悪辣で恐ろしい人間であるかを教育されたであろうし、激しい市街戦の記憶は戦死した戦友への思いと結びついて、その後周囲の人々に語られたであろう。

(4) 歩兵第 66 連隊と間島虐殺

6 月に入ってニコリスクからさらに北方のイマン(現ダリネレチェンスク)に転じ、駐屯していたが「間島方面匪徒跳梁の為、同地方の掃蕩の命」¹¹¹を受け 10 月中旬に沿海州から撤退し、間島へと向かった。

「間島方面匪徒跳梁」とは具体的には 1920 年 10 月 2 日に中国人馬賊を利用して日本領事分館を襲撃させ、これを「不逞鮮人」が襲撃したと偽った琿春事件¹¹²のことを指しており、

¹⁰⁷ 前掲、『連隊史』104 頁。

¹⁰⁸ 前掲、原『シベリア出兵—革命と干渉 1917-1922』534 頁。

¹⁰⁹ 『東京朝日新聞』1920 年 5 月 6 日。

¹¹⁰ 同上。

¹¹¹ 前掲、『連隊史』107 頁。

¹¹² 琿春事件については「独立軍の勢力拡大を恐れた日本は、1920 年 9 月～10 月に中国人馬賊を利用して北間島の琿春県城を襲撃させ(琿春事件)、これを朝鮮人が日本人居留民を襲撃したと偽り、10 月、第 19 師団およびシベリア出兵軍から 2 個師団相当の兵力を間島に侵入させた」とされる(糟谷憲一・並木真

10月14日政府は次のような間島出兵宣言を出している。

帝国政府ハ不逞鮮人ノ間島方面ニ於ケル近来ノ活動ニ顧ミ…〔中略〕…不逞鮮人ノ活動ヲ激成シ転シテ支那馬賊及過激派露人ト提携シ匪徒団ヲ組織シ…〔中略〕…間島方面不逞鮮人ノ色彩ハ一変シテ其ノ兇暴一層甚シキヲ加ヘ終ニ最近琿春ニ於ケル不幸ナル凶変ヲ見ルニ¹¹³

間島方面の「不逞鮮人」が日本人に対する残虐行為の主犯とされ、「支那馬賊及過激派露人」と連携してますます「兇暴」な行為を行っているので、日本軍は出兵し「討伐」をしているのである。

この作戦は朝鮮の第19師団に命じられたが、合わせて浦潮派遣軍と第14師団歩兵第28旅団もともに行動することが命じられた。作戦の目的は「琿春及間島地方ニ在ル帝国臣民ヲ保護シ併セテ該地方ニ於ケル不逞鮮人及之ニ加担スル馬賊其他ノ勢力ヲ剿討セントス」というもので作戦地域は「琿春、汪清、延吉、和龍ノ諸県」としていた。第28旅団はシベリア戦争ですでに大陸に派遣されていた第14師団の歩兵第15連隊と歩兵第66連隊で構成されていたが、第19師団の指揮下に入り「琿春、間島地方ニ於ケル不逞鮮人ニ対スル示威ノ目的ヲ以テ琿春、凉水泉子、局子街附近ヲ経テ会寧ニ向ヒ行動」することが命じられた¹¹⁴。

歩兵第六六連隊の間島での行動については『連隊史』では次のように記されている。

一〇月二八日連隊本部及び第一、第三大隊は東郷丸に乗船浦潮港を発し、翌二九日南部烏蘇里ボセット港に上陸し、第二大隊は二九日浦潮港出帆、三〇日ボセットに上陸し、爾後連隊は三梯団となりテノウキエフスコエ、珠留浦牛店を経て露支国境を越え、十一月三日琿春附近に集結して、同地に駐屯すること約一〇日、十一月一日以降更に行動を起し、沿道附近に対して普伝及び示威行軍を実施しつゝ、豆満江北岸を局子街に出て、龍井村、大拉子を経て同月一八日朝鮮国境を越えて会寧に到着し、同地より鉄道輸送に依り、同二〇日連隊全員羅南に集結して、約一週間同地兵営に於て過ごした¹¹⁵。

11月3日には琿春付近に到着し、11日以降に局子街(延吉)・龍井村・大拉子で行動し、18日に国境を越えて咸鏡北道の会寧に着くまでの間、歩兵第66連隊は間島での作戦に従軍したのである。

一方、第28旅団の先発、歩兵第15連隊は10月16日にボセットに上陸した後、すでに「討伐」を行っていた部隊の後方警備のため琿春や周辺で任務についていたが、龍井村に派遣された中隊は「二九日及三〇日ニ亘リ龍井村南方水七溝及獐巖洞附近ニ於テ屢々我カ連絡線ヲ脅威スル賊徒ヲ剿討シ獐巖洞ニ於テハ其ノ二十餘名ヲ射殺シ家屋十二戸ヲ焼却セ

人・林雄介『朝鮮現代史』山川出版社、2016年、130頁。

¹¹³ 山田朗編『外交資料近代日本の膨張と侵略』新日本出版社、1997年、171頁。

¹¹⁴ 「間島出兵史上」「作戦命令受領竝軍命令ノ下達」(金正柱編『朝鮮統治資料』第2巻間島出兵、宗高書房、1970年、29頁)。

¹¹⁵ 前掲、『連隊史』107頁。

リ」¹¹⁶という戦闘を行なっている。

龍井村カナダ長老派宣教団所属濟昌病院長マーチンはこの時の状況を次のように記録している。

以下一〇月三〇日ニ当村ニ於テ實際発生セル事項ヲ多数目撃者ノ見聞通り記述セントス。払暁、武装セル日本歩兵ノ一隊ハ耶蘇教村ヲ漏ナク包围シ、谷ノ奥ノ方向ニアリシ蕎麦等ノ堆高ク積メルモノニ放火シ、村民一同ニ屋外ニ出ツルコトヲ命セリ。村民ノ出来ルヤ父ト云ハス目ニ触ルル毎ニ之ヲ射撃シ其ノ半死ノ儘ニテ打倒ルルヤ焰々タル乾草類ヲ覆ヒ冠セ、忽識別シ得サル程度ニ焼カルルナリ。此間モ妻モ又子女モ、村内成年男子全部ノ処刑ヲ強制的ニ目撃セシメラレタリ。家屋ハ全部焼払ハレ、界限ハ煙ヲ以テ覆ハレ、当市(龍井村)ヨリ其ノ燎煙ヲ明カニ望見スルヲ得タリ。日本兵ハスクシテ該地ヲ引揚ケ¹¹⁷

「二十餘名ヲ射殺シ家屋十二戸ヲ焼却」という日本軍の報告は、実際には「不逞鮮人」と関係していると見たキリスト教の獐巖洞という村の男子を皆殺しにするとともに村ごと焼き払った作戦だったのである。1920年10月「琿春、汪清、延吉、和龍ノ諸県」で行われた「不逞鮮人」「剿討」とはこのような作戦だったのである。まさに間島虐殺と呼ばれる所以である。

慎蒼宇は日本軍による植民地戦争の特徴を「殲滅」と村落焼夷のように一般住民も巻き込む「連座」にあるとし、このような住民も含めた「殲滅」作戦は関東大震災時の朝鮮人虐殺の論理と通底しているとしている¹¹⁸。

この「不逞鮮人」とそれに与すると見做した朝鮮人を皆殺しにする作戦を第28旅団の歩兵第15連隊は実行し、ともに行動していた歩兵第66連隊は作戦が行われた地を10数日後には示威行軍しているのである。第15連隊と行動をとともにした第66連隊も間島虐殺の実行に関わった可能性は否定できないと思われる。そして第15連隊と第66連隊の兵士たちはともに11月26日清津港から船で帰還の途に就き、12月4日に宇都宮に「凱旋」しているのである。

歩兵第66連隊に所属し、シベリア戦争においてロシア「過激派」と激しく戦闘し、ニコリスクでは「過激派」と結びついた「不逞鮮人」を殺害し、間島では朝鮮人に対する皆殺し作戦を現認あるいは実行しながら行軍したという従軍経験を持つ兵士は1,856人¹¹⁹いたが、そのほとんどは大里・児玉・秩父・比企・入間の5郡の埼玉県出身の兵士だった。『連隊史』にはシベリア戦争での戦死・戦病死者111人の氏名と出身地が記されているが、内102人

¹¹⁶ 「間島出兵史上」「歩兵第二十八旅団ノ行動」前掲、金『朝鮮統治資料』第2巻、81頁。

¹¹⁷ 「間島出兵史下」「獐巖洞屠殺一九二〇年一〇月三一日エス、エチ、マーチン」前掲、金『朝鮮統治資料』第2巻、270頁。

¹¹⁸ 慎蒼宇「排外主義の時代における歴史学の課題」『歴史学研究』第989号、2019年10月。

¹¹⁹ 「間島出兵史下」「第二八旅団乗船上陸日次予定表」前掲、金『朝鮮統治資料』第2巻、251頁。

(92%)が埼玉県の出身者である。

第3節 地域の在郷軍人の証言から

(1) 地域に浸透した在郷軍人の「不逞鮮人」観

まず、地域における在郷軍人の存在状況について、大里郡八基村を例に見てみよう。1915年12月に発行された『大里郡民情風俗習慣』¹²⁰によれば、八基村(現深谷市北西部)は利根川南岸に位置する村で、614戸、人口4,000人、85%は農業に従事していたという。

村の現役軍人は20人、在郷軍人である予備後備役、補充兵役が合わせて205人であった。日露戦争従軍者は97人(内、戦死4人、病死6人)であった。1911年に在郷軍人分会が成立し、1915年の報告の段階では分会の正会員は66人、村長と校長の2人が「鞏別会員」となっていた。

帝国日本の兵士としての教育を受けたものが205人、その内従軍経験を持つ者が少なくとも半数程度は含まれており、このように在郷軍人が村の人口の約5%存在し、その内の約3分の1が分会に組織されていたという状況だったようである。帝国日本と地域との関わりを考えた場合、あなどれない数値であると考ええる。

『かくされていた歴史』には熊谷での事件関係で19人、神保原での事件関係で8人、本庄での事件関係で15人、寄居での事件関係で9人の証言が収められている。ほとんどは1973年の事件50周年に際して聞き取り調査を行ない、「目撃者の証言」として採録したものである。

この中から在郷軍人と朝鮮人との関係を示す証言を取り出してみよう。一つは神保原での事件を目撃した当時旧制中学2年の橋本實(66歳、事件当時15歳か)証言である。

その頃、ここらには旅順や青島の独立守備隊や朝鮮の師団から帰ってきた人たちがいて、その人たちの話では、在営当時向こうで不逞の朝鮮人を捉え拷問にかけ締め上げたところ、連中が口をそろえて同じように「今に見ている、帝都を灰にしてやるから」と云っていたということでした。不逞の朝鮮人というものの、立場をかえれば独立運動の闘士だったとは思いますが、たまたまそれが地震と一致したわけでした。…〔中略〕…「これを機会に朝鮮人達が小舟にのって日本海を押し渡ってきて、帝都に火をつけた」という話の方が、一般の人達には真実としてうけとめられていました¹²¹。

もう一つは、本庄での事件を目撃した在郷軍人で青年団支部長でもあった丸橋清(74歳、当時24歳)の証言である。丸橋は「平安北道」の守備隊に所属していたとしているので、第19師団の下の連隊に属していたと思われる。

¹²⁰ 『大里郡民情風俗習慣』熊谷連隊区司令部(埼玉県立熊谷図書館所蔵)、1915年12月、10～13頁。村ごとに「民情」が簡単に報告されているが、八基村は突出して詳しく記述されている。

¹²¹ 橋本實「中学二年生の目撃した神保原事件」前掲、『かくされていた歴史』89頁。

大正8年、朝鮮独立運動が起こりました。私はその翌年の大正9年12月から、大正11年12月までの2年間、朝鮮平安北道江界郡文五面文興洞満浦鎮守備隊に属していました。私らの連隊は、平壤に行き国境(鴨緑江)の警備をしていました。…〔中略〕…私は2年間朝鮮で生活していたので、或る程度朝鮮人の人情気持ちはわかっていました。そこで私はこの事件の時二つのことを考えました。(1)不逞鮮人といわれた朝鮮独立運動家の残りが日本にやってきたのではないか、彼等の仲間では捕えられた者達は「東京を焼いてやる」と言っていた。多数になるとそのような動きをすることも考えられる。(2)普段の生活から分かっていたが少数の人間ではそんなことはできない。ということです¹²²。

両証言に共通するのは、朝鮮から神保原や本庄に帰還してきた兵士によって「不逞鮮人」は帝都を攻撃し破壊するといった陰謀を企んでいるという流言が震災以前から地域に広げられていた可能性を示唆している。このような流言はシベリア戦争に従軍した歩兵第66連隊や朝鮮の第19師団の下部隊で独立運動を弾圧した元兵士たちが関係している可能性が高い。

独立運動に関わる「不逞鮮人」を敵と見て危険視していたのは日本軍であり、当時の日本軍の「不逞鮮人」観が在郷軍人の生の声によって地域に浸み込んでいたのである。

(3) 寄居の事件で在郷軍人が果たした役割

寄居では前述のとおり、用土村の自警団が隣村の桜沢村の寄居警察署に押し寄せ、一人の朝鮮人を虐殺した事件が起きている。

庫之助(89歳、当時40歳)は「宇都宮の連隊」を除隊したという証言から、おそらく歩兵第66連隊に所属していた在郷軍人で、寄居の事件では中心的な役割をはたしたとして懲役3年の実刑判決¹²³を受けている。ただ、庫之助が1919年から1920年にシベリア戦争に従軍していたかどうかは分からない。証言を見てみよう。

震災の頃、私は、宇都宮の連隊を除隊してここで農業をやっていました。…〔中略〕…私は先頭でなかったんですが、先頭だったということになっちゃって、私が指揮官であったということにされてしまいました。…〔中略〕…警察の庭は、人で一杯でした。そのうちに警察は逃げちゃって、警察で留置場の鍵をあけて、保護していた朝鮮人を出してきました。私は、警察では「フレー、フレー」といった方だったですね¹²⁴。

一部刊行された裁判記録から庫之助の言動を見ると「被告①ハ此等百余ノ群集ニ対シ鮮人ハ吾人同胞ノ仇敵ナリ桜沢村ニ於ケル木賃宿真下屋ニモ鮮人滞在シ居レル筈ナレハ何時不逞ノ所行ニ出ツルヤ計リ知ルヘカラス豫メ之ヲ襲撃殺害スルニ如カサル旨ヲ演説シ

¹²² 丸橋清「朝鮮守備隊帰りの青年団支部長」前掲、『かくされていた歴史』115～116頁。

¹²³ 『東京朝日新聞』1923年11月27日前掲、『かくされていた歴史』197頁。

¹²⁴ 芝崎庫之助「わしら三人は村の為の犠牲だった」前掲、『かくされていた歴史』125～126頁。

以テ群集ヲ煽動シタル」との事実が認定され、「日本刀ニテ同人ニ対シニ回斬付ケ尚右騷擾中ヤレヤレト叫ヒ群集ヲ煽動」と殺害時の行動でも煽動したことが認定されている¹²⁵。

懲役2年の求刑を受けた在郷軍人の彦二(当時27歳)¹²⁶は「シベリア出征の在郷軍人丈けに申立てが軍人式である」¹²⁷との新聞記事があるので歩兵第66連隊に所属してシベリア戦争に従軍していた可能性はきわめて高い。この彦二は一人で「鮮人を留置場から引き出した」とされている¹²⁸。

また、懲役2年執行猶予2年の求刑を受けた在郷軍人の治作(当時32歳)¹²⁹は寄居警察分署の剣道師範で「日頃同演武場に出勤していた関係上署内の模様は知悉していたので数百の自警団と共に署内に殺到し且つ率先署内留置場内に侵入し携帯の日本刀を振りかざし突きつけて群集に対し殺害を煽動」¹³⁰したとされている。

以上のように、歩兵第66連隊に所属していたと思われる在郷軍人の庫之助、彦二、また所属連隊は不明だが剣道師範の治作は寄居の事件では中心的な役割を果たしていたのである。寄居の事件では13人の被告の中で3人が実刑判決を受けている。庫之助は「わしら三人がその犠牲を背負いこんだ」とも証言しているが、それは実刑判決を受けた3人を指しているようで、その内の2人が庫之助自身と彦二であるということだろう。

熊谷・神保原・本庄での虐殺では県南部から中山道を連行されてきた朝鮮人に対して、東京で放火や井戸へ投毒などの悪行をしてきたからその報復だとして自警団や群衆が虐殺に及んでいる場合が多い。ところが庫之助は桜沢村に朝鮮人が滞在していることを以前から知っていて、その朝鮮人が「不逞ノ所行」に出るかもしれないからその前に殺害すべきであると言っているのである。しかも自分の住む用土村ではなく近隣の桜沢村の朝鮮人を殺害することを説いている。それは「鮮人ハ吾人同胞ノ仇敵」だからであるという論理である。ここに見る朝鮮人＝「吾人同胞」日本人の敵、という論理は「不逞鮮人」＝「討伐」の対象、とする帝国日本の軍隊の論理に通ずると読み取ることができるだろう。

(3) 「不逞鮮人」観を拡散させた新聞

そもそも「不逞鮮人」とは、1919年の3・1独立運動以後、独立闘争をたたかう朝鮮人を凶暴なテロリストと表象する言葉としてつくられたものである¹³¹。在郷軍人が地域に持ち

¹²⁵ 前掲、山田昭次編纂『関東大震災朝鮮人虐殺裁判資料』1、69頁、72頁。なおこの資料集には被告の氏名は削除され①②…と番号で表示されている。庫之助については最も重い実刑判決だったので①が庫之助であることが特定できる。

¹²⁶ 『東京朝日新聞』1923年11月9日前掲、『かくされていた歴史』194頁。

¹²⁷ 『東京日日新聞』1923年10月31日前掲、『かくされていた歴史』191頁。

¹²⁸ 『東京日日新聞』1923年10月31日前掲、『かくされていた歴史』192頁。

¹²⁹ 『東京朝日新聞』1923年11月9日前掲、『かくされていた歴史』194頁。

¹³⁰ 『東京日日新聞』1923年10月24日前掲、『かくされていた歴史』189頁。

¹³¹ アンドレ・ヘイグ「中西伊之助と大正期日本の『不逞鮮人』へのまなざし」『立命館言語文化研究』

込んだ「不逞鮮人」観をセンセーショナルに報道し拡散させたのが新聞であった。

京都大学付属図書館による「戦前日本在住朝鮮人関係新聞記事検索」で「不逞鮮人」を検索¹³²すると、「不逞鮮人」という言葉が国内の新聞の見出しに最初に登場するのは1919年4月25日付『大阪毎日新聞』で「不逞鮮人の潜入／元京大学生安、林二名、内地の鮮人労働者を扇動す／大阪府に潜伏せる形跡あり」との見出しである。その後の「不逞鮮人」記事件数は、1919年は3件、1920年は48件、1921年は27件、1922年は20件となっている。

記事は「爆弾を投ぜんとした不逞鮮人」とか「不逞鮮人の陰謀暴露す」「不逞文書配附の犯人は不逞鮮人か」などと煽情的な見出しが多く、「不逞鮮人」を「爆弾」「陰謀」などの言葉と結びつけて報道している¹³³。

実際に、第2節で触れた1920年10月2日の琿春事件についての『東京日日新聞』の報道を例に見てみたい。まず、事件の第1報は「馬賊爆弾を投じ 琿春領事館焼く」という見出しで「特に日本人襲撃を目的とせる所を見れば不逞鮮人も之に加はり居れるものゝ如し」¹³⁴と「日本人襲撃」を目的としているので「不逞鮮人」も加わっているだろうと想定した表現で報道している。

その後、「不逞鮮人在り 琿春領事館襲撃の馬賊団」「毒手に斃れし邦人九名判明す 安田警察署長も殺さる 馬賊の死四、不逞鮮人一」¹³⁵と「不逞鮮人」が襲撃に加わっていたことが事実であると報じられる。さらに、現地を視察してきた前田朝鮮憲兵司令官の報告が報道されるが、そこでは「今回のものは我が領事館内を始め他にも火を放ち爆弾を投じ且領事館より足を一步外にある邦人は悉く虐殺された」のだから「彼等の中に不逞鮮人が混入してゐる事も亦確實」であり、その上「馬賊や不逞鮮人が赤化された」¹³⁶から警戒しなければならないとしている。共産主義思想の影響下にある「不逞鮮人」が馬賊に加わっていたから単なる略奪行為だけでなく、日本人に対するはげしい残虐行為に及んだと報道しているのである。そして極めつけは、以下のようなセンセーショナルな残虐行為の報道である。

本社通信員は琿春に入れり 同胞惨殺酸鼻の極 ◇尼港事件に劣らぬ兇暴さよ
過激派露国将校五名 不逞鮮人 支那工兵…〔中略〕…邦人と見れば直に惨殺し弾丸に当りて倒れし者には突創無数にてして又手足耳の取去られ死体あり、幼児の頭蓋骨を割られたるものあり、婦人の弾丸に倒れし上更に縊り殺されたるあり、…〔中略〕…六歳

第22巻第3号、2011年。

¹³² <http://www.zinbun.kyotou.ac.jp/~mizna/cgibin/shinbun/shinbuns.cgi?midashi> 2016年1月6日閲覧

¹³³ 山田昭次は「日本の新聞は朝鮮人の独立運動を報ずる場合、たいていこれに陰謀とか、暗殺、放火、強盗といった「レットル」を貼った」と述べている。前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』142頁。

¹³⁴ 『東京日日新聞』1920年10月3日。

¹³⁵ 『東京日日新聞』1920年10月5日。

¹³⁶ 『東京日日新聞』1920年10月11日。

の小児の父母は賊に殺され自身も亦左足を弾丸に撃れ¹³⁷

「過激派露国」つまり革命ロシアと結びついた「不逞鮮人」によって日本人に対する残虐行為が行なわれ、それは日本人と見れば、子どもも女性も手当たりしだい虐殺に及ぶというテロ行為であったというのだ。この記事は、事件発生から10日後の通信員の現地報告であるが、事件に関わる伝聞を脚色して報道している可能性も否定できない。このような意図的と思われる記事によって「不逞鮮人」に対する「恐怖心」は増幅されていったのである。

在郷軍人からの情報に加えて、「不逞鮮人」は日本人と見れば見境なく殺害する凶悪なテロリストだとする新聞報道によって、地域の日本人には「不逞鮮人」に対する「恐怖心」が刷り込まれていったのである。琿春事件とその報道は、3年後の関東大震災時、自警団員を朝鮮人や社会主義者への迫害、虐殺に駆り立てる作用をはたしたともいわれている¹³⁸。

本章のまとめ

在郷軍人分会は役員が町村の指導層を占め、また青年団を掌握していたように、自警団において指導的役割を担っていたと考えられる。また、1919年から始まる戦後民力涵養運動の中でも、在郷軍人は模範的な帝国日本のコアとなる臣民であることが求められていた。そのような在郷軍人に対して関東大震災の発生時には、軍中央及び帝国在郷軍人会本部から支部をとおして各町村の分会に「不逞鮮人」に関する「情報」が伝えられていた。

関東大震災時に、警察と自警団によって県南部から中山道を町村ごとに駅伝運送された朝鮮人が、県北部の熊谷、神保原、本庄で自警団によって虐殺され、寄居でも一人の朝鮮人が虐殺されたが、この事件で起訴された被告の中で熊谷では半数近く、神保原、本庄、寄居の事件では20～30%が在郷軍人であった。

これらの事件が発生した大里郡と児玉郡出身の兵士たちは、1907年に新設された熊谷連隊区に徴兵され、この年に創設された第14師団(宇都宮)歩兵第66連隊に所属していた可能性が高いことが分かった。また一部の兵士は朝鮮の第19師団のもとの連隊に所属し、1919年の三・一独立運動に対する弾圧に動員されていた可能性も高い。

シベリア戦争に従軍した歩兵第66連隊の兵士たちは、ロシアの「過激派」とこれと与する沿海州・間島の「不逞鮮人」がいかに悪辣で恐ろしい人間であるかを教育され、実際に「過激派」と闘い、「不逞鮮人」を殺害し、村ごと皆殺し作戦を現認し、これら戦闘の中で郷土の戦友を失うという経験をしていた。このような従軍経験を持った兵士たちが、朝鮮人虐殺事件が起こった熊谷・神保原・本庄・寄居の地域に帰還し、在郷軍人分会の一員になっていたのである。彼らの従軍経験は個々の兵士によって一定の幅はあるものの、地域の人々に

¹³⁷ 『東京日日新聞』1920年10月12日。

¹³⁸ 今井清一「不逞鮮人・馬賊・露過激派の来襲」とは何だったのかー琿春事件と間島事件』『日本近代史の虚像と実像』大月書店、1990年。

「不逞鮮人」が日本人にとって「討伐」すべき敵であることを生々しく、説得性を持って語られ、地域の中へ浸透したであろう。そして、新聞はこうした「不逞鮮人」観を意図的に拡散させていった。

最初に記した『かくされていた歴史』にある「朝鮮駐屯軍帰りの在郷軍人が幅をきかしている」とは、以上のような地域における在郷軍人の言説状況を指していたのではないだろうか。

第3章 加害の自覚を阻んだ異例の恩赦

本章の課題

関東大震災時の朝鮮人、中国人、日本人社会主義者に対する虐殺事件では、大杉栄らを殺害した「甘粕事件」を除けば軍隊、警察は一切裁かれていない。また、自警団による朝鮮人虐殺も加害者が検挙され裁判が行われたのは全体の一部に過ぎない。本章が扱うのはこれまで述べてきた片柳村染谷で起きた自警団事件の裁判及び恩赦である。

第2章第2節で述べたように、埼玉県警察は県南部で多数の朝鮮人を「保護・収容」し、9月3日夜頃から中山道を北へと連行を始めたが、犠牲者姜大興はその途中、現在の北浦和駅付近で中山道から岩槻への道に逃げたと思われ、山崎(現さいたま市緑区山崎)付近から片柳村方面へと迷い込み、染谷の自警団と遭遇し虐殺されたのである。

この事件では5人の自警団員が検挙、起訴され、全員有罪になったが2年の執行猶予が付き、翌1924年3月には全員に恩赦が適用されている。本章は、虐殺に及んだ自警団員に対する警察の検挙、取り調べ、裁判所の公判、判決、政府による恩赦実施の一連の経過をできるだけ地域の史料をもとにその経過をたどり、国家の対応のねらいとその背景、被告となった自警団員の罪の意識、有罪判決を受けたことへの不満などを明らかにしようとするものである。

このような問題関心とかかわる先行研究としては、序章であげた『かくされていた歴史』が挙げられるが、事件後の裁判については、関係する新聞史料が多数掲載されてはいるが、その分析は十分にされていない。

山田昭次は自警団事件の裁判の判決を分析し、警察署への襲撃と日本人虐殺は重視したが、朝鮮人を虐殺した被告の大多数には情状酌量の措置をとり、執行猶予を付けたため実刑率は低かったとしている。それは、国家の責任の解明を抑え、責任を回避し自己保身をはかるための「見せかけの裁判」だったからであるとしている¹³⁹。山田を含めて、裁判後の恩赦¹⁴⁰について論じた研究は管見の限りない。

なお、千葉県の場合は『いわれなく殺された人びと』の中に「自警団事件と裁判」との節が立てられ、新聞史料によって裁判経過の一部が記述されているが、その後の恩赦等の経過はない¹⁴¹。

以上のような研究状況をふまえ、本章では埼玉において虐殺に及んだ自警団員の意識を

¹³⁹ 前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』87～98頁。

¹⁴⁰ 山田は恩赦についてはほとんど言及していない。また、姜徳相は「これらの実刑被告の多くは翌年1月26日、皇太子の結婚の際の恩赦を受けており、実質収監は3カ月余にすぎなかったのである。」と指摘しているが、その前後関係の経緯は述べられていない(前掲、姜『関東大震災・虐殺の記憶』257頁)。

¹⁴¹ 前掲、『いわれなく殺された人びと』132～153頁。

明らかにするとともに、民衆を虐殺に加担させ、事後には民衆に責任を転嫁して自らの責任を隠蔽した国家のあり様を明らかにしたい。そして、民衆がなぜ自ら反省することなく、国家を告発することができなかつたのかを検討したい。とくに有罪判決を受けた自警団員に対する恩赦の実施についてはこれまであまり注目されてこなかったが、村を守るためという自警団員及び村の人々の意識と当時の社会状況を関連させて検討することで、国家の朝鮮人虐殺事件に対する姿勢をより明確に浮き上がらせることができると考える。

恩赦に関わる手掛かりは「吉三郎メモ」の最後の頁にある。ここには「十三年三月十五日特別ニ執行猶予赦免サル 此記事ハ証年□后記シタルモノナレバ漫ハ覚違アルモ写シ□シ」、「間ニ言ノ行掛リ□ゴタゴタアリケルモ停ム」とある。これらは事件翌年の1924年3月15日に有罪判決を受けた自警団員の執行猶予が免ぜられたことを機に、自身の日記などの記録をもとにこの手帳にまとめて記述したものであると考えられる。染谷の区長吉三郎は、村人の間で多少の「ゴタゴタ」はあったものの、1924年3月15日に事件は全て「終了」したと認識していたと思われる。

第1節 検挙の「猶予」

「吉三郎メモ」によれば、事件発生から約4時間後の9月4日午前6時半頃、「参考人」として熊五郎(20歳)と庄右衛門(20歳)が警察に連行される。12時頃には両人が「刑務所」に収監されたとの話が伝わり、村では2人の青年を「助ケネバナラヌ」ということで村会が召集されている。しかし、逮捕された翌日の5日朝、青年団が「刑務所」に差入れに行くと「間モナク責付トナリ出獄ス」とあり釈放されている。責付とは、親族などに預けられて勾留の執行を停止されることである。この時「当人等ヲ譲ウケスベク地方状況等ヲ具陳シテ青年二人ノ歎願書ヲ予審判事ニ是出ス村長、学校長、青年団長、分会長、及□□消防役員各字区長□□□□□ニテ」とあり、村長はじめ村の有力者が地域の実情等を記した嘆願書を予審判事に提出している。

ただし、この5日も「警戒ハ弛メズ夜ヲ徹シテ警戒ス」とあり自警団の夜警は継続されている。村の人々は殺人という行為の重大性に思いを致すことなく、検挙された2人の救援対策を村総出で考えていたのである。

そして「其后杳トシテ何ラモナカリシニ拾月拾日」、つまりその後何もなかったのになぜか突然10月10日、3人の村人が「証人トシテ喚門」され、11日には村長が呼び出され、13日には「判事ノ臨検」も行われる。18日には吉三郎自身が「熊五郎ガ余ノ井戸ニテ刀ヲ磨ギタルカ如何」を問われ「浦和ニ証人ニ呼ヒ出サ」れる。この日、檀蔵(46歳)と角蔵(31歳)が取り調べを受け、19日には清吉(40歳)も召喚される。20日、22日、23日には村長、校長、在郷軍人分会長など村の有力者も取り調べを受けている。

1カ月以上警察から何の連絡もなかったため、村の人々は9月5日の青年2人の責付・釈放で一件落ち着いたと思っていたのかもしれないが、10月10日突然捜査が開始されたので

ある。このような不自然な長期間の空白はなぜ生じたのだろうか。その背景には自警団事件に対する国家中枢の動向が関係していた。この経緯をたどってみよう。

9月9日、「検察事務ノ統一ヲ期スル為臨時震災救護事務局警備部内ニ司法省刑事局長ノ主宰スル司法委員会」が組織され、9月23日まで毎日「会報ヲ行ヒ情報ノ交換事務ノ打合及協定」に従事することを決定したことが「関東戒厳司令部詳報 第三卷」に記述されている¹⁴²。委員会には、内務省警保局長・司法省刑事局長・大審院首席検事・陸海軍法務局長・憲兵司令官が委員として、また各官の部下高等官・東京地方裁判所検事・警視庁刑事部長・陸軍省軍事課々員等も事務官として列席し、戒厳司令部からは阿部参謀長が委員として、森参謀が事務官として出席している。当時の警察、司法官僚のトップによって組織された委員会で、ここでの決定が検挙・裁判に関わる国の対処方針となったと考えて間違いない。また、この委員会の主宰者が司法省刑事局長であることから、当時の司法大臣平沼騏一郎の意向が反映していたことも十分想定できる。

9月11日に開催された第3回委員会において、自警団事件については司法上放任することはないが「情状酌量スベキ点少カラザルヲ以テ、騷擾ニ加ハリタル全員ヲ検挙スルコトナク検挙ノ範囲ヲ顕著ナルモノ、ミニ限定スル」こと、ただし「警察権ニ反抗ノ実アルモノ、検挙ハ厳正」に行うことを決定している¹⁴³。この決定が判決の実刑率に影響を与えたことは間違いないが、判決だけでなくそれ以前の警察の検挙すら「限定スル」ものとされ、相当の手心が増えられたと見られる。つまり、被疑者と想定されながら検挙、取り調べを受けなかった自警団員も相当程度いたのである。

検挙の時期については、「人心尚安定セサル」ため直ぐに行わず、「司法省ノ指揮」を待つて行うとし、埼玉県内の自警団事件の検挙の日は「九月一九日実行スル」と決定された¹⁴⁴。片柳村染谷の事件以外の県内での事件はこの日一斉に検挙が行われたが、「吉三郎メモ」にはこの日は何の動きも記されていない。

『綾川経過真相』によると、10月20日の浦和地裁検事正福井広道の談として、事件を起こした自警団員たちのその後の「悔悟恭順ノ誠意」を認め「本県ノミニ就イテハ、他ノ事件ト異リ破格ノ取扱ヒヲシテ、右百十六名ノ外多数ノ検挙ハ一時之ヲ猶予」(23頁)したとしている。検事局は被疑者が事件について十分反省していると判断し、検挙、取り調べは116名に限定し、他は検挙を「猶予」という「破格ノ取扱ヒ」をしたというのである。

しかし、綾川はことの真相は異なるとしている。検挙が開始されると「我々ヲシテ罪ヲオカサネバナラヌヤウナ立場ニ陥レ」たのは当局で「我々ハ県ノ移牒文ニヨッテ、『一朝有事』ニ備フヘク立ツタノダ」(24頁)という「憤激」の声が各所で起こったため、検事局の「検挙

¹⁴² 「関東戒厳司令部詳報 第3卷」松尾章一監修『関東大震災政府陸海軍関係史料 II巻 陸軍関係史料』日本経済評論社、1997年、153～154頁。

¹⁴³ 同上、154頁。

¹⁴⁴ 同上、154～155頁。

打ち切りハ民間ノ正理正道ノ声ニ屈シタ所ニ原因」(25頁)があるとしているのである。

つまり、埼玉県当局が事件の原因となる重大な「移牒」を発出したことを司法当局は認識し、県の責任を追及する声が広がっていたため、検挙の「猶予」という「破格ノ取扱ヒ」を講じたというのである。国家中枢の司法委員会の示す「情状酌量スベキ点少カラザル」とはこのことを指していると思われる。つまり、国家中枢も「移牒」が事件を引き起こした重大な原因になっていたことを認識していたと考えられる。

片柳村染谷での事件の被疑者は、一旦この検挙の「猶予」の対象になったと推測される。県当局の「移牒」の責任追及を遮断するために、司法当局は犯罪事実を認識していながら検挙、取り調べすら実施しないという超法規的措置をとったのである。

このままだったなら、染谷で何の罪もない姜大興が虐殺された事件は、事件にもならないまま、誰一人処罰されることもなく終わっていた可能性があった。実際に朝鮮人虐殺の明白な証言があるにもかかわらず、不問に付されたケースは桶川、児玉など県内にいくつか存在する¹⁴⁵。

第2節 有罪判決から恩赦へ

(1) 軽い判決

熊谷での朝鮮人虐殺事件の公判が10月22日から始まるというのに、その直前に一旦は検挙の「猶予」の扱いを受けたと思われる片柳村染谷での事件の捜査がなぜ開始されたのか、その直接の事情については分からない。

ただ「吉三郎メモ」の次の一文はそれを解く鍵になるかもしれない。「青年二人ハ心変ツタルモノカ或ハ他人ガ教示シタルモノカ今迄ハ二人ニテ責任ヲ□ナタルモノカ他人ヲ連行スル如キ□アリ」とあり、最初に検挙された2人が、途中から自警団皆で村の為に行動したことなのに、自分たちだけが罪を負うのは納得できないと言い出したようである。司法当局は「猶予」の扱いにしようとしていたが、加害者である青年が抱いた不公平意識が捜査を招く結果となった可能性がある。

結局初めの2人の青年と樞蔵、角蔵、清吉の3人、合わせて5人が起訴され、11月8日に第1回公判、10日に第2回公判、11月26日には浦和地裁で埼玉県内の他の自警団事件とともに判決が下された。

なお、区長関係の通知類の中に、吉三郎宛ての「埼玉県北足立郡片柳村」と印刷された村の封筒があり、裏には「義捐金 自警団費 (鮮人ノ件□□)辯ゴシ料」と毛筆で書かれていた。「鮮人ノ件」「辯ゴシ料」の記述から、明らかに片柳村染谷での事件の裁判の弁護士料として、金額は不明だが片柳村が一定の公金を吉三郎に渡した封筒だと考えられる。つまり、直接虐殺に関与したとされた染谷の5人の自警団員に対する裁判は片柳村

¹⁴⁵ 不問に付された桶川、児玉での事件については、前掲『かくされていた歴史』34頁、47頁。

が村ぐるみで取り組んでいたのだった。染谷だけでなく片柳村全体が、村を守る為に行動してくれた被告たちを「助ケネバナラヌ」という意識で裁判に臨んでいたのである。

判決では、殺人罪ではなく傷害致死罪が適用され、青年を除く3人には最低の量刑である懲役2年が言い渡され、青年2人は、情状酌量されて懲役1年6カ月に減じられている。また被告全員に2年の執行猶予が付与された。埼玉県内の自警団事件で被告全員に執行猶予が付いたのは片柳村染谷の事件だけである¹⁴⁶。「吉三郎メモ」には姜大興が刀や槍によって受けた傷は「傷所モ中々大ニシテ大ナルガ三四カ所 大小二十何カ所モアリシト」と記している。全身に20数カ所も傷があるにもかかわらず、殺人罪ではなく、傷害致死罪が適用され、全員に執行猶予も付くという他の自警団事件と比べても明らかに軽い判決だった。

(2) その後の恩赦

「吉三郎メモ」の最後の2頁はその後の恩赦などについて記されている。「十一月 皇太子殿下ノ成婚記念ニ四分一宛刑期減免 十三年三月十五日□ 特別ニ執行猶予赦免サル」とある(皇太子成婚は1924年1月なので「十一月」は誤り)。震災の翌年、1924年1月26日には、皇太子裕仁の結婚による恩赦を実施する詔書並びに減刑令(4分の1刑期減免など)が出されている¹⁴⁷。しかし、この減刑令では3月15日に「執行猶予」まで「赦免」されたことの説明がつかない。

その謎を解く鍵は1924年1月6日の「極秘」と書かれた閣議決定と1月23日の閣議決定(1月21日となっているが、後に4閣僚が署名し1月23日と付記されている)の二つの文書にあった¹⁴⁸。二つとも自警団事件の被告に対する「特赦」「特別特赦」、及びこれとは別に刑の執行を終えて20年を経過した者に対する復権について決定している。6日付も23日付もほぼ同様の内容であるが、6日付「極秘」が案文のような体裁で字句の修正箇所もあり、23日付が成案のように見受けられる。6日付は山本権兵衛内閣最後の日の閣議で、山本以下閣僚の花押があり、23日付は1月7日に成立した清浦奎吾内閣による閣議決定である。なぜ同様の内容の閣議決定が二つの内閣で行われたのかについては後述する。

次は、1月23日の閣議決定の内容である。

- 一 大正十二年九月ノ震災当時ニ於ケル混乱ノ際朝鮮人犯行ノ風説ヲ信シ其ノ結果自衛ノ意ヲ持テ誤テ殺傷行為ヲ為シタル者ニ対シテハ事犯ノ軽重ニ従ヒ特赦又ハ特

¹⁴⁶ 詳しくは、山田昭次「解説 関東大震災時埼玉県内朝鮮人・日本人虐殺事件裁判判決書」の中の表「関東大震災時埼玉県朝鮮人・日本人虐殺浦和地裁判決一覧表」(前掲、山田『関東大震災朝鮮人虐殺裁判資料』1)を参照。

¹⁴⁷ 『官報 号外』1924年1月26日。

¹⁴⁸ 「大正十三年一月二十一日 恩赦ニ関シ閣議決定ノ件命ニ依リ起案上申ス」アジア歴史資料センターA03023581400。

別特赦ノ手續ヲ為スコト 但シ官憲ニ対シテ甚シキ暴行ヲ為シ、官庁ヲ破壊シ、著シキ残虐ノ行為ヲ為シ其ノ他犯情特ニ重キ者ニ対シテハ其ノ手續ヲ為ササルコト

関東大震災の際、「朝鮮人犯行ノ風説」を信じ「自衛」の意図で「誤テ」朝鮮人を殺傷した者は、官憲への暴行や警察署の破壊行為がなければ、「特赦」又は「特別特赦」の措置を講ずるというのである(1月6日の閣議決定では「特別特赦」のみ)。これは前述の臨時震災救護事務局警備部司法委員会の自警団事件の検挙者を「限定」する方針と考え方はほぼ一致している。

そもそも恩赦とは司法権に基づく裁判に対して、行政権によって裁判内容を変更、消滅させるという政策である。明治憲法下においては天皇の大権とされ、皇室又は国家の慶弔禍福に際して天皇の御仁慈を庶民にわけ与えるものとされた。恩赦の詳細については恩赦令(1912年公布、施行)に定められていた。1924年1月26日閣議決定の皇太子結婚による恩赦は勅令第10号減刑令に基づいて刑の種類や減刑の率などを定めて一律に実施したもので、「特赦」「特別特赦」は含まれていない。

恩赦令の「特赦」とは「第四条 特赦ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル特定ノ者ニ對シ之ヲ行フ」とあるように、刑の言い渡しを受けた特定の者に対して刑の執行を免除することである。また「第五条 特赦ハ刑ノ執行ヲ免除ス但シ特別ノ事情アルトキハ将来ニ向テ刑ノ言渡ノ効力ヲ失ハシムルコトヲ得」の「特別ノ事情」とは「其の時の事情に依り又は其の者の情状等を考慮せられて」¹⁴⁹行われ、法律上の効果が将来にわたって消滅することである。つまり刑の言い渡しを受けた者の情状に配慮して、いわゆる前科としての扱いを消滅させることである。これを「特別特赦」とよんでいる。戦前においても「特赦は先例から見ると常時行はせらるることは其の例極めて少」¹⁵⁰ないとされていた¹⁵¹。

1924年1月23日の「特赦」及び「特別特赦」の閣議決定は、朝鮮人を殺害した自警団員を「特定」し、情状を考慮して刑の執行の免除あるいは将来に渡ってその刑を受けたことを消滅させたのである。

また、山本内閣最後の1月6日の「極秘」の閣議決定文書には付箋が付けられ、次のように記されている。「□日ノ閣議ノ趣旨ハ 皇太子殿下御成婚ニ際シ恩赦ヲ行フニ非ス、御慶事ノ際ニ行フヘキ恩赦本案ノ如ク特定ノ事項ニ限定スルハ□ヲ失スルモノト思考ス」¹⁵²。つまり、この閣議決定は皇太子結婚恩赦のように見せながら、実はそれとは

¹⁴⁹ 岡田玄之三朗『逐條恩赦令釋義』松華堂書店、1944年、18頁。

¹⁵⁰ 同上、17頁。

¹⁵¹ 戦前において18回の恩赦が実施されているが、特赦は1868年の明治天皇の即位、1912年明治天皇死去、1915年大正天皇即位、1919年皇太子成年式、1924年皇太子成婚、1925年普通選挙法公布、1927年大正天皇死去、1928年昭和天皇即位、1942年第一次戦捷祝賀の計9回実施されている。法務省保護局恩赦課編「<資料>政令(勅令)恩赦・特別基準恩赦一覧表」『ジュリスト』No.934、有斐閣、1989年6月1日。

¹⁵² 「大正十三年一月二十一日 恩赦ニ関シ閣議決定ノ件命ニ依リ起案上申ス」アジア歴史資料センター

別建てで極秘裏に行ったということを示している。このためなのか、1月6日も23日もその閣議決定は「官報」には掲載されていない。恩赦の通知を受け取った側は、皇太子結婚の恩赦だと考えたのは自然なことだろう。

なお、1月6日の閣議決定文書にはもう一つの付箋が付けられており、そこには「本案ハ本日会議ノ席ニ於テ司法大臣ト相談シテ同意セラレタル如ク大杉栄殺害事件ノ関係者(甘糟事件)ニ対シテモ適用セラル、モノト涼解シテ証下ス 陸軍大臣」とあり、たいへん興味深い。

閣議決定の言う「風説」が人々の間にどこからともなく広がった「流言蜚語」だとするならば、有罪判決は「流言」に惑わされた自警団員の自己責任とすることもできただろう。にもかかわらず、なぜ政府は極めて稀な「特赦」「特別特赦」措置を閣議決定し、しかも皇太子結婚の恩赦に時期を合わせて「極秘」に行ったのだろうか。

それは、「移牒」を発出し「風説」を創り出した張本人が政府自身であることを自覚していたからであり、加えて虐殺の責任を自警団のみに転嫁することの不当性を被告たちが訴えていたからであった。

この時の「特赦」の対象となった人数は537人であった¹⁵³。司法省の「震災後に於ける刑事事犯及之に關聯する事項調査書」¹⁵⁴によれば、東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木で朝鮮人を殺傷した自警団事件で起訴された人数は367人、山田昭次の調査によればその中で警察施設等を襲撃せずに朝鮮人を虐殺し、一審で有罪判決を受けた被告は97人となっている¹⁵⁵。537人の中には刑の執行を終えて20年を経過して復権した者が含まれており、「特赦」ないし「特別特赦」が適用された自警団事件関係者の正確な数は不明だが、少なくとも97人の自警団員が対象になり、有罪判決の刑の執行と執行猶予が免除され、中には有罪判決自体が消滅した者もいた可能性は高い。そしてこの「特赦」「特別特赦」は1924年3月15日に執行されている¹⁵⁶。

事件後4カ月後に閣議決定されたこの「特赦」「特別特赦」措置はこれまで注目されてこなかった。官憲への暴行などが伴わないなら、朝鮮人を虐殺したことへの有罪判決は、山田昭次の指摘のように「みせかけの裁判」によるものだったが、その判決は執行猶予も含め事件後6カ月半の1924年3月15日で免除あるいは刑の言い渡し自体が消滅していたのである。

片柳村染谷の事件の5人に対してはおそらく「特別特赦」が適用され、有罪判決は消

一A03023581400。

¹⁵³ 前掲、法務省保護局恩赦課編「恩赦一覧表」。

¹⁵⁴ 姜徳相・琴乗洞編『現代史資料6 関東大震災と朝鮮人』みすず書房、1963年、427頁。

¹⁵⁵ 「関東大震災時朝鮮人、日本人虐殺事件第一審判決分析表」前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』90頁。

¹⁵⁶ 「恩赦執行費外一件ヲ国庫余剰金ヨリ支出ス」アジア歴史資料センターA13100708700。

滅したのであろう。1924年3月15日に「吉三郎メモ」が終わっているように、朝鮮人虐殺の原因となった県当局の「移牒」発出の責任が問われることなく、事件はこの日をもって「終了」したのである。

一方、寄居事件で検挙された顕蔵は¹⁵⁷、事件から50年後の1973年、自分が被告になったことは語っていないが、恩赦について次のように証言している。事件後に熊谷の警察に集められ「諸君らは、流言ひ語にまどわされ国家の為と思いながらも結果としては、犯罪行為を起してしまった。しかし事件も落ち着いたことでもあるし、事件は無かったことにする。調査や経歴上の前科も一切なしにするので安心してもらいたい」と話されたことと述べているように、「特別特赦」の対象になったことが50年を経てもほぼ正確に記憶されている。そして「亡くなられた朝鮮人の供養を行いその霊をなぐさめ」たことは述べるが、反省の弁は何もない¹⁵⁸。「特別特赦」は、検挙された日本人民衆が自らの加害責任に向き合い、反省することを阻む効果を果たしたのである。

第3節 「特赦」実施を求めた論理と社会的、政治的背景

(1) 関東自警同盟

次に、この「特赦」及び「特別特赦」実施の要因となった自警団側の主張について検討したい。埼玉県内の自警団による朝鮮人虐殺事件の公判は10月22日に熊谷での事件から順次浦和地裁において開始され、11月26日に県内すべての自警団事件の判決が一斉に下されている。ちょうどこの裁判の時期に合わせるかのように、関東自警同盟という組織が結成され、自警団の刑の減免を求める運動を展開している¹⁵⁹。結成の発起人は、新時代協会菊池義郎ほか32名、労働共済会中西雄洞ほか52名、自由法曹会野田季吉ほか12名（以上3団体は後に同盟から分かれる）、城南荘菊地良一ほか数名、満鉄調査課綾川武治ほか8名であった¹⁶⁰。

関東自警同盟の思想とは、自警団の行動は「不逞鮮人」の襲撃から村を守ろうとした正当な行動であり、国家のための犠牲的精神の発露であるとする国家主義的志向を帯びたものであった。従って、「不逞鮮人暴動」なる通牒を発出し、誤った流言を広げた埼玉県当局にこそ責任があるのであり、自警団員はそれを信じ、「過失」によって傷害、殺人に及んだのだから大幅に刑を減ぜよという論理である。そして、同盟の要求項目の中には殺人罪について「異例の恩典」つまり、特別の恩赦のような形で刑を免じるよう求めていたのである。それは政府の閣議決定の「風説」を信じ「自衛ノ意ヲ持テ誤テ殺

¹⁵⁷ 『綾川経過真相』から寄居事件の被告名が判る。

¹⁵⁸ 金子顕蔵「勢いをつけて用土村から寄居町へ出発」、前掲『かくされていた歴史』121～122頁。

¹⁵⁹ 前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』154～159頁。

¹⁶⁰ 『東京日日新聞』1923年10月23日、前掲『かくされていた歴史』205～206頁。

傷」したという論理とほぼ同一である。また、犠牲となった朝鮮人やその遺族に対しては何ら言及することなく、命を落とした自警団員の遺族に対する慰藉の措置を政府に求めていた。関東自警同盟の論理と要求は『綾川経過真相』の内容とほぼ一致していることから、綾川は関東自警同盟の中では中心的な人物であったと考えられる。

『綾川経過真相』によれば、11月6日本庄事件の求刑にあたって根本首席検事は「社会上ノ影響及ビ法ノ威信上、決シテ軽ク処断スルコトハ出来ヌガ、各被告中実刑ニ処セラレタトシテモ、刑期ノ全部ヲ服役シナクトモヨイ方法、例ヘバ大赦、特赦、仮出獄等ノ恩典ニ浴スルコトモ出来ルデアルカラ」(33頁)と論告で述べたという。判決の言い渡し前に検事が恩赦の可能性について言及していたのである。綾川は「天皇ノ大権ヲ干犯スル行為トイフベキ」と厳しく批判しているものの、こうした検事側の動きも察知しつつ、関東自警同盟は恩赦を要求して活動していた可能性がある。

11月26日、浦和地裁は大部分の自警団員の被告に執行猶予を付けつつも、有罪判決を下したのであった。その8日後の12月4日、司法大臣平沼騏一郎と関東自警同盟の代表佐藤慶次郎と綾川武治が平沼の自邸で会見している¹⁶¹。特定の裁判の判決直後に、その判決に関することで現職の司法大臣が一民間団体の代表と会うこと自体異例なことだろう。

その背景には国家主義者綾川と平沼の人的関係があった。1920年に平沼騏一郎を会長とする国家主義団体国本社(第一次)が設立されるが、綾川はその同人になっている¹⁶²。綾川は、国本社の同人であるという人脈を使って時の司法大臣に直接会い、自警団事件の被告たちに対する恩赦を強く要求したのである。

(2) 永井柳太郎の国会質問

埼玉県の自警団事件の判決から19日後、帝国議会でも自警団員に対する恩赦を求める質問が出されている。1923年12月15日、憲政会の永井柳太郎議員が帝国議会本会議で埼玉県の自警団事件について質問している。

永井は、犠牲となった朝鮮人に哀悼の意を表し、遺族を慰安すべく何らかの措置を政府は取るべきだと主張しているところから、殺された朝鮮人を悼む心情が見られない関東自警同盟と同じではない。永井は、朝鮮人の「放火」「投弾」などの「不逞ノ行動」を上げて「嚴重ナル取締」を求めた内務省警保局長から各鎮守府などに宛てた三種類の電文と埼玉県内務部長が発した「移牒」を読み上げ、これらの通知を受け「自警団ノ組織ハ明ニ国家ノ急ニ応ジ、公共ノ安寧ヲ保持セントスル赤心ニ出タルモノ」であり、「自警団ヲシテ其罪

¹⁶¹ 「目下運動継続中の関東自警同盟では大震災当時当局の自警団員に対する処罰の苛酷に失したる糺弾中であつたが、去四日朝十時西大久保の自邸で平沼法相が直接自警同盟の代表者佐藤慶次郎綾川武治氏と会見する事にした」(『法律新聞』1923年12月13日)。

¹⁶² 綾川は1921年8月時点で32人の国本社同人の一人に名を連ねている(萩原淳『平沼騏一郎と近代日本』京都大学学術出版会、2016年、320頁)。

ヲ犯サシメタル当時ノ官憲其モノ、責任、亦之ヲ糾弾セザルベカラズト言ハザルヲ得ナイ」と、自警団の行動は「国家」、「公共ノ安寧」の為のものであり、自警団だけに罪を問い、官憲の責任を不問に付す政府の姿勢を鋭く追及したのである。そして、官憲の責任を問わないなら「命ヲ奉ジテ公安維持ノ大任ニ當ツタル自警団ノ人々」で「特ニ罪状アル者モ亦之ヲ酌量スルガ當然デハナイカ」と命令に従って公安維持の任務に就いたのだから自警団の刑を減ずるべきであると論じたのである¹⁶³。

これに対して山本権兵衛首相は質問に正対した答弁をすることはなかったが、その後の「特赦」「特別特赦」の実施決定を見ると、政府として具体的な検討をしていたことは十分想像できる。

この12日後の12月27日、摂政裕仁親王が帝国議会の開院式に向かう途中無政府主義者の青年に狙撃されるという虎の門事件が起こり、山本内閣は責任をとって総辞職し、翌1924年1月7日枢密院議長の清浦奎吾が首相となった。結局、この清浦内閣の下で前述したように有罪判決を受けた自警団員に対する「特赦」「特別特赦」が閣議決定され、関東自警同盟や永井柳太郎が求めていた措置がほぼ実現したのである。

なお、永井の最終的な要求は関東自警同盟と同一であるが、犠牲となった朝鮮人への向きあい方は明らかに異なっている。この違いは何に由来するものなのだろうか。事件から8年後の1931年2月、「公娼制度廃止ニ関スル法律案」の委員会審議に政府委員として出席していた当時外務政務次官だった永井は、格調の高い公娼制度廃止論を述べていたのである。

外務政務次官として国際連盟や諸外国の動向を意識した発言だとは思われるが、次のように述べている。「吾々ハ公娼制度ハ人間ノ人格竝自由ト矛盾シタ制度デアルト思ヒマス、一種ノ奴隸制度ト言フコトモ出来ルト思ヒマス、出来ルダケ速ニスノ如キ制度ガ廃止セラレテ、人間ノ人格ノ尊厳ト自由トガ確認セラルハコトヲ希求スル次第デアリマス」¹⁶⁴と。永井は「人間ノ人格ノ尊厳ト自由」という観点から、公娼制度は「奴隸制度」とも言うべきもので廃止すべきだとはっきりと述べていた。何の落ち度もない人間にもかかわらず、朝鮮人であるというだけで虐殺された犠牲者に対して、おそらく同じ「人間ノ人格ノ尊厳」という観点から永井は哀悼の意を表し、遺族への慰安の措置を求めたのだろう。

(3) 「特赦」実施の社会的、政治的背景

大震災後の1923年11月10日、山本内閣は「国民精神作興ニ関スル詔書」を発した。その内容は、国民精神の墮落、贅沢に流れて放縦に走る、危険思想がはびこる、勤労を避けて

¹⁶³ 『官報号外 衆議院議事速記録第五号』1923年12月16日、琴乗洞編・解説『朝鮮人虐殺に関する知識人の反応一』緑陰書房、1996年、75頁。

¹⁶⁴ 『買売春問題資料集成 戦前編』第24巻、不二出版、2003年、126頁。2021年3月14日開催されたFight for Justice 緊急オンラインセミナー「もう聞き飽きた! 「慰安婦は性奴隷ではない」説」での、小野沢あかね報告「ラムザイヤー氏「芸娼妓酌婦契約」論の何が問題か」の中で永井柳太郎の公娼制度に対する発言に接することができた。

安逸をむさぼる享楽主義の風潮、これらを戒め、震災被害の甚大な今は「国力ノ振興」をはかるため国民精神を引き締めなければならないとしたのである¹⁶⁵。

当時の日本社会は、1918年の米騒動、労働運動・農民運動の高まり、ロシア革命と日本への共産主義思想の流入、国内での社会主義運動の再興、さらには天皇の權威の低下など、第一次世界大戦後の大正デモクラシー状況のもとにあった。こうした事態に対して当時の司法官僚は国民精神の墮落にその原因を求めていた¹⁶⁶。

つまり、「詔書」は司法官僚が考えていた国民精神の再建の為の対策の一つとして位置付けることもできるだろう。徳育の振興によって国民の思想問題に対処しようとしたもので、司法官僚のトップ、司法大臣平沼騏一郎の政治観とも共通し、平沼が「詔書」作成に関与した可能性があるとされている¹⁶⁷。しかも1924年、平沼はこの「詔書」の精神に依拠して国民に道德観念を広めることを目的に国本社を改組して教化団体として活動を始める。平沼がこうした活動を始めたきっかけは、実際に無政府主義者が皇太子殺害を企てた虎ノ門事件の衝撃であったことは間違いない¹⁶⁸。

国家主義者の綾川は被告になった自警団員たちの心情について次のように述べている。

斯クテ彼等ノ心ハ、日ニ日ニ行政官府ヲ離レツヽアル。而テ『モウ人ノ為ニハ働キマセン、自分ダケノコトヲシマス』ト、天皇ノ名ニ於テ行ハルヽ裁判判廷ニ於テ告白スル程、国家ヲ思フ心サヘ失ハレテ行クノデアル。…〔中略〕…『町村ノ為メ、国家ノ為メニ働イテ馬鹿ヲ見タ。モウ町村ノ為メ、公共ノ為メ、国家ノ為メニハ働キマスマイ。』サウシタ感慨ハ、独り埼玉自警団員ノミノ心ニ芽ザスモノデハナイ¹⁶⁹。

自警団の構成員の中でも朝鮮人虐殺に深く関わったとされるのは在郷軍人であったことは第2章で論じた。ところが、天皇制国家の最も忠実な臣民であることが求められた在郷軍人はじめ自警団員たちの心は間違いなく国家から離れ、綾川が指摘するように「国家ノ為メニ働イテ馬鹿ヲ見タ」と国家を思う気持ちは完全に失われていたのである。国家主義者の平沼が、このように国家に背を向ける自警団員たちの心情を聞いてこれを放置したとは考えられない。

司法大臣平沼は国民精神の墮落を助長する結果を招いた自警団員への有罪判決を憂慮し、何らかの恩赦の措置を検討していたが、虎ノ門事件が起こり総辞職を余儀なくされたのである。しかし、この虎ノ門事件は平沼に恩赦の実施をより強く決意させる要因に

¹⁶⁵ 金原左門『昭和への胎動』小学館、1983年、199頁。

¹⁶⁶ 前掲、渡辺治論文150、151頁。

¹⁶⁷ 前掲、萩原『平沼騏一郎と近代日本』112頁。

¹⁶⁸ 同上、119頁。

¹⁶⁹ 前掲、『綾川経過真相』53～54頁。

もなった。事件を受けて総辞職を表明した山本権兵衛内閣の最後の日である 1924 年 1 月 6 日、平沼の強い決意は次の清浦内閣への引継ぎを意図して「極秘」の閣議決定として有罪の自警団員に対する「特別特赦」となったのである。それが 1 月 23 日確かに次の清浦内閣に引き継がれたのであった。

本章のまとめ

埼玉県当局が県内市町村に「不逞鮮人暴動に関する件」という「移牒」を發出し、これに基づいて自警団が組織され、朝鮮人虐殺事件が引き起こされたことを、国家の側は重々自覚していた。だからこそ、事件後に司法官僚は国家責任追及を遮断し、責任を隠蔽するために検挙を「猶予」し、裁判所は実刑率の低い有罪判決を下した。それでも有罪判決を受けた自警団員は納得できずに国家に背を向ける心情を吐露していたのである。

なぜなら、自警団員の意識並びに朝鮮人殺害の論理は、県が發出した「移牒」に従って「不逞鮮人」から村を守る為に行動したというものだったからである。しかも、この意識は村人も共有していた。そこで政府は「特赦」「特別特赦」という異例の恩赦によって、有罪判決の免除ないし消滅の措置を講じたのである。

政府がこうした措置を取った社会的、政治的背景には、大正デモクラシー状況のなかで国民精神が墮落しつつあるという危機意識のもと、天皇制国家の最も忠実な臣民として期待していた在郷軍人はじめ自警団員を国家から離反させるわけにはいかないという判断があったからであった。

「特赦」「特別特赦」は、有罪となって国家に背を向けていた自警団員と村を守る為に行動してくれた自警団員を「助ケネバナラヌ」と思っていた村人の意向を汲み取るものでもあった。このことによって自警団に罪を押し付けて自らの責任を隠蔽する国家の不当性への追及は緩和され、結果として民衆が自らの過ちに向き合う可能性も抑制ないし減殺されてしまったのである。「特赦」「特別特赦」の措置は、自警団員が自らの加害責任に気づき、向き合うことを阻む効果があったのである。

しかも国家は検挙の「猶予」、軽い判決、「特赦」「特別特赦」実施の過程で、「自衛」のためならば「誤テ」朝鮮人を殺しても甘い処分です済ますというきわめて民族差別的なメッセージを發したのである。このことは日本人の朝鮮人差別意識を大いに助長する結果を招いたのであろう。

第4章 地域の民衆の加害責任の自覚と戦後社会

本章の課題

『綾川経過真相』に掲載されている被告名から『かくされていた歴史』に収録されている65件の目撃証言の中に、朝鮮人虐殺の加害者として検挙された人物の証言が少なくとも5件確認できる。震災50周年の1973年、また戦後28年の当時、加害者たちが事件と自身の責任をどう見ていたのかを見ることのできる貴重な証言である。

神保原事件の茂市(1973年当時75歳、以下同じ)は「シベリア出兵から帰ったばかりで在郷軍人会の一員」でもあった消防団員だが、殺害に関与したこと、被告になったことは述べて、目撃した事実をたんと証言し、反省に類することは何も述べていない¹⁷⁰。寄居事件の顕蔵(71歳)も前述のとおり、恩赦について語るが反省の弁はない。

本庄事件について匿名で証言をした人物(70歳)は「懲役8カ月、執行猶予2年の刑を受けました」と告白しているが、「昭和天皇が結婚したので特赦になりました」と恩赦のことは述べるが、反省の弁はない¹⁷¹。本庄事件の助三郎(75歳)も「懲役1年、執行猶予2年でした」と告白するが「昭和天皇の結婚で恩赦があり、刑はいずれも免除」になったと述べ、「若いから法律も何も知らないので、検事にすっかりだまされてしまいました」と言って反省した様子はなく、むしろ検事の取り調べを批判している¹⁷²。

第2章、第3節で言及した寄居事件の庫之助(89歳)は懲役3年の実刑判決を受けたことを告白しているが「今、裁判があれば、皆、引っくり返してみせることも出来るが、なにしろ誰がどうしたとは云えないし、どうせ誰かが出て犠牲にならなければ済まないというので、わしら3人がその犠牲を背負い込んだようなものです」と反省の様子はなく、裁判自体が不当であったかのように述べている。一方で「日本に飴売りにきて、金をこさえては、国の親にでも送っていたんだろうに、考えてみれば、可哀そうなことだと思います」と犠牲者を悼む言葉も口にしている¹⁷³。

以上のように、事件から50年、戦後28年経過した被告たちは多少犠牲者を悼む気持ちは持ちつつも、依然として朝鮮人を虐殺した加害者としての行為に責任を感じていなかったり、沈黙したりしていたのである。前章では、被告たちがこのような意識を持つに至った原因として、国家による検挙、裁判、恩赦の問題点とその社会的、政治的背景について論じた。とりわけ彼らがしきりに恩赦のことを話していることから、恩赦が加害の自覚化を阻む大きな効果をはたしていたと考えられる。

¹⁷⁰ 根岸茂市「抵抗せず、ただじっとしていただけ」前掲、『かくされていた歴史』91～92頁。

¹⁷¹ 匿名「乗用車の幌を鳶で一番先に引き破る」前掲、『かくされていた歴史』103～104頁。

¹⁷² 神崎助三郎「警察ににらまれ逮捕された青年団支部長」前掲、『かくされていた歴史』104～106頁。

¹⁷³ 前掲、芝崎庫之助の証言(『かくされていた歴史』126頁)。

戦後 28 年を経ても、加害者たちはなぜのこのような意識のままだったのだろうか。関東大震災時の朝鮮人虐殺事件について、地域の民衆が植民地支配をしていた加害者としての意識を持って事件に向き合うようになったのは、いつ頃からなのだろうか。

本章の課題は、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の調査・追悼について、戦後の日本人はどのような運動をしてきたのか、また教育の課題として教員はどのような実践をしてきたのか、その中で日本人民衆の加害責任がどのような調査・追悼、教育実践の取り組みによって自覚化されていったのかを分析することである。このことは序章で述べた、日本人民衆が過去のつらい加害の歴史を想起し、植民地支配の責任を自覚し、次の世代に継承する思想と実践をとらえることにつながると考えるからである。

1950 年代後半以降、日本の市民による朝鮮人虐殺事件の調査・追悼の運動において、日本と朝鮮民族との理解と友好を目的とした市民団体である日朝協会のはたした役割はたいへん大きかった。また、戦後に事件の掘り起こしと教材化を最も精力的にすすめた民間教育研究団体は歴史教育者協議会(以下、歴教協)である。とりわけ関東地域、特に東京、千葉、埼玉の日朝協会の各県連合会や支部・会員、歴教協の支部・会員による調査や掘り起こしの運動は、本章の課題を明らかにするうえではたいへん重要なものである。本章では、敗戦後から 1980 年代前半頃までを見通して、埼玉の事例を中心に検討していきたい。

ただし、ここでの分析対象は史料上の制約もあり埼玉だけでなく、東京なども含めざるをえないし、調査・追悼の取り組みや歴史教育に関わるという環境の下にいた教員など歴史認識の問題に対して比較的意識の高い人々に限られたものにならざるをえない。

なお、筆者自身 1978 年に埼玉の公立高校の教員になった時以来の歴教協の会員であり、80 年代初めに埼玉の大宮歴教協に所属し、現在に至るまで活動を続けている。90 年代初めに大宮歴教協のフィールドワークで片柳村染谷での朝鮮人虐殺事件の目撃者の話を聞き、それ以来掘り起こしと研究、授業を行ってきた。

戦後社会と朝鮮に対する植民地支配の歴史認識に関わる主な先行研究としては次のものがあげられる。そもそも、戦後の日本社会において、今日に至るも戦争における加害の問題の認識は弱いのだが、植民地支配にかかわって吉田裕は「台湾・朝鮮という植民地の喪失が、敗戦の結果、いわば自動的に実現した」ことによって「植民地主義的な思考様式の清算という深刻な問題が深く自覚されることなしに、戦後の「民主化」が開始された」ことを指摘している¹⁷⁴。このことは他の研究者も指摘しているところだが、本章の分析の前提として確認したい。

吉澤文寿は、戦後日本の朝鮮に対する植民地責任論の特徴を四期に時期区分してまとめている。第 1 期は敗戦から独立まで、第 2 期は独立から日韓国交正常化まで、第 3 期は日韓国交正常化から冷戦終結まで、第 4 期は冷戦終結から今日まで、とする。本稿と関わって、第 1 期において「朝鮮に対する植民地責任に言及したりする日本人はほとんどいなか

¹⁷⁴ 吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店、2005 年、262 頁。

った」とする。第2期の日韓条約反対運動については「活動家及び知識人を中心に植民地責任に対する思考を深める契機となった」と評価する。また、第3期の60年代後半から80年代にかけて、1970年の日立就職差別事件、72年の孫振斗被爆者健康手帳請求裁判、80年代の在日朝鮮人の指紋押捺拒否運動など「植民地責任にかかわる諸問題を解決しようとする市民運動」とともに植民地責任の議論が深められたとしている¹⁷⁵。

吉澤は、第1期において日本人は朝鮮への植民地責任についてほとんど気付いていなかったとする。結論的には同意できるが、敗戦後の関東大震災での虐殺犠牲者に対する追悼の運動を見ると、帝国日本の植民地責任の追及に繋がっていく可能性のあるものだったように考えられる。日本人が朝鮮半島を植民地支配した責任について認識しはじめたのは、1960年代後半から70年代に入る頃からだったとしているが、本稿の論ずる関東大震災時の朝鮮人虐殺における日本人民衆の加害責任の自覚とも時期的に重なっている。

本章では日本人民衆の加害責任の自覚を焦点にあてて論ずるが、板垣竜太は敗戦直後から日本の革新勢力側の民衆においても朝鮮人への排外主義を省みることがなかったことを指摘し、「植民地支配責任の系譜構築のためには、こうした日本民衆のなかの無知や無理解、ひいては排外主義も含めて解剖していかなければならないだろう」と述べている¹⁷⁶。本章は、このような課題に寄与するものになると考えている。

関東大震災時の朝鮮人虐殺の調査・追悼に関する先行研究は、1970年代以降の千葉歴教協船橋支部と千葉県における関東大震災と朝鮮人犠牲者追悼・調査実行委員会が中心になって取り組んだ船橋、習志野、八千代地域の掘り起こしと調査、追悼の活動について、田中正敬・専修大学関東大震災史研究会が2012年に『地域に学ぶ関東大震災—千葉県における朝鮮人虐殺 その解明・追悼はいかになされたか』（日本評論社）にまとめ、出版している。

山田昭次は民衆責任の自覚に基づいた国家責任の追及という観点から、戦後の日本人及び在日朝鮮人による事件の調査と犠牲者の追悼の営みについて分析している。その中で、戦後に日本人が建立した朝鮮人犠牲者の碑文から、建立時の日本人の思想状況を検討し、日本人民衆の責任を明確にする自覚がなかったとしている点¹⁷⁷は本稿と課題意識を共有するものである。ただ、教育実践について山田は言及していないので、その検討は本章の課題となるだろう。

鄭栄桓は解放直後(1945~1948年)の在日朝鮮人と日本人、とくに在日朝鮮人団体による

¹⁷⁵ 吉澤文寿「日本の戦争責任論における植民地責任—朝鮮を事例として」永原陽子編『「植民地責任」論』青木書店、2009年。なお、孫振斗による裁判と日本人の「加害者認識」の形成については、本庄十喜「日本社会の戦後補償運動と「加害者認識」の形成過程」『歴史評論』第761号、2013年9月、に詳しい。

¹⁷⁶ 板垣竜太「植民地支配責任論の系譜について」『歴史評論』第784号、2015年8月。

¹⁷⁷ 前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』の第5章「今日における関東大震災時朝鮮人虐殺の国家責任と民衆責任」(236~276頁)。

犠牲者追悼の取り組みに焦点をあて、この時期の運動が真相究明と国家責任の追及によって、当時の戦争責任論の限界を乗り越えて植民地下の「戦争犯罪」を問うる可能性があったとしている。しかし一方、虐殺の主体をひとえに「軍閥」に設定したため、運動の担い手であった日本共産党と革新勢力が日本の「勤労人民」自身の責任を明確にし、日本の民衆の排外的な朝鮮観を正すことは、この時期には取り組めなかったとしている¹⁷⁸。ただ、この敗戦直後の運動と残された朝鮮観を正す課題が、その後 1950 年代以降の調査・追悼の運動にどのように引き継がれていったのかは記されていない。

ノ・ジュウンは 1950 年代末に始まる関東大震災時の朝鮮人虐殺研究の歩みを、2003 年震災 80 周年までまとめている。ノ・ジュウンは学問の立場からの研究の流れをアカデミックなアプローチとし、地域の市民による調査・追悼活動を中心とする研究の流れを運動的なアプローチとし、この二つの流れとして研究の歩みをまとめている。とりわけ後者に焦点を当て、具体的には千葉県追悼・調査実行委員会と東京の遺骨を発掘し追悼する会、70 周年・80 周年記念行事実行委員会などの取り組みについて整理している。

「国家の隠蔽工作によって埋められた「過去」が引き出されて「国家がつくった「記憶」とは異なる形」で朝鮮人虐殺の「記憶」が忘れられずに継承されたのは、アカデミックな研究だけでなく、運動的研究がともにすすんできたからであり、ここに運動的研究の持つ意義があるとしている。その例として、千葉県実行委員会の調査活動によって地域の市民しか手に入れることのできない証言や日記が新たに発掘され、朝鮮人虐殺の事実が「真実に基づいた歴史として復活し、過去と現在が対話できる「通路」がつけられた」ことをあげている¹⁷⁹。

千葉県実行委員会による運動的研究のアーカイブ化の作業の一つとして、前述の『地域に学ぶ関東大震災』が出版されている。

本章では、この運動的研究の持つ意味を新たな史料発掘による研究の発展に限られたものではなく、朝鮮人虐殺事件に対する認識の深まり、とりわけ日本人民衆の加害責任の自覚化とどう繋がっていくのかを検討したい。

山田昭次が指摘する日本人民衆自身の朝鮮人虐殺に対する責任の自覚が不十分であるという問題は現在でも克服されているとは言えないだろう。このことは、今日の日本社会における植民地支配の記憶の忘却状況をつくりだしている一因でもあると思われる。また、補論で述べるように朝鮮人虐殺自体を否定する歴史修正主義勢力が公然と活動するという状況さえ作り出されていることとも関わるのであろう。

100 年余り過去の事件を想起し、地域の民衆が加害責任を自覚するとはどのような思想的な営為なのか。戦後社会の中で事件がどのように調査・追悼され、また歴史教育でどのよう

¹⁷⁸ 鄭栄桓「解放直後の在日朝鮮人運動と「関東大虐殺」問題—震災追悼行事の検討を中心に」関東大震災 90 周年記念行事実行委員会編『関東大震災 記憶の継承』日本経済評論社、2014 年。

¹⁷⁹ ノ・ジュウン「関東大震災朝鮮人虐殺研究の二つの流れについて」田中正敬・専修大学関東大震災史研究会編『地域に学ぶ関東大震災』日本経済評論社、2012 年。

に実践されてきたかを整理、検討して明らかにしたい。

第1節 敗戦後から1963年の40周年調査

(1)「軍閥官憲」による弾圧史観の弱点

『かくされていた歴史』に収められた神保原の庄子銀助の証言の中に、敗戦直後に神保原の朝鮮人虐殺事件を調査したという話が出ている。戦後の1946年「当時近くに金さん(日本名を金森勇といい、今は新町で朝鮮料理店をやっている)」という人がいて、その人と清原さん(綿屋さんで役場の手前に家がある。二人共今は60歳位)とで、神保原事件の調査を始め、その動機は「私達は戦争前から労働運動をやっている、そういう立場での調査ですが、この事件を明らかにして日本の自治体やなにかに、その責任を持たせて改めて供養などをさせるようにしようじゃないかという運動として起こした」と述べている¹⁸⁰。

庄子の調査がどの程度のものであったかは不明だが、聞き取りによって、神保原事件の朝鮮人犠牲者数は42人であったことが分かったとしている。また、庄子と金と清原は戦前からの活動家仲間だったようである。これは埼玉における、戦後の日本人と在日朝鮮人による最初の調査活動であったと考えられる。

ここで、庄子銀助の略歴をたどってみよう。庄子は1902年宮城県柴田郡村田町に貧農の五男として生まれている。小学校卒業後、前借金50円で埼玉の行田の足袋工場に3年間の年季奉公に出され、16歳になって仙台の郵便局の集配人として働いていた。ここで先輩のさそいで将来労働組合に発展させる目的で「親郵会」を組織したために解雇されたことが労働運動に入る出発点だったという。その後、神奈川の富士紡保土ヶ谷工場に製綿工として勤めたが、1923年関東大震災によって工場が倒壊したため、本庄工場に異動した。

1927年に日本紡織労働組合本庄支部を結成して支部長になり、富士紡本庄工場の女工を組織して争議を闘ったが、警察に検束され会社からは解雇される。庄子が工場内に組織をつくろうとした理由は「保土ヶ谷工場にはなかった深夜業で心身を消耗させている青い顔の12、13才の若い女工たちの姿」だったと証言している¹⁸¹。庄子の弱者に対する目線と正義感を垣間見ることができるだろう。この争議は敗北したとはいえ、埼玉県における本格的な労働運動の到来を告げるものであった¹⁸²。以後、庄子は64回検挙、投獄されている。

¹⁸⁰ 庄子銀助「昭和二十一年に神保原事件を調査」前掲、『かくされていた歴史』96頁。

¹⁸¹ 鈴木裕子「本庄富士紡争議」埼玉県労働運動史研究会編『埼玉労働運動史研究』第11号、1978年。この論文にいくつかの庄子の証言が収められている。

¹⁸² 同上。

1931年には全農(全国農民組合)の活動家として、寄居の小作争議を支援して寄居警察署襲撃に関与して検束され、1932年には吉見村での小作争議を闘い検束されている。1933年に社会大衆党の推薦で本庄町議会議員選挙に立候補したとたんに逮捕されるが、なんと当選している。1934年秋には非合法の「赤旗」を所持していたために治安維持法によって検挙され、2年間前橋刑務所に投獄されている¹⁸³。

戦前から労働運動・農民運動の活動家の庄子は、敗戦後の1945年12月に日本共産党に入党している。当時勤めていた埼玉県庁の職員組合の結成に尽力したが、1949年レッドパージに遭って解雇され、納豆売りをしながら共産党の候補者活動をしていった。そして、ようやく1966年から日本共産党の上里村(1971年から町)議を2期つとめている。1966年の庄子の当選は「自民党の固い地盤といわれた県北の農村地帯で共産党がはじめてえた議席」であった¹⁸⁴。議員を引退した後も農業委員になるなど活動を続け、87歳の時点で農村労働組合埼玉県連委員長の仕事についていた。1991年に89歳で亡くなっている。

戦前からの生粋の活動家だった庄子と活動家仲間だった在日朝鮮人が、敗戦直後の時期に朝鮮人虐殺事件の調査を実施していたことはたいへん興味深い。というのは、中央においても似た動きがあったからだ。

敗戦後、最初に関東大震災での虐殺犠牲者に対する大規模な追悼行事が行われたのは1946年9月1日だった。名称は「関東大震災虐殺犠牲者追悼大会」、主催者は日本共産党、朝連(在日本朝鮮人連盟)、勤労者生活擁護協会(後の国民救援会)などで、宮場前広場と神田共立講堂で開催され、約5,000人が参加している¹⁸⁵。

追悼大会を前にして、日本共産党は1946年8月30日付『アカハタ』に次のような記事を掲載していた。

忘れるな白色テロの記念日九月一日

大震災の混乱に乗じて、進歩的労働者、社会主義者、中国人、朝鮮人に加へられた白色テロルは、言語に絶し、カワイ・ヨシトラ、ヒラサハ・ケイシチ、などのナンカツ労働組合の進歩的労働者をはじめ、無政府主義者オースギ・サカエその他朝鮮人六千名、中国人数百名が軍閥官憲およびそれらに使サウされた暴民のために惨殺されたのである

¹⁸⁶。

¹⁸³ 永田秋幸「党とともに道ひとすじ 埼玉・庄子銀助さん」日本共産党中央委員会編『月刊学習』1989年7月。埼玉県教育委員会・埼玉県立文書館編『埼玉人物事典』1998年、419頁。

¹⁸⁴ 日本共産党北部地区委員会党史編集委員会編『埼玉北部における日本共産党史』(日本共産党埼玉北部地区委員会、2011年)では戦前の庄子銀助の活動も触れられている。

¹⁸⁵ 前掲、鄭栄桓論文、118～119頁。

¹⁸⁶ 朴慶植編・アジア経済研究所「日本共産党と朝鮮問題」『朝鮮問題資料叢書』第15巻、三一書房、1991年、407頁。

敗戦直後の日本共産党は、関東大震災時の虐殺事件は「進歩的労働者」「社会主義者」「その他朝鮮人六千名、中国人数百名」に対する「軍閥官憲」による「白色テロ」であるというのが事件の核心だとしていたのである。

また、在日朝鮮人の金秉稷は『白色テロルの真相』（朝鮮民主文化団体総連盟、1947年）という書を出版している。金秉稷は解放前からの労働運動家で解放後は朝鮮中総文化部副部長、在日本朝鮮人文化団体連合会委員長を務めた人物である¹⁸⁷。関東大震災の虐殺は「反動政府は軍隊、警察を始めもろ／＼の反動分子を動員して、六千余名の朝鮮人と、数百名の中国人と、それに日本の革命先駆者十数名を無慙に虐殺してしまった。正に天人ともに許さざる暴虐行為である」¹⁸⁸としていた。

つまり、戦前以来の日本共産党活動家は関東大震災時の虐殺事件は「軍閥官憲」による社会主義者、朝鮮人、中国人に対する一大弾圧事件であると見ていたし、ともに1946年の「追悼大会」を開催していた朝連も、「反動政府」が「軍隊警察」を動員して実行した虐殺であるとしていたのである。

ただ、朝連においてはその後日本人民衆の虐殺行為も徐々に強調されるようになるが、日本共産党などとの提携と協力によって朝鮮の完全独立を達成しようという運動路線上の観点から、民衆の虐殺行為は国家責任と結び付けられて、「軍閥官憲」による「白色テロ」論に収斂されていった¹⁸⁹。

庄子銀助もおそらく神保原の朝鮮人虐殺事件を「軍閥官憲」による「白色テロ」、権力による弾圧と捉え、こうした観点から調査を行なったと思われる。後述する1963年に実施された日朝協会による本庄調査の庄子宅での座談会の中で庄子は、朝鮮人虐殺事件は警視庁が「デマをつくりだして弾圧していった」との他の出席者の発言を受けて、「同感ですね」と応じ「“井戸に毒薬を投げ込んで歩く”とか“火をつけて歩く”とかいうのが、わずかの時間でパーッと広がったんですね。私もそのときは「まったくふとどきな奴だ」と思ったんですが、あとで聞いてみるとそれが、参謀本部からのデマだってことが判ったんです」¹⁹⁰と述べている。朝鮮人虐殺事件は警視庁や参謀本部がしかけた弾圧事件だととらえていたのである。

敗戦直後の庄子の調査から6年後の1952年、埼玉県内では戦後最も早く神保原の安盛寺の境内に「関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊碑」が建立されている。これは1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効し、GHQによる占領が終了し「独立が回復」され

¹⁸⁷ 前掲、鄭栄桓論文、124頁。

¹⁸⁸ 金秉稷「序」『関東震災白色テロルの真相』朝鮮民主文化団体総連盟発行、1947年。

¹⁸⁹ 鄭永寿「解放後在日朝鮮人運動における「関東大虐殺事件」の真相究明・責任追及(1945—49)」(『在日朝鮮人史研究』第47号、緑蔭書房、2017年10月)が敗戦直後における在日朝鮮人と日本の革新勢力による朝鮮人犠牲者追悼の運動について詳しく分析している。

¹⁹⁰ 日朝協会朝鮮人犠牲者問題特別委員会羽仁仁五郎『朝鮮人犠牲者問題 本庄・船橋調査報告』1963年6月1日、4頁。

たことを記念して町内のいくつかの忠魂碑とともにこの慰霊碑は建てられたという¹⁹¹。

建碑の賛助者として埼玉県、埼玉県議会、児玉郡町村長などの外に“日朝有志”、発起者として神保原村、加美村と“埼玉県朝鮮人”と刻まれている。碑文の中でも「このたび理解ある日朝両国人有志によって慰霊碑を建設することとなった」とあり、庄子銀助と在日朝鮮人の働きかけによって慰霊碑が建立されたのではないかと思われる¹⁹²。1952年4月20日、この碑の建立と合わせて追悼行事は行われている。

敗戦直後の調査・追悼の運動は中央だけでなく、埼玉の上里村においても戦前以来の共産党に近い労働運動・農民運動活動家と在日朝鮮人の活動家によって行われていた。彼らは、朝鮮人虐殺事件は「軍閥官憲」による弾圧であったとし、この調査・追悼の運動は帝国日本の植民地支配責任の追及に繋がっていく可能性のあるものだったと見ることができる。しかし、鄭榮桓が指摘するように、ここには日本人民衆による朝鮮人虐殺という視点は明らかに後景に退き、民衆の排外的な朝鮮観を正していく課題は先送りされることになったのである¹⁹³。

(2) 日韓条約反対運動、深められなかった植民地支配認識

日朝協会は「日本と朝鮮両民族間の理解と友好を深め、経済、文化の交流をはかり、相互の繁栄と世界の平和に貢献することを目的とする」(規約第2条¹⁹⁴)市民団体として1955年に結成された。

結成当初の日朝協会にとって日朝友好運動の活動のなかで「一つの壁」として残存していたのが「朝鮮人に対する蔑視観」であり「この植民地支配の思想的残滓を清算」という課題を克服しなければ「本物」の運動にはならないとしていた¹⁹⁵。この取り組みの一つとして、1956年10月の第2回全国大会では「太平洋戦争中に日本軍に徴兵徴用された朝鮮人犠牲者の遺骨収拾に関する決議」を採択している。そして、1963年6月の第8回全国大会では「関東大震災40周年朝鮮人犠牲者調査、慰霊特別委員会」(委員長羽仁五郎)が設置された。特別委員会は7月17日に参議院会館で「関東大震災朝鮮人犠牲者についての講演会」を開催し、その時の講師は羽仁五郎・塩田庄兵衛・姜徳相の諸氏であった¹⁹⁶。7月には「九・一慰霊実行委員会」を発足させ、9月1日には日比谷公

¹⁹¹ 『上里町史』通史編下巻、上里町、1998年、776頁。

¹⁹² 山田昭次もこの慰霊碑に注目し、『かくされていた歴史』の庄子の証言などから「朝鮮人が建碑の原動力だった」としている(前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』、263頁)。

¹⁹³ 前掲、鄭榮桓論文、129頁。

¹⁹⁴ この規約は第1回全国大会で決定されたものである。現在は「本会は日本と朝鮮両民族の理解と友好を深めるため、日本国民としての自主的立場に立つ活動を原則として、相互の繁栄と平和に貢献することを目的にして、その達成のために必要な諸活動を行います」となっている。

¹⁹⁵ 畑中政春『日朝協会10年のあゆみ』日朝協会、1965年、44頁。

¹⁹⁶ 加藤卓造「関東大震災の教訓—日朝協会の調査・研究活動」『歴史評論』第157号、1963年9月。

会堂で約 1,100 名が参加して、盛大な慰霊祭が行われている¹⁹⁷。

とはいえ、朝鮮人犠牲者の調査・追悼の活動は、結成当初から 60 年代はじめの日朝協会の中心的な活動ではなかった。活動の中心は、日朝国交正常化、日朝貿易の促進、日朝漁業促進、日朝の文化交流などであった。現実に南北二つの国家が存在し、1958 年に日韓会談が再び開始されると、国交正常化の課題は日韓会談反対、朝鮮民主主義人民共和国との友好の推進という方向に変わっていった¹⁹⁸。

1959 年頃から日韓会談反対の運動や在日朝鮮人の帰国協力運動が重要な運動課題になってくると「植民地支配の思想的残滓」を清算するという課題はしだいに影が薄くなっていく。日朝協会は、1958 年の第 4 回全国大会で「日韓会談反対について」という議案を討議し、運動を展開していくのだが、日韓会談に対する基本的なとらえ方は、日本・韓国・台湾の軍事同盟を締結し、安保体制の強化を目指すものであるというものだった¹⁹⁹。運動を担った政党や労働組合も、日韓会談の妥結は 1960 年に改定された新安保条約の具体化であると位置付け、安保闘争の延長として運動に取り組んだ。

このこと自体は事態の本質を見誤っていたわけではないが、日韓両政府の交渉の中で最もすどく対立していたのは植民地支配の歴史認識の問題だったのである。畑田重夫は日韓会談反対運動を総括する中で「日本人が、かつて日本帝国主義が朝鮮ならびに朝鮮人にたいして何をしたか、という歴史的事実を正しく知らされていない…〔中略〕…朝鮮の近代史、とくに日本と朝鮮の関係史を研究し、かつ普及、教育する必要がある…〔中略〕…これは日韓会談紛争闘争が、成功のなかからではなくて、予想に反して盛り上がりを見せなかったことのなかからひき出された貴重な成果であった」²⁰⁰と述べていた。

1965 年に日韓条約を締結した日本政府は植民地支配の責任の問題に一切触れることなく、南北分断の一方の大韓民国とだけ国交を回復し、請求権については「完全かつ最終的に解決」としたことはよく知られているが、条約反対の運動をしていた日本人の側にも植民地支配に対する歴史認識はきわめて弱かったし、運動の中でこの問題が深められることはなかったのである。

従って、日韓条約反対運動の中で、朝鮮の植民地支配とはどういうものだったのか、また関東大震災時の朝鮮人虐殺は帝国日本の植民地支配とどうつながり、どう位置付けられるのかという歴史認識は日朝協会の中でも深められなかったのである。

しかし、畑田のように植民地支配の歴史認識の問題に気付いた人が現れたのである。中塚明は、1969 年 2 月に『近代日本と朝鮮』（三省堂）という一般向けの新書を出したが、書の帯には「われわれ日本人の歴史意識の中で、完全な空白となっている『朝鮮』。残

¹⁹⁷ 前掲、畑中『日朝協会 10 年のあゆみ』、45 頁。

¹⁹⁸ 同上、12～15 頁。

¹⁹⁹ 同上、35～37 頁。

²⁰⁰ 畑田重夫「日韓会談反対闘争の展開とその歴史的役割」『日本と朝鮮』勁草書房、1965 年、200 頁。

酷で悲惨な日本の朝鮮支配のもとで、自国の解放と独立に立ち上がった朝鮮の人々の、長い苦難の戦いを、日本人は知らされていない」と書かれており、畑田の提起を受けたような出版物だった。この書は、各大学の日朝協会学生支部で学習会のテキストとしてさかんに利用されたようだ。

(3) 日朝協会による 40 周年調査・追悼の弱点

しかし、前述のとおり日朝協会による 40 周年 1963 年 9 月 1 日の慰霊祭に 1,100 人も参加者が集まったのは、この時以前からすでに 9 月 1 日に各地域で追悼の行事が行われていたからでもあった。それらをまとめると次のとおりである。

東京では 1959 年から、文京区の傳通院で畑中政春日朝協会理事長を発起人として慰霊祭が行われていた。また 1963 年の前後には日朝協会東京都連合会の江戸川、台東、文京、世田谷支部でも慰霊祭が行われたという²⁰¹。

埼玉では前述の神保原での慰霊碑の建立に続き、1957 年から熊谷市の熊谷寺で、日朝協会埼玉県連合会が結成される以前の熊谷日朝親善協会によって「関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭」が行われている。また、本庄、神保原でも在日朝鮮人有志の働きかけによって 1956 年頃から市、村が慰霊祭を行っている²⁰²。本庄では 1959 年に長峰墓地に「関東震災朝鮮人犠牲者慰霊碑」が建立され、碑の表の文字は日朝協会会長の山本熊一が書いている。

群馬では 1961 年から藤岡市で、発起人に群馬県会議長、藤岡市長、日朝協会群馬県連会長田辺誠、朝鮮総連、韓国居留民団等によって「関東大震災殉難朝鮮人群馬県慰霊祭」が行われていた。また 1961 年、日朝協会群馬県連は『悲しみと怒りと悔やみを明日のために(大正 12 年朝鮮人虐殺事件調査記録)』を出版している²⁰³。

以上のように、1950 年代後半から始まった東京、埼玉、群馬の日朝協会に関係する日本人による朝鮮人犠牲者追悼行事の取り組みが 1963 年 9 月 1 日の 40 周年慰霊祭が盛大に行われたことにつながったと考えられる。

日朝協会が埼玉県内で起きた事件の調査を初めて行ったのは、震災 40 周年を前にした 1963 年 5 月のことだった。日朝協会「朝鮮人犠牲者調査慰霊特別委員会」は 1963 年 5 月 12 日に本庄、19 日に船橋で現地調査を実施している。本庄市での調査には日朝協会埼玉県連合会を中心に国民救援会埼玉県本部、日朝協会高崎支部、日本朝鮮研究所、日朝協会県庁支部、同埼玉大坂、同農林支部、東京都部落問題研究会などから 17 名が参加している

²⁰¹ 鬼頭忠和「9・1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑の建立と 50 周年行事をふりかえって」日朝協会編『日本と韓国・朝鮮 平和と友好をめざして』学習の友社、2015 年。

²⁰² 日朝協会埼玉県連合会編『10 年のあゆみ 1961—1971』1970 年、3 頁、23 頁。

²⁰³ 前掲、畑中『日朝協会 10 年のあゆみ』、45 頁。

本庄では、当時荻原製糸工場の繭倉庫にかくまわれて虐殺をまぬかれた南延冽(77歳)の体験談を聞き、神保原事件があった上里村では前述の庄子銀助の自宅で座談会をひらいている。

またこの年8月、日朝協会埼玉県連合会は当時の新聞記事、『埼玉県北足立郡大正震災誌』、「埼玉県通常県会議事速記録」から関係資料を収集した『埼玉県内における関東大震災朝鮮人虐殺事件資料』と題した47頁の小冊子を発行している。事務局長の塚本雅彦の「あとがき」によれば、5月の現地調査に合わせて作成する考えであったようだ。これはその後の50周年調査の結果をまとめた『かくされていた歴史』につながるものであった。

日朝協会埼玉県連は、関東大震災40周年の事業として行った本庄での現地調査、資料集の発行について「この慰霊活動は、日本が「日韓条約」によって再び侵略の道を歩もうとしており、在日朝鮮人抑圧をすすめようとしている時、かつての朝鮮に対する植民地支配時代の実態を明らかにし、日朝友好連帯のよりどころとして、重要な意義をもつものです」²⁰⁵と総括している。

また、1963年3月に埼玉県連の事務局長から本部事務局に転出した加藤卓造は、現地調査のまとめとして、まず関東大震災は決して40年前のことではなく「「日韓会談」粉砕、ポラリス寄港反対、F105D水爆戦闘機撤去の闘い」と関わっていることをとらえることが重要であるとし、その次に「日本人の”反省”」「朝鮮人に対する偏見、蔑視、反感がどこから生まれたのか」をつきとめ、自分の問題としてとらえるにはどうしたらよいかをつかむことだとしていた²⁰⁶。

1963年の震災40周年に取り組まれた関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の本庄での現地調査と資料集の発行は、当時日朝協会にとって中心的な課題であった日韓条約反対運動をすすめるにあたっての、日朝友好のための取り組みと位置付けられていたのである。

埼玉の朝鮮人虐殺事件は、第1章、第2章で論じたように国家権力の犯罪という面がきわめて強いが、直接には自警団に組織された日本人民衆が虐殺の実行者であったのであり、1963年の震災40周年の事業は事件の加害者としての反省、責任の自覚という視点はまだ弱かったと言わざるをえない。

そのことは、特別委員会が現地調査の結果をまとめた『朝鮮人犠牲者問題 本庄・船橋調査報告』からも読み取ることができる。この冊子のはじめのところで松本博一『激動する韓国』(岩波新書、1963年)の中から「多くの日本人にとって、朝鮮の植民地支配に対する罪悪感はその深刻ではない。それが日本の支配層ばかりでなく、一般国民の間にも“反

²⁰⁴ 前掲、加藤論文。

²⁰⁵ 前掲、日朝協会埼玉県連合会編『10年のあゆみ1961—1971』、24頁。

²⁰⁶ 前掲、加藤論文。

省”としてうけとめられていない」との文章を抜き出して、朝鮮人犠牲者問題に取り組む日朝協会特別委員会の立場を明らかにしている。しかし、冊子の最後の「誰が計画し何のために」と題したところでは次のような記述がある。

両市とも、当時日本刀や竹槍をふるって、直接朝鮮人に手を加えた人たちが生存しているが、この人たちは震災という天災を利用した当時の陸海軍や警察権力によって、組織的、計画的に日本刀を振りまわさなければならない状況を設定され、虐殺の“執行者”にされたあげく、事件後の処理にあたっては加害者として、そのうちの何人かは裁判されている。かつて「お前たちは“一銭五厘”で何人でも集めることができる」と言われ戦場にかり出されて罪のない中国人を殺傷することを命じられた体験の持ち主が、まだ私たちのなかに大勢いるが、震災のさいの警防団や在郷軍人会の人たちは、全く同じ状況に立たされたわけだ²⁰⁷。

戦後の日朝協会による初めての現地調査及び調査報告であるが、このなかでは「陸海軍と警察権力」の責任については鋭く追及しながらも、朝鮮人虐殺を実行した日本人民衆については“執行者”に仕立て上げられた存在で、加害者としての自覚、責任という意識は感じられない。

山田昭次は1950年代に建立された上里町、藤岡市、本庄市の慰霊碑の、犠牲者が「悲惨な最期を遂げた」などと日本人民衆が虐殺者だったことを省いた碑文から「朝鮮人犠牲者を追悼する気持ちはあっても、朝鮮人虐殺の責任の所在を明確にする歴史的責任の自覚が50年代では日本人に成熟していなかった」と評している²⁰⁸。

1963年の関東大震災40周年における日朝協会の調査・追悼の運動でも、同じように日本人民衆の反省や責任の自覚という視点の弱さは引き継がれていたと言うべきだろう。

第2節 1963年40周年前後の教育実践と地域

1950年代末から60年代前半の歴教協の代表的な歴史教育の実践として、1959年4月から1962年1月の間『歴史地理教育』に連載された「資料と扱い方」シリーズをあげることができる。この連載をもとにして、加藤文三・鈴木亮・吉村徳蔵による『歴史教育の資料と扱い方』（大村書店、1965年）が刊行されている。この中で近代の日朝関係については「征韓論から東学党の乱まで」・「日清戦争」・「日露戦争」・「韓国併合」、そして戦後の部分に「北鮮帰還」の項目を立てていた。

今では奇異に映るのが「北鮮帰還」の項だろう。ここでは、差別と貧困のもとにある在日朝鮮人の生活の実態と朝鮮に自由に帰国する権利も奪われている現実を示し、1959年に一旦は朝鮮民主主義人民共和国への帰還協定が成立したのに帰国がすすまないのは、日韓会

²⁰⁷ 前掲、『朝鮮人犠牲者問題 本庄・船橋調査報告』、11～12頁。

²⁰⁸ 前掲、山田『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後』、266頁。

談で東北アジア軍事同盟がつけられようとしているからだとしている。1960年代初頭は日朝協会もその一翼を担った在日朝鮮人の帰国運動が取り組まれている時期で、当時の歴教協の教員にとってもこの帰国問題と日韓会談が大きな課題として意識されていたことが伺える。

関東大震災時の朝鮮人虐殺については「資料と扱い方」の本編では扱われていないが、加藤文三執筆の付録「近・現代史の学習」の中で触れられている。加藤の実践は1958年11月から翌59年2月の『歴史地理教育』に連載されたもので、1950年代後半に江東区の中学校で行われたものである。加藤が勤めていた江東区の社会科副読本『私たちの江東区誌』に関東大震災のことが2頁書いてあり、これを読ませて、父母に関東大震災の時の朝鮮人のこと、亀戸事件のことなどを含め体験を聞き取らせる課題を出している²⁰⁹。その時のSという生徒が次のように書いていた。

「ねえ、おとうちゃん、関東大震災のことで朝鮮人が毒をまいたというお話している？」(すごく期待していた) 「うん」

「学校できいていらっしやいっていったの、おしえて、今書くから」

すると父は「そんなことは、おしえるもんじゃない」

「なんで？」 「……」 「そんなことおしえたっていいじゃない。日本人が二度と又そんなことをくりかえさないように……」

その時母が入ってきて「なんなの」 「うん、関東大震災のこと」 「ああそうそう、あの時は朝鮮人が毒を入れたので飲んではいけないといわれたもんだったよ」 「ほんとには入れないんでしょ」 父は言った「ある一部の人が悪いことをしたんだ」 「そうなのよ、だから、そのため多くの朝鮮人はめいわくしたのよね」……先生は聞いてこいと言ひ、父はそんなことはおしえなくてもよいというし、どうしてよいかこまってしまう。

またHという生徒も「先生に大変わるいのですが父がいました。「こういうことは子供に教えるべきではない」といいました。だから先生にお願いします。今後こういう問題はおきさないで下さい」と書いている。加藤は、現代史を教える場合少数ではあるが必ずあらわれる障害だが、父母におもねる必要はないとしている²¹⁰。

しかし、関東大震災時の朝鮮人虐殺を教えていく場合のこのような父母からの「障害」は、現代史教育における一般的な困難性に解消されるものではなく、事件の起きた地元の地域では民衆自身の加害の事実を語れないという雰囲気が強かったのである。

1963年9月、本庄中学校社会部が顧問の女性教員の指導のもとに二人の女生徒が「関東

²⁰⁹ 加藤文三は1953年に江東区立第二砂町中学校に赴任している。翌年から奈良で国民的歴史学運動を指導していた奥田修三が行っていた「母の歴史」を歴史教育に取り入れ、父母への聞き取りによって日本全体の歴史と父母がどのような関係にあるかを学ばせていた(高田雅士「戦後日本の地域文化運動と人びとの意識—国民的歴史学運動の再検討」一橋大学社会学研究科博士論文、2020年)。

²¹⁰ 加藤文三・鈴木亮・吉村徳蔵『歴史教育の資料と扱い方』大村書店、1965年、258～259頁。

大震災騒擾事件について」と題した報告を『郷土』第2号に掲載し発行している²¹¹。おそらく関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の埼玉での戦後最初の教育実践であったと思われる。

『郷土』第1号でも「郷土にあった大きな事件二度とこんな悲劇をくりかえさないためにもこの事件の概要を調査する」として調べ始めたものの、このときは関東大震災の「全体的な観察記録」になってしまい「すこししょう点がぼけた感じだった」ので、今回は夏休みを利用して地域での聞き取りや史料集めを精力的に行ったとしている。

生徒は本庄の事件の予審決定書、裁判での求刑、当時の新聞記事等によって、本庄での朝鮮人虐殺事件の概要をまとめている。そして「私は最大の原因は流言により町民の一般が殺気立っていたこと各町村一斉に自警団を組織したこと移牒文とこの三点だと思う」と流言蜚語、自警団、移牒の三点を事件の原因と見ているのである。当時の中学生による調査結果に基づいた判断として、高く評価できるものであろう。しかし、自分の住んでいる地域で起きたことなのに、中学生にしては記述が何となく第三者的な感じがする。加害者であった本庄の町民、日本人民衆の朝鮮観や責任についての言及が弱いように感じるのである。というのも、この報告の最後の一文が「以上本庄で起った鮮人虐殺事件の大要である」と結ばれているからでもある。この中学生は当時の新聞記事を読み、書き写している中でうっかり自分の文でも、差別的な「鮮人」という言葉を使ってしまったのかもしれないが、戦後18年経っても中学生が「鮮人」²¹²という言葉を用意に使い、顧問の教員もそれを注意していなかったのである。教育現場にもまだ排外的な朝鮮観は根深く残っていたと考えざるをえない。

さらに、この『郷土』第2号について次のようなてん末があったことが分かっている。社会部顧問の女性教員は校長室に呼ばれ、「町の有力者たちが被告として名を連ねているような裁判記録を、ろくに検討もせずに印刷させた軽率さ」を校長からきつく責められ、結果として「数十か所をスミで塗りつぶされ」ということになったのである²¹³。

日朝協会による初めての調査が行われた1963年の関東大震災40周年の9月、このように中学校長の側から、地域の事件を隠そうとする動きがあったのだ。加藤文三の実践からも伺われるように、事件から40年、加害者がまだ存命だったというだけでなく、地元の地域がこの事件は次の世代に語り継いではならない、隠しておかなければならないことだと見ていたのである。

震災40周年の時点においては、地域の朝鮮人虐殺事件を掘り起こし教材化するという教育活動は、教える教員の側にもまだ排外的な朝鮮観は残っていたし、事件を隠蔽しようとする地元の地域の圧力も相当なものがあったのである。

²¹¹ 『郷土』第1号と第2号が合冊され、本庄市立図書館に保管されている。

²¹² 糟谷憲一は「植民地化後、多くの日本人は、朝鮮人を指して「鮮人」と侮蔑と差別の意味をこめた表現を用いるようになった」としている。「支配と言葉の表現の問題」『歴史地理教育』第551号、1996年8月。

²¹³ 北沢文武『大正の朝鮮人虐殺事件』鳩の森書房、1980年、5～6頁。

当時歴教協の副委員長だった高橋碩一は「関東大震災 40 周年に当たって」²¹⁴という文章を『歴史地理教育』に載せている。高橋は自身が目撃した朝鮮人虐殺について語ったあと、日本人自身の植民地支配責任について次のように述べている。

久しきにわたって朝鮮を支配した日本帝国主義の下において、とりわけ朝鮮人虐殺事件において、その凶刃を握ったのは多くの日本人の手であったことを忘れることはゆるされない。こう書きながら思い出す。〔高橋はこのあと中国戦線で出会った 15、6 歳の「慰安婦」、「慰安所」から聞こえたアリランの歌声のことを書き〕 日韓会談にはともに反対してたたかおうし、朝鮮人の最低限の人間としての要求である祖国との自由往来の実現に、能う限りの力を出したいと思う。それを妨げている敵を明らかにしていこう。しかしそれらとともに、わたしたちが、帝国主義の下に生まれ、育ち、教育されてきたわれとわが身の血を洗う仕事をそれらと一つにしなくてはと思う。多分、その仕事は私たちの教育という大事業に特別に大きなつながりをもつはずである。

日韓会談や在日朝鮮人の帰国運動など当面する朝鮮問題について歴教協は闘っていく。一方、この闘いととも、日本帝国主義の朝鮮植民地支配の下で生き、教育されてきた日本人として「わが身の血を洗う」こと、朝鮮人に対する加害責任を問うことを歴教協は課題として位置付けて取り組んでいこうと提起したのであった。高橋碩一は、1960 年代初めに関東大震災時の朝鮮人虐殺事件における日本人の加害責任に気付いた数少ない知識人の一人だったように思う。

歴教協の教員が関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の調査に取り組み、高橋が提起したこの課題を追究し始めるのは、1970 年代に入ってからのことであった。

第 3 節 1973 年 50 周年調査と加害責任の自覚

(1) 加害責任の自覚の芽生え

1965 年にアメリカは北ベトナムへの空爆を開始し、その後地上軍も投入してベトナム戦争は激化していったが、その中で日本はアメリカ軍の出撃基地、兵站基地として大きな役割を果たしていた。1960 年代後半から 1970 年代、世界でも日本でもベトナム戦争反対の運動が高まった。なかでも小田実が中心的なメンバーであった「ベトナムに平和を！ 市民連合」（通称「ベ平連」）の運動は、被害者体験に根差した日本人の戦争観に見直しをせまり、加害者としての自覚を提起するものだった²¹⁵。小田は、過去の日本の戦争でもベトナム戦争に加担する日本社会でも、一人ひとりが加害者の側に加担していないかという点を鋭く問うたのである。

ベトナムのソンミ村での大虐殺事件の首謀者である米軍カーリー中尉に対する責任追及の

²¹⁴ 高橋碩一「関東大震災 40 周年に当たって」『歴史地理教育』第 89 号、1963 年 9 月。

²¹⁵ 前掲、吉田『日本人の戦争観』、146 頁。

問題について、小田は「カーリー中尉のことを他人事ではないと感ずることです。… [中略] …自分がもしカーリー中尉だったら、そしてその場におかれていたら、どのようなふるまいに出ていたか、をとことんのところまで考えぬくことです。… [中略] …あなたがその部下だったら、はたしてその「命令」を拒むことができるか。それを日々のくらしの体験から考えてみる」²¹⁶と述べている。小田の論理に従えば、関東大震災時に地域の民衆が組織した自警団が行った朝鮮人虐殺事件に向き合う時、日本人民衆の加害責任について、自分自身の問題として捉えることを求められたのである。

1973年の震災50周年を一つの節目として、市民や教員によって関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の調査、追悼の運動が始まるが、小田が提起したような日本人の加害の視点を意識して虐殺事件をそれぞれが自分自身の問題として考えて取り組まれたように思う。その最初の取り組みが、1973年から始まる日朝協会豊島支部の聞き取り調査で、次が1973年に行われた日朝協会埼玉県連による震災50周年の全県調査であった。翌1974年からは千葉歴教協船橋支部による船橋、習志野、八千代地域の調査と教材化が始まっている。

(2) 日朝協会豊島支部の聞き取り調査

1973年9月1日、震災50周年に合わせて日朝協会豊島支部は『民族の棘 関東大震災と朝鮮人虐殺の記録』を出版している。内容は震災と朝鮮人虐殺に関わる証言と関係資料で構成されているが、豊島支部の会員によって取り組まれた聞き取り調査に注目したい。以下、『歴史地理教育』に掲載された、こまつみゆき「関東大震災と朝鮮人虐殺—その記録づくりのなかで一日朝協会豊島支部」²¹⁷をもとに分析していく。

千葉歴教協船橋支部と日朝協会埼玉県連の調査の場合、中心になっていたのは教員であった。しかし、この聞き取りに取り組んだ豊島支部青年部は「あるものは旋盤工であり、あるものは病院の検査係であり、また保母やわたしのような事務員」であった。また、中学校の教員から証言を教材にしたいとの申し出を受けたことに対して「定時制や各種学校をでたばかりのいわゆる“進学組”ではなく、“就職組”に「分類」されてきたものが主で、先生からの申し出は正直いってうれしかったのです。」と感ずるような青年労働者たちであった。

豊島支部では1968年の震災45周年に関東大震災の学習を4回実施していたが、たまたま小松が1972年に豊島都教組の事務所の管理人のお年寄りから震災の時の朝鮮人の話を聞き、「軽い気持ちで50周年めに取り組んだ」ということだった。1973年3月には聞き取り要請文、訪問心得などを作成し、4月から開始して6月頃まで聞き取りを続け、47件実施している。この取り組みの動機について、豊島支部長の奥保男は次のように述べている。

歴史学や政治学を勉強しているわけではない私たちが、なぜこんなことを始めたのだ

²¹⁶ 小田実『世直しの倫理と論理(上)』岩波書店、1972年、220頁。

²¹⁷ こまつみゆき「関東大震災と朝鮮人虐殺—その記録づくりのなかで一日朝協会豊島支部」『歴史地理教育』第215号、1973年9月。

ろうか。私たちの共通の確認とはこんなことだったと思う。関東大震災や朝鮮人虐殺のことは頭では知っていても、イメージとしてはピンとこなかった。イメージとして理解してないとなかなか現実感がわかないし、この事件について生きた証言で肉づけしておかないと自分自身の問題にならないと思ったからです。だから、私たちはききとり、証言を集めるにしても著名な人ではなく、普通の人というか庶民からきくことに重点をおきました。ふつうの人がその時何をしたのか、その人たちの朝鮮観はどういうものなのか、政府や権力の政策を知るだけでなくその人たちのものの見方をつかんでおかないと、あんなことはもうくり返すまいと思っても、手がかりをつかめないとおもうのです²¹⁸。

豊島支部の青年労働者たちは、関東大震災時の朝鮮人虐殺を自分自身の問題として受け止め、虐殺を引き起こした普通の日本人の朝鮮観の問題点をつかまなければならないと考えたのである。それは、高橋碩一が述べた「わが身の血を洗う」ことに繋がる営みであり、排外的な朝鮮観、朝鮮人に対する加害責任を問うことであった。

朝鮮人に対する迫害に関わる聞き取りの印象について、小松は「あまり語りたがらず、単なる見聞者であったような態度が往々にしてみられる」「古傷に触れて欲しくないというところ」が見られるとし、続けて次のようにまとめている。

聴きとりに応じてくれた方々のほとんどは、当時は井戸に毒を投げたという流言蜚語があり、恐怖から感乱していたとしても、今日にいたるまで震災時における朝鮮人の大量虐殺に対しては、悔悟の念をもっていなかったということです。…〔中略〕…そこにはかつての日本民族が抑圧民族、帝国主義的民族として朝鮮人をはじめ中国などの東南アジア諸民族への狂暴な植民地的抑圧のうえに、それをふみ台として生活をいとなんでいたということの後暗さなどきくことはできませんでした。…〔中略〕…日中戦争における中国人への贖罪感以上に朝鮮人に対して、みずからがおこなってきたことへの反省はその精神構造から抜け落ちているように思いました²¹⁹。

「政府や権力の政策」だけでは「イメージとしてはピンとこなかった」朝鮮人虐殺事件だったが、聞き取り調査を重ねその証言を皆で討論するなかで、特別に歴史を学んでもいない彼ら彼女らは、日本人の排外的な朝鮮観、虐殺に関わった日本人民衆の責任について、確実に認識していったのである。こうした認識を後押ししたのが「中国人への贖罪感」であったようだ。前年1972年の日中国交回復と日中戦争での日本軍の戦争犯罪を告発した本多勝一のルポルタージュ『中国の旅』（朝日新聞社、1972年）の出版は、日本の戦争の加害性を認識させるきっかけになっていたからだった²²⁰。

豊島支部の聞き取り調査には関わらなかった日朝協会江戸川支部の中学校教員油井鈴枝

²¹⁸ 奥保男(日朝協会豊島支部支部長)「あとがきにかえて」『民族の棘』175頁。

²¹⁹ 前掲、こまつみゆき論文。

²²⁰ 前掲、吉田『日本人の戦争観』、149頁。

は、この時の証言を借りて3年の生徒に読んで聞かせて「関東大震災を考える」という感想を書かせている。このなかでS君は「精神的に混乱している人たちをだます政府はあくどいが、大多数の人々がだまされてしまった。その結果このような事態をまねいてしまった。いくら精神が混乱しているからといっても、それはただのいいわけである。混乱時、国民が現実を直視できなければまた同じあやまちをくりかえしてしまうだろう」²²¹と書いている。

S君の「現実を直視」という言葉はおそらく「真実を見抜く」という意味なのだろう。政府は「あくどい」し責任はあるが、だまされたというのは「いいわけ」であり、国民はだまされないように真実を見ることができなければ再び朝鮮人を虐殺してしまうと、国民の自覚を求めている。S君は日本人民衆の責任について考えていたと見てよいだろう。

(3) 日朝協会埼玉県連合会の『かくされていた歴史』と石田貞(1932年生まれ)の実践

1960年代後半から70年代前半にかけて、公害問題や福祉問題など高度経済成長の矛盾が深刻となり、各地で住民運動が高まり、都市の環境や福祉の充実をかかげた革新勢力が地方自治体の首長選挙で勝利し、革新自治体が次々と誕生していた。京都・東京・大阪に次いで、1972年には沖縄県で「復帰」後はじめての県知事選挙がおこなわれ、屋良朝苗革新知事(1968年には琉球政府主席に当選)が誕生し、同じ年埼玉でも畑和革新知事が生まれた。

1973年7月、日朝協会埼玉県連合会の呼びかけにより、「関東大震災五十周年朝鮮人犠牲者調査・追悼事業実行委員会」が結成され、名誉実行委員長には前年に当選した畑和埼玉県知事が就任した。現職の知事の名を冠した実行委員会による調査・追悼事業になったことにより、県内の社会党・共産党ばかりでなく、保守系も含めた県内の多数の市町村長、議会議長合わせて111人が事業の賛同者として名を連ねる県民総ぐるみの取り組みになった。

この実行委員会の中で、日朝協会埼玉県連合会と埼玉県歴史教育者協議会が事務局団体となり、全県的な調査活動の一翼を担った。しかし、1972年から74年頃の埼玉歴教協は秩父事件の掘り起こしと顕彰の運動に全精力を傾けていた時期で、むしろ中心になったのは、当時県立熊谷女子高等学校の教員だった石田貞だった。石田は毎日のように放課後自転車で聞き取りを行ない、北部地域の事件を精力的に調査した。

1974年に出版された『かくされていた歴史』では、40周年頃には十分に意識されていなかった植民地支配の歴史認識、日本人の排外的な朝鮮観、民衆の加害責任について、「朝鮮人は殺してもいいと思った」という民衆の内面にひそんでいた植民地民族としての朝鮮人に対する偏見意識」に注目しなければならないと言及し、その解明のためには日本帝国主義の植民地支配の実態を見なければならないとしていた²²²。おそらくこの文章は『かくされていた歴史』編集の中心になっていた石田貞によるものであろう。

1985年2月6日、埼玉県高等学校社会科教育研究会(高社研)歴史部会の北部専門委員会

²²¹ 前掲、こまつみゆき論文。

²²² 「戒厳令の施行と日本帝国主義の罪業」前掲、『かくされていた歴史』54頁。

は、3 学期研修会のテーマに「関東大震災における朝鮮人虐殺」を取り上げた。午前中は熊谷女子高校を会場に、『大正の朝鮮人虐殺事件』（鳩の森書房、1980 年）を出版した北沢文武（上里中学校）が本庄と寄居の事件について、石田貞（埼玉県立熊谷女子高校）が熊谷の事件について、それぞれ詳細な報告を行い、午後には熊谷と本庄の事件に関わる地域のフィールドワークを実施した。この研修会は県教育委員会の許可の下で行われたもので、全県から 112 人も高校社会科教員が公務出張で参加し、朝鮮人虐殺事件について学んだことはその後の埼玉の社会科教育に少なくない影響を与えた。教員 7 年目だった筆者もこの研修会に参加し、非常に強く記憶に残ったことを覚えている。

この時石田は、それまでの聞き取り調査の成果を生かして熊谷での朝鮮人虐殺について報告し、事件を授業で扱っていく視点として次のように述べていた。

民衆を虐殺に走らせた責任は、通牒によって「不逞鮮人の盲動」ありとして警戒と適当な方策をとることを要請した官憲側にあることは明らかである。しかし、流言と通牒によって虐殺に走ってしまった民衆のありようは鋭く反省されなければならない。そこには、朝鮮の独立を奪い併合していった日本の侵略政策の中に民衆自身がとりこまれてしまった姿を見ることが出来るのではないか²²³。

朝鮮人虐殺の責任は帝国日本にあることは明らかだが、その植民地支配政策にとりこまれた日本人民衆に対しても反省を求めなければならないとしたのである。

翌 1986 年 2 月 12 日にも、高社研歴史部会の研修会で石田は再び「関東大震災と朝鮮人虐殺—新しい資料の発掘から—」とのテーマで報告し、いくつもの新史料を紹介しているが、ここでも最後に「民衆の意識の問題は、私達が教師として歴史を担う主体をどのようにつくるのかを考えると、きわめて重要な意味を持って来る」²²⁴とし、虐殺を実行した民衆の意識の問題は歴史教育にとっては重要であると述べている。

1973 年に自ら聞き取り調査を行ない、『かくされていた歴史』の編集に携わった石田は、植民地支配政策に取り込まれた民衆の姿と意識、つまり日本人民衆の加害責任を朝鮮人虐殺事件の教育実践に位置付けるべきであることを強く主張したのだった²²⁵。

(4) 熊谷女子高校日本史部の取り組み

第 2 節で、1963 年の 40 周年前後の関東大震災時の朝鮮人虐殺の実践として、歴教協の

²²³ 石田貞「関東大震災と朝鮮人虐殺—熊谷の場合—」埼玉県高等学校社会科教育研究会編『社会科研究集録』第 22 号、1986 年 3 月、52 頁。

²²⁴ 石田貞「関東大震災と朝鮮人虐殺—新しい資料の発掘から—」埼玉県高等学校社会科教育研究会編『社会科研究集録』第 23 号、1987 年 3 月、11 頁。

²²⁵ 石田貞は 2018 年 3 月 31 日に 86 歳で亡くなった。東日本部落解放研究所・東京部落解放研究会による『明日を拓く』（第 118 号、2018 年 12 月）は「石田貞さんを偲ぶ」という特集を組み、石田の同和教育、部落問題研究について紹介しているが、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件への取り組みについてはあまり触れられていない。

加藤文三と本庄中学校社会部の取り組みを紹介したが、当時の教科書はこの事件についてほとんど何も記述していなかった。従って事件を教材化して教室で扱った教員はごく一部だったと思われる。朝鮮人虐殺の事実が高校の教科書に登場するのは、1973年の50周年を機に千葉、埼玉、東京で、教員や市民団体が事件の調査と犠牲者追悼を行うようになった時期とほぼ一致するという²²⁶。この頃の記述は「大震災の混乱に際して、多くの朝鮮人や社会主義者が殺される事件もおこった」²²⁷(『精選日本史』(改訂版)山川出版社、1973年)というほどの内容で、序章で示した現行の同社の『詳説日本史 B』(改訂版)と比較すれば、格段に記述量は少ない。

一方、1975年に姜徳相の『関東大震災』(中央公論社)が一般向けの新書として刊行され、また同年『歴史の真実 関東大震災と朝鮮人虐殺』(現代史出版会)も出版されており、こうした中で一般の教員もこの事件に関心を持つようになったと思われる。

後者の『歴史の真実』は、1973年に東京を中心にして結成された関東大震災五十周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会の調査委員会の活動を集約したもので、調査の担当は歴史学研究会・歴史科学協議会・歴教協があたり、調査委員会の委員長には歴教協委員長の高橋碩一が選ばれていた²²⁸。

そして、同じ1975年に歴教協の黒羽清隆、鈴木亮らによって『学習資料日本史』(ほるぷ教育開発研究所)が出版されている。この資料集は、高校生向けの副教材というよりも教員向けの日本史資料集と言ってもよいような詳しい内容で、近現代史をかなり重視して編集されている。「関東大震災」というテーマには2頁を使い、朝鮮人虐殺に関して4つの史料を載せている。「内務省警保局長の全国地方長官宛電文」、「ジュウゴエンゴジッセン」(壺井繁治「拾五円五拾銭」)、「ある歴史家の回想」(高橋碩一「関東大震災40周年にあたって」)、「吉野作造の批判」(吉野作造「朝鮮人虐殺事件に就いて」)であるが、高橋の回想は子どもの頃に目撃した、一人の朝鮮人を群衆が虐殺する凄惨な場面であり、民衆の加害責任を考えざるをえない内容である。

以上の経緯から、朝鮮人虐殺事件が教科書に記述されることが定着し、教員が授業で扱うようになったのは70年代後半からのようである。この中で、50周年を機に取り組まれた市民団体による事件の調査と犠牲者追悼の成果を、いち早く歴史教育に生かすべく動き出したのは歴教協だった。

²²⁶ 田中正敬は「高校の日本史教科書でもっとも早くからこの問題を取り上げたのは1956年発行の実教出版であるが、虐殺の記述は労働運動関連記述の中に埋もれるに過ぎない。」とし、他の高校日本史教科書で具体的な虐殺関連の記述が現れるのは、50周年前後だとしている。田中正敬「戦後日本の歴史教科書と関東大震災における朝鮮人虐殺事件」(姜徳相・山田昭次・張世胤・徐鍾珍『関東大震災と朝鮮人虐殺』論創社、2016年)。

²²⁷ 同上、田中論文。

²²⁸ 関東大震災五十周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会編『歴史の真実 関東大震災と朝鮮人虐殺』現代史出版会、1975年、2頁。

こうした状況のもとでの教育実践として、埼玉県立熊谷女子高校での取り組みを見てみよう。1973年の埼玉での50周年の調査・追悼事業、翌年の『かくされていた歴史』の出版にも影響され、おそらくこの頃から埼玉の教員も朝鮮人虐殺事件について教室で語り始めたようである。当時、熊谷女子高校に在職していた石田貞も何らかのかたちで生徒たちに語っていたであろう。1975年、熊谷女子高校日本史部(生徒の部活動の名称)の生徒は、この年度のテーマを「関東大震災のときの朝鮮人虐殺事件」にすることを決め、出版されたばかりの『かくされていた歴史』を読んでまとめるだけでなく、熊谷・上里での聞き取り調査、事件現場のフィールドワーク、生徒へのアンケート調査、慰霊祭への参加、座談会の開催などを行っている。これらの取り組みをまとめ、会誌『ものゝふ』第3号に58頁にわたって報告している。

当時の顧問は長島二三子と福田好男で、石田貞は日本史部の顧問ではなく、直接指導する関係ではなかったが、フィールドワークの案内、慰霊祭参加、座談会などでかなり協力していたようだ²²⁹。なお、長島二三子は埼玉の女性史の研究では草分け的な存在でもあった日本史の教員である。

このテーマ設定について、顧問は「部長が中学生ときに話を聞いていて、興味をもっていたのと、最近この種の研究が、さかんになってきたことも影響していると思う」²³⁰と書いており、当時の中学校の教員が事件について話すような状況であったことが伺われる。

ある部員は、生徒アンケートで「事件を知っていますか」との問に70%が「はい」と答えたことに対し、これほど多いことに「意外だ」と感じつつ「それに対して、一部の先輩の方々の直隠しの態度や、全体的に感じられる、「腫物にはさわらない」という傾向には、多少の矛盾が感じられます。若い人達は、事件の事を知りたがっていると思います。皆が正しい事を知っていれば、現在起こっている在日朝鮮人の就職差別や、日本人高校生の在日朝鮮人高校生暴行事件などはなくなると思います」と述べ、「過去の事実は、決して過去だけのものではありません。そんな事が、おぼろげながらもわかってきました」²³¹と書いている。

朝鮮人虐殺事件を隠そうとする大人の姿勢を批判し、事件の事実を知り、学ぶことが現在の日本人の排外主義的な朝鮮観を見直すことに繋がるだろうと考えているのである。

また、9月1日に熊谷の石上寺で行われた「関東大地震殉難朝鮮人慰霊法要」に参加した部員は、朝鮮の人が朝鮮語で堂々と挨拶をしたのを聞いて「なんだか自分がとってもはずかしく」なったとし、「私は、朝鮮人虐殺事件を調べて来て、はからずも、加害者である日本人としてのうしろめたさをかんじていたのです。…〔中略〕…しかし、いつまでも過去の事

²²⁹ 「石田先生の案内、照りつける道を、汗と渇きに苦しみながら、朝鮮人が辿った通りに歩いてみた」
「石田先生に書いていただいた地図を手がかりに、石上寺への道をテクテク歩いているうちに、どうにかこうにか、慰霊祭に行くのだ、という自覚が、」などの記述がある。また、座談会では「I先生」と表記されているが、石田であることは間違いない。熊谷女子高校日本史部編『ものゝふ』第3号、1975年。

²³⁰ 前掲、『ものゝふ』第3号、4頁。

²³¹ 同上、44頁。

実に固執して、罪の意識を感じるとか感じないとかいうことは、あまり意味のないことのように思われてきました。むしろ、私たちは、そういうことをしっかりと把握し、理解したうえで、現在、これからをどのように考えていくか、その方が、余ツ程大切だと思いました」²³²と書いている。この生徒は、日本人の加害責任をしっかりと理解しながら、今後自分自身がどのような朝鮮観を形成し、生きていくのが大事だと考えているのだ。

熊谷女子高校日本史部の生徒たちは、52年前に地域で起こった朝鮮人虐殺事件を調査し、犠牲者を追悼する中で、日本人の加害責任に向き合い、自分自身の問題として考えたのである。教室の中の歴史教育だけでは経験できない様々な取り組みを通して、日本史部の生徒たちは確実に歴史認識を深めていった。この12年前の1963年、前述したように地域で起こった事件を調査した本庄中学校社会部の生徒たちがあまり加害責任に触れていなかったことを考えると、この約10年で関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に対する認識は、少なくとも歴史教育の中では日本人民衆の加害責任に向き合うところに至ったと言えるのではないだろうか。

本章のまとめ

埼玉の上里村において、敗戦直後の調査・追悼の運動は、戦前以来の労働運動・農民運動の日本人と在日朝鮮人の活動家によって行われていた。彼らは、朝鮮人虐殺事件は「軍閥官憲」による弾圧であったとし、この調査・追悼の運動は帝国日本の植民地支配責任の追及に繋がっていく可能性のあるものだったが、日本人民衆による朝鮮人虐殺という視点は後景に退き、民衆の排外的な朝鮮観を正すという課題は先送りされた。

1958年から日朝協会は日韓条約反対運動を展開したが、日韓両政府間の交渉の中で最も対立していた植民地支配の歴史認識の問題については、運動の中で深められることはなかった。1963年の関東大震災40周年において、9月1日に1,100人もの参加者を集めて慰霊祭を実施するなど、日朝協会による朝鮮人犠牲者の追悼活動はある程度の規模と広がりをも認めることはできるが、この取り組みの中でも、日本人民衆の反省や責任の自覚という視点は弱く、民衆の排外的な朝鮮観や加害責任に向き合うことはできなかった。

日本人民衆の排外的な朝鮮観、差別意識、加害責任の問題に向き合うようになったのは、1970年代に入って日朝協会や歴教協の市民や教員による聞き取り調査活動、地域の掘り起こし運動からだった。その背景にはベトナム戦争反対の運動、在日朝鮮人の就職差別事件、孫振斗被爆者手帳請求裁判などの市民運動が広がっていたという社会状況があった。1973年、震災50周年を契機に取り組みされた日朝協会豊島支部による聞き取り活動と『民族の棘』の刊行はその先駆けだった。豊島支部の青年労働者たちは、関東大震災時の朝鮮人虐殺を自

²³² 前掲、『ものゝふ』51頁。

分自身の問題として受け止め、虐殺を引き起こした普通の日本人の朝鮮観の問題点をつかまなければならないと考え、聞き取り調査に取り組んだ。そして、証言を皆で討論する中で排外的な朝鮮観や民衆の責任についての認識を深めていったのである。

同じく震災 50 周年の 1973 年に埼玉の北部地域で自ら聞き取り調査を行ない『かくされていた歴史』の編集に携わった石田貞は、植民地支配政策に取り込まれた民衆の姿と意識、日本人民衆の加害責任を朝鮮人虐殺事件の教育実践に位置付けるべきであると主張していた。関東大震災時の朝鮮人虐殺事件が教科書に記述され、教員が授業で扱うようになるのは 1970 年後半からのようである。石田貞も関わっていた 1975 年の埼玉県立熊谷女子高校日本史部の生徒による聞き取り調査、フィールドワーク、生徒アンケート、慰霊祭参加などの取り組みは、加害責任に向き合った歴史教育の実践の先駆けだったと言ってよいだろう。

本章の冒頭で、事件から 50 年、戦後 28 年の 1973 年の時点での加害者たちの加害責任を感じていない証言を紹介したが、それはこの頃教員や市民の中で民衆の加害責任の問題が気付かれ始めたばかりだったという状況も考慮する必要があるだろう。

補論 歴史教育の課題

今日の日本社会において、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件を普通の人々が学ぶとすればおそらく学校の歴史教育が唯一の場であるだろう。補論として、学校の歴史教育において、この事件を教えるうえでの今日における課題について検討し、展望を考えてみたい。

第1節 歴史修正主義の台頭と歴史教育

(1) 学校で教えられているか

現在、朝鮮人虐殺事件はほぼすべての中学・高校の教科書に長短はあるものの一定の記述がある。この事件はどの程度教えられているだろうか。2014年、筆者が勤務していた県南部の埼玉県立K高校の日本史の授業(2年生)で関東大震災時の朝鮮人虐殺事件について扱った時のアンケート結果は以下のとおりである。

関東大震災での朝鮮人虐殺事件について(回収 66)

- ・知っていた 36.4%
 - ・いままで知らなかった 63.6%
- 「知っていた」と答えた人へ、どこで知ったのですか。(複数回答あり)
- ア、小学校の授業で先生から …… 8%
 - イ、中学校の授業で先生から ……71%
 - ウ、自分で本を読んだ ……13%
 - エ、親や親戚から教えてもらった…… 4%
 - オ、テレビや新聞で見た ……13%
 - カ、その他 …… 4% (ネット)

6割以上の高校生は事件を「いままで知らなかった」と答え、「知っていた」と答えた生徒の約80%は小・中学校の授業の中で事件についての知識を得ているという結果だった。

1978年に埼玉県の高校教員になった筆者は、1990年頃から片柳村染谷での事件を取り上げて日本史の授業で関東大震災時の朝鮮人虐殺をほぼ1時間扱いで実践してきた。その後、9月1日の「防災の日」と関連させて、日本史に限らず2学期最初の社会科の授業は朝鮮人虐殺事件を特別授業として実施してきたこともあった。しかし、筆者のように1時間使って事件を扱う教員は少数派のようである。

中学校の教科書に書かれているものの36.4%しか教えられていないという実態を見ると、朝鮮人虐殺事件そのものが歴史から葬り去られかねないという危惧を感じる。事態は深刻である。

もう一つ、植民地支配の非人道性を象徴する日本軍「慰安婦」問題について見てみよう。日本軍「慰安婦」や朝鮮人強制連行など、1990年代は戦後かつてなく朝鮮に対する植民地支配の問題が日本社会と学校で語られた時代だったが、同時に「植民地支配と侵略」の問題

に向き合おうとする人々とそれを阻止しようとする歴史修正主義勢力との熾烈なせめぎ合いが続いた時代でもあった²³³。

1996年に中学校歴史教科書7社すべてに日本軍「慰安婦」のことが記述されるという状況が作りだされたが、これに対して「新しい歴史教科書をつくる会」が結成され、自民党の「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」とともに、「慰安婦」の記述を教科書から削除させようと政治的圧力を強める反動攻勢が開始された。

その結果、残念ながら2012年度版中学校歴史教科書からは、すべての教科書から「慰安婦」の記述は無くなった。現在、日本軍「慰安婦」問題を記述している教科書は、学び舎発行の『ともに学ぶ人間の歴史』と新規参入の山川出版社(2021年度から使用)のものだけであり、これら教科書の採択率は、前者が0.5%、後者は1.7%と極めて低い²³⁴。

歴史教育者協議会が実施した高校生を対象にした「近現代史アンケート」²³⁵によれば、「従軍慰安婦」という言葉を知っている生徒の割合は、1994年では71%であったものが、2001年61%、2006年44%、2011年32%、2013年28%とこの二十数年の間に激減しているのである。もちろん、用語を知っていることが正確な歴史認識と直結するものではないが、急速に「慰安婦」問題が学校で教えられなくなってきたことは事実だろう。この背景には、日本軍「慰安婦」だけでなく関東大震災時の朝鮮人虐殺など、植民地支配の加害の問題を記述する教科書や教える教員を「自虐史観」だと攻撃する歴史修正主義勢力の圧力²³⁶が働いていることは間違いない。

(2)歴史修正主義の台頭

近年、関東大震災時の朝鮮人虐殺の歴史を歪曲する歴史修正主義勢力の動きが表面化している。関東大震災50周年の1973年、前述の関東大震災五十周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会により、都立横網町公園内に都議会全会派の幹事長も名を連ねて協力するもとの「朝鮮人犠牲者追悼碑」が建立され、この年9月1日以来、毎年碑の前で「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」が行われてきた。追悼式典には歴代都知事は追悼文を送り、殺された朝鮮人犠牲者を悼み、二度とこの歴史を繰り返さないとの誓いの場として広く認知されていた。しかし2017年、小池百合子都知事は追悼文の送付を取り止め、記者会見で朝鮮人虐

²³³ 拙稿「明治はどう教えられてきたか」日本史研究会・歴史科学協議会・歴史学研究会・歴史教育者協議会〔編〕『創られた明治、創られる明治—「明治150年」が問いかけるもの』岩波書店、2018年、74～76頁)。

²³⁴ 採択率については、文部科学省初等中等教育局教科書課「令和3年度使用教科書の需要数集計結果について」(2020年11月19日)による。

²³⁵ 歴史教育者協議会編『歴史教育・社会科教育年報』の1991年版から2013年版まで、アンケート結果とその分析として「子どもの近現代史認識の現状」が掲載されている。

²³⁶ 埼玉での実教出版『高校日本史』教科書に対する理不尽な攻撃については、拙稿「埼玉での理不尽な教育への介入と今後の課題」『歴史評論』第776号、2014年12月。

殺についての認識を問われて「歴史家がひもとくものではないかと思っている」と答え、虐殺の事実を認めようとしないうるべき認識を示したのだった²³⁷。

同時に、この年から「そよ風」という団体が式典の妨害を始めた。「そよ風」は追悼式典と同日同時刻に独自の「慰霊祭」なるものを行ない、「六千人虐殺は捏造・日本人の名誉を守ろう」「日本人を貶める都立横網町公園朝鮮人追悼碑を許すな」と書かれた看板をかかげ、「不逞朝鮮人」が「震災に乗じて略奪、暴行、強姦」を行ったので虐殺ではなく正当防衛だったなどと演説し、ネットでもこうした言説をまき散らしている。

こうした歴史修正主義の動きは、2009年に工藤美代子が『関東大震災「朝鮮人虐殺」の真実』（産経新聞出版）を出版してから始まっている。工藤は一見「学術的」な装いを凝らして、当時の新聞等で報じられた朝鮮人による「犯罪」「暴行」が実際に存在し、その目的は独立運動の一環としてのテロ活動であり、朝鮮人を「虐殺」したのではなく自警団による「自己防衛」であったとしている²³⁸。

このような歴史修正主義勢力による歴史歪曲を放置すれば、虐殺否定論が一つの「説」として認知され、虐殺は「あった」・「なかった」の二説があるという構図になってしまう²³⁹。こうした状況をつくるのが彼らの狙いで、そうなれば教育現場では朝鮮人虐殺事件を教えることはたいへん困難になってしまう。

彼らは、これまで約6,000人とされてきた虐殺者数に対しても攻撃している。この攻撃が現実にも教科書検定においても影響を及ぼしている。2014年1月17日、文科省は、社会科、高校地理歴史科・公民科の教科書の検定基準の改定を告示した。その中に「近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと」という基準を新設し、これに基づいて検定が行われた。

実教出版『高校日本史A』（2017年度使用）の場合、本文で「軍隊・警察や自警団が、約6000人以上の朝鮮人と約700人の中国人を虐殺した。」、側註で「虐殺数は『在日本関東地方罹災朝鮮同胞慰問班調査』による。このほか、吉野作造調査の約2600人などがあり、虐殺された人数には異説もある」とした。これに対して文科省側は、本文の数字と註の数字を同じ重さで扱い、本文には数字を明記しない、また「通説的な見解がない」という文言を表記することを要求した。その結果、本文には「軍隊・警察や自警団が、おびたしい数の朝鮮人と約700人の中国人を虐殺した」、側註には「虐殺された人数は、在日本関東地方罹災朝

²³⁷ この経緯と意味については、田中正敬「小池都知事の追悼辞送付取りやめとは何か―関東大震災朝鮮人虐殺をめぐる一」『歴史学研究』第968号、2018年3月。

²³⁸ 工藤の著作に対しては山田昭次が「関東大震災・朝鮮人虐殺は「正当防衛」ではない」（『世界』第809号、2010年10月）で、朝鮮人の犯罪報道が虚偽であったこと、正確な犠牲者数が調査できなかったのは虐殺の事実を隠蔽しようとした官憲にこそあること、など批判している。

²³⁹ 加藤直樹は『トリック「朝鮮人虐殺」をなかったことにしたい人たち』ころから、2019年、で虐殺否定論が史料「解釈」のトリックであることを論じている。

鮮同胞慰問班調査の約 6600 人、吉野作造報告書の約 2600 人、司法省調査の約 230 人などがある。また、朝鮮総督府は虐殺を含む死者数を約 830 人としている。このように虐殺された人数は定まっていない」とさせられたのである²⁴⁰。

つまり、たとえ学問上の根拠が薄弱であっても、ある主張が存在すれば数字を本文に書くことはできず、側註にずらざらと数字を並べて書かされ、結局は虐殺の事実を薄める記述になったのである。

従来教科書で記述されてきた約 6,000 人という数字は、震災当時上海にあった大韓民国臨時政府が複数の特派調査員を日本に派遣し、1923 年 10 月末から約 1 カ月間調査を実施した 6,661 人(在日本関東地方罹災朝鮮同胞慰問班の調査)という犠牲者数を根拠にしている²⁴¹。この調査は一部のダブルカウントや不明確な地名があるなど正確でない点があることは以前から指摘されていた。しかし、この数を実態と極端にかけはなれていることを積極的に示す根拠もない。再調査がほぼ不可能な現時点では、犠牲者数は約 6,000 人という数字を念頭に入れつつも、残念ながら「数千人」と言わざるをえないだろう。また、軍隊・警察による虐殺は一切無視し、一部の自警団事件の犠牲者数のみをまとめた司法省調査の 230 人は論外である。

なお、慰問班の調査が不正確になった理由は当時の警察が徹底して遺体を隠し、調査を妨害したからであることは多くの証言で明らかにされている²⁴²。そして、犠牲者数が確定できない最大の理由は、国自身が朝鮮人虐殺について裁判になった一部の自警団事件以外全く調査を行っていないことにある。犠牲者数が正確に判明しない責任は国家の側にあることを忘れてはならない。

第 2 節 関東大震災時の朝鮮人虐殺、及び植民地支配の加害に関わる実践

(1) 滝澤民夫の実践

埼玉においては、前述の 112 名の高校社会科教員が参加した 1985 年の埼玉県高等学校社会科教育研究会歴史部会の研修会がきっかけとなって、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件が広く教室で教えられるようになったと考えられる。

この時期の代表的な実践として、1985 年の滝澤民夫(1947 年生まれ)の埼玉県立小川高校

²⁴⁰ 小松克己「教科書づくりと 2015 年度検定の実態—実教出版『高校日本史 A』の場合(上)』『歴史地理教育』第 859 号、2017 年 1 月。

²⁴¹ 姜孝叔「関東大震災当時の被虐殺朝鮮人と加害者についての一考察」(姜徳相・山田昭次・張世胤・徐鍾珍『関東大震災と朝鮮人虐殺』論創社、2016 年)に詳しく調査活動が書かれている。

²⁴² 犠牲者の遺体の焼却処理にあたった元本庄署の巡查新井賢次郎は「何しろ「数がわからないようにしろ」というお上からの命令なので、残ったのは、又やりなおした」(『かくされていた歴史』100 頁)と証言している。

での日本史の授業実践「関東大震災と朝鮮人虐殺事件」について見てみたい²⁴³。滝澤は歴教協の会員であり、1986年に刊行された『寄居町史』の執筆者の一人で、寄居での朝鮮人虐殺事件について調査し、事件について執筆した教員である。

この授業では、当時、政府・財界がさかんに「国際」化を叫んでいたが、東南アジアから日本に来て風俗産業で働く「ジャパゆきさん」を見る日本人のアジア観に現れているように、明治以来の日本人のアジア認識、アジアへの優越意識、差別意識は戦後も変わっていないのではないかという問題意識から、朝鮮人虐殺事件を取り上げて差別と偏見について生徒に考えさせている。いわば現代の帝国日本に私たち自身の意識は絡めとられていないかという問題意識である。

「大正デモクラシーとその時代」と題して社会運動の高まりを中心に4時間扱いで実践した4時間目にこの授業を行っている。資料は、事件の経過説明図・県の「移牒」・埼玉県告諭第2号(9月8日付け)・埼玉における犠牲者数・元本庄署巡査の証言・鈴木二郎『現代の差別と偏見』(信濃毎日新聞社編、新泉社、1969年)とかなり多い。関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の事実を豊富な史料によって提示し、現代の日本人のアジア観、朝鮮人差別意識を考えることをねらいとした実践である。

感想を見ると、「なんだかわからないが、朝鮮人とは限らず、中国人などにも心の中では偏見的看着てしまう傾向がある」、「私も家に帰る途中に在日朝鮮人の人が、ラーメン屋さんをやっている所がありますが、なんとなく差別というか、ちがった目で見えてしまうことがありました」など、自分の内なる差別心に気づき、日本人の差別意識に言及している生徒がかなり多数にのぼったという。授業を受けた多くの生徒は朝鮮人差別の問題を自分自身の問題として受け止めたようだ。

滝澤は3年生3クラス133名の生徒の感想を丁寧に分析した結果、「差別心の克服や人権感覚の向上」は「事実認識の積み重ねのなか」で、学習した事実を内面化し、歴史認識を形成することによってもたらされる。「事実に即した教材の精選と提示が重要」と結論付けている。埼玉での朝鮮人虐殺事件について丁寧に事実経過を紹介しながら、その根底にある日本人のアジアの人々への差別意識、排外的な朝鮮観について自分自身の問題として考えさせた実践であった。

(2) 筆者の授業実践

ずっと後の時期であるが、2010年筆者は埼玉県立越谷北高校の2年生を対象に、この年の「韓国併合100年」とも関わらせて朝鮮人虐殺事件を2時間かけて実践した²⁴⁴。1年生から持ち上がりの自分の学年の生徒たちなので、互いに気持ちの通じ合う関係がそ

²⁴³ 滝澤民夫「科学的歴史認識の形成と「寝た子を起こすな論」」『職員研修誌』埼玉県立小川高等学校、1987年。

²⁴⁴ 詳しい実践報告については、拙稿「関東大震災と埼玉の朝鮮人虐殺」『さいたまの教育と文化』第57号、2010年11月。

れなりにつくられている中での実践である。

主な授業内容は、①関東大震災の被害のあらまし、②『報知新聞』1923年9月3日号外の見出しを見る、③埼玉県における朝鮮人虐殺者数、④当時の歴史的な背景(韓国併合、3・1独立運動、社会運動・社会主義運動の高まりなど)、⑤なぜ虐殺事件が起きたのか(流言蜚語、戒厳令、埼玉県の「移牒」)、⑥事件後の裁判、国の責任、追悼行事、というもので盛りだくさんである。

授業の最後に次のような問を立てて、意見・感想を書いてもらった。

今年は「韓国併合100年」にあたります。8月10日、政府は首相談話を発表し「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明」しました。事件が起こってからすでに87年経っています。日本国民として、この事件にどう向き合うべきか、感想や意見を書いてください。

87年も経ったことに多少のとまどいを見せながらも、多くの生徒は日本人は事件に対して謝罪の気持ちを持つべきだし、この事実を後世に語り継ぐべきだという感想を書いていた。

たとえば「まずは多くの人に知ってもらうことが大切だと思います。そして、それぞれの人がどのように考えているかを話し合う機会があるといいと思います。自分自身は関係ないからといってどうでもいいやっしてしないで、これから韓国と友好的関係をきずいていくためにも過去をしっかりと知っておいた方がいいと思います。」あるいは「事件が起こった当時の日本人は、事実の確認もせずに多くの朝鮮人を虐殺してとてもひどいことをしたと思う。それは昔のことだから、今の私達には関係ないというわけではなく、同じ日本人が犯した過ちとして私達も謝罪の気持ちを持つべきだと思う。」といったものである。

「韓国併合100年」首相談話を紹介したので、これに引張られた面はあるだろうが、高校生にとっては87年前というはるか昔の事件だが、日本人の加害責任について一定の認識を持ったようである。しかし、少数ではあるが次のような意見があった。

韓国は併合されたことによって文化や言語を無理矢理変えられたと中学の授業でやりました。そのことを考えるととてもひどいことで許されるようなことではないと思います。それは今日の授業でやったことにも同じことがいえると思います。ですが、それをやったのは日本人けれども私ではありません。だから無関係だとも思いませんが、どうやってこういったことに向き合えばいいのかわからないのが正直な気持ちです。

朝鮮に対する日本の加害については理解しているし、「無関係」だとは思わないけれども自分のしたことではないので、どう向き合えばよいか分からないというのである。加害認識は持っているが、それにどう向き合っていくかということに関してはイメージがわいてこないということなのだろう。

生徒の感想にもある通り「話し合う機会」を設定し、日本人として、若い世代として、朝鮮人虐殺事件にどう向き合い、何ができるかを話し合わせれば、意見交流の中で自分

自身の問題として具体的なイメージが浮かび、また違った感想になったと思う。日韓の今日的な課題とも結びつく歴史認識の問題は、今を生きる若い人々が互いに話し合うことが必要なのだろう。

(3) 植民地支配を人権の問題として具体的に教える

次に朝鮮人虐殺事件をはじめ朝鮮に対する植民地支配の歴史を教えていく時の基本的な観点について検討したい。植民地支配に関する歴史用語は高校の日本史教科書にはいくつも載っている。たとえば、全国で60%を超える採択率を占める山川出版社の『詳説日本史B』では、朝鮮の植民地支配に関して、「朝鮮総督府」「土地調査事業」「東洋拓殖会社」「三一独立運動」「皇民化」政策などの用語が太字ゴシックで、本文に一定の説明が記述されている。大学受験の科目に日本史を選択するならば、覚えなければならない歴史用語である。

高校生は用語としては知っているにしても、植民地支配の具体的な事実、被害を受けた人々にどんな苦しみを与えたのか、教科書記述も授業もこうしたことを考えさせるものにはなっていないのではないだろうか。たとえば、2022年度から導入される地理歴史科の必修科目「歴史総合」の学習指導要領を見てみよう。まだ教科書が手に入りにくいので判断しにくいのだが、日露戦争については「日本の近代化や日露戦争の結果がアジアの諸民族の独立や近代化の運動に与えた影響とともに、欧米諸国がアジア諸国へ勢力を拡張し、日本が朝鮮半島や中国東北地方へ勢力を拡張したことに触れ、各国の国内状況や国際関係の変化に気付くようにすること。」としている。つまり、日本の近代化は、アジア諸民族の独立や近代化に影響を与えた「成功」事例として描き、欧米諸国がアジアを侵略し植民地支配を進めたのと同じように〔「この時代、日本だけでなく」との意か〕、日本も朝鮮と満州を支配したのだと説明している。

植民地支配に関わっては「各国の国内状況や国際関係の変化」に気付けばよいのであって、侵略と植民地支配によって被害を受けた中国、朝鮮はじめアジア諸国の人々に何をもたらし、どんな苦しみを与えたのか、その具体的内容は考察の対象にはなっていない。このような指導要領に基づいて教科書がつくられ、文科省の検定を受けるのであるから、植民地支配の事実が具体的に記述されることはあまり期待できないだろう。

2001年に国連の反人種主義国際会議（約150カ国の政府・NGOが参加、南アフリカダーバン）が開催され、奴隷貿易・奴隷制は国際法上の「人道に対する罪」であり、植民地主義は「今日の世界各地における社会的経済的不平等を続けさせる要因であることは遺憾」との宣言が採択され、以来紆余曲折を経ながらも帝国主義国による植民地支配そのものの歴史が問われる時代になっている。

2013年からアメリカで始まり、2020年5月25日にジョージ・フロイド氏が警察官によって殺害された事件以来大きく注目されているBLM(Black Lives Matter 黒人の命は大事だ)運動は、個人の自助努力では克服しがたい構造的な差別(制度的人種差別)を告発し、そ

の根源としての植民地主義の歴史観を克服する運動と合流して拡大している²⁴⁵。学習指導要領の歴史観はこのような世界的な潮流には大きくかけ離れていると言わざるをえない。

以上のような観点から、歴史教育の課題として、植民地支配を人権の問題として教えることが課題になっているのではないかと考え、次のような実践を大学で試みた。

そこで注目したのが、東京書籍発行の現行の高校日本史教科書『日本史A 現代からの歴史』である。「地域の窓」「17歳の肖像」「世界からのまなざし～対話の広場～」など多くの1頁もののコラム欄が設定され、考えさせる読み物になっている特色ある教科書である。植民地支配については、一つは「17歳の肖像 植民地に渡った日本の少女」というものだ。熊本の水俣から朝鮮北部の興南の工場に転勤した一家が、贅沢な生活へと変化した様子を少女の写真から視覚的にも見ていき、同時に朝鮮人蔑視観の形成についても触れている。「日本人のぜいたくな暮らしは、朝鮮人のきびしい労働に支えられてはじめて可能だったのである。日本人の多くは朝鮮人を「ヨボ」とよんだという。「ヨボ」は、もともと朝鮮語で親しい人をよぶ言葉だったが、日本人は侮辱する意味をこめて朝鮮人を「ヨボ」と呼んだ。」という説明が加えられている。また、敗戦後「興南の日本人は逃げ帰るように水俣に帰った。戦後に日本で生活を送った人のなかには、青春時代を植民地・占領地で過ごした人が少なからずいたのである。」とまとめている。

もう一つは「学窓からのぞく植民地の風景」というもので、高等普通学校一年の朝鮮人生徒が「皇国臣民の誓詞」を暗誦させられたことについて書いた日記と当時の時代状況が説明されている。日記の中には「南次郎がいわゆる皇国臣民の誓詞とか何かをつくって、各学校の学生に暗誦させる。それで、それを読んだ。しかし、我が朝鮮魂は永遠に変わらないだろう。」というくだりがある。二つの資料はともに、高校生と同世代の少年少女の実体験を通して、植民地支配下の差別と人権侵害を描いた教材である。

教員養成系の大学2年の学生にこの資料を紹介して、ここから何を読み取ることができるとかを書いてもらった。

今回の資料は新鮮だった。なぜなら、今まで私は、日本人が戦争で被害を受ける立場のときの資料しか読んだことがなかったからである。そのため、今回のような日本人が朝鮮に過酷な労働をさせたり、蔑視感を与えたりしていたことは同じ日本人として驚いた。もちろん高校生の頃に学んだ日本史Bで、朝鮮人に母語の禁止や創氏改名をさせていたことなどは知っていた。しかし、日本人に支配されていた植民地側のリアルな声や苦しみや、逆に支配しているときの日本人の心情を読み取るのは初めてだった。(2020年5月)

また、ある学生は次のように書いている。

韓国はいつまで過去の歴史にこだわるのか、いつまで謝罪を求めののだろうかとは感じていた。しかし私は歴史を受験のために勉強していたこと、そして日本から韓国

²⁴⁵ 永原陽子「植民地主義の歴史観を問い直す」『歴史地理教育』第920号、2021年2月。

(朝鮮)という一方的な視点からの学びであったために、事の本質を理解できていなかったのではないだろうか。今回、日本からの支配を受けた朝鮮人、植民地朝鮮へ渡った日本人双方の資料を読み、歴史的事実は客観的に見ることに、現代を理解するために歴史を学ぶ必要があることに気付いた。(2020年5月)

二人とも、「母語の禁止や創氏改名」などについて「日本史B」や「受験のため」の勉強としては知っていたようだが、「朝鮮人のリアルな声や苦しみ」、「支配しているときの日本人の心情」などをこの教材から読み取ることができたので、「新鮮」に感じたり、植民地支配の「事の本質を理解」できたようだ。

そして、このような植民地支配の実態について「朝鮮人に過酷な労働をさせたり、無理やり自国民にさせたりした。しかし、そのような行為はその人たちの人権を奪っていることになる。植民地化というのは人権が奪われてしまう行為にあたっているのだと学んだ」(2020年5月)と書いた学生がいた。

大学生は、植民地支配について教科書に書かれている太字ゴシックの歴史用語としては中学・高校の授業で学んで知っているが、そのことを支配され、差別された朝鮮人がどう感じていたのか、また支配し、差別していた日本人がどんな意識でそれを見ていたのかについては具体的に学んではいないのだ。植民地支配が一人ひとりの朝鮮人の人権をどのように侵害していたのかという観点で教えていく必要があると思う。

植民地支配を人権の問題としてとらえるという観点は、今日の徴用工問題や日本軍「慰安婦」問題を考え、将来の日韓関係を展望するうえでもきわめて重要である。

なぜなら、日本政府はこれらの問題は1965年の日韓請求権協定によってすべて「解決済み」であるとの立場をとっているのに対して、韓国の司法は植民地支配という反人道的な不法行為による被害者個人の人権の回復については解決していないという考え方だからである。

2011年韓国の憲法裁判所は、日本軍「慰安婦」の損害賠償請求権に関わって、植民地支配による被害者の「人間の尊厳と価値を回復させねばならないという義務」は植民地下の大韓民国臨時政府を継承する現政府が国民に対して負う最も根本的な義務であるとしている²⁴⁶。

また、2018年の元徴用工への損害賠償を認めた韓国大法院の判決でも、原告が求める損害賠償請求は朝鮮半島に対する不法な植民地支配などに直結する日本企業の反人道的不法行為による人権侵害に対する慰謝料であるとし、これは日韓請求権協定の適用対象には含まれないとする²⁴⁷。

²⁴⁶ 戸塚悦郎「『戦時性的強制』被害者、韓国憲法裁判所で勝訴」『戦争責任研究』第75号、2012年春季号、2012年3月。

²⁴⁷ 張完翼著、野木香里訳「強制動員に関する韓国大法院判決の経過と現状」『戦争責任研究』第85号、2015年冬季号、2015年6月。2018年の判決前の論文だが、大法院の法理について詳しく論じている。

二つの判決はともに過去の植民地支配による被害の問題を、人間としての尊厳を踏みにじった反人道的な人権侵害であるとし、加害者は謝罪と賠償を行ない、被害者の名誉と尊厳を回復しなければならないとしているのである。

このように植民地支配を国家間の問題と見るだけでなく、植民地支配の下で被害を受けた人々の人権を救済するという立場にたって、過去の植民地支配そのものの不法性・不当性を追及していこうというのが世界的な潮流でもある。こうした観点に立って、植民地支配の歴史を考えさせることが歴史教育に求められているのだろう。

補論のまとめ

現在、中学校の教科書には事件について一定の記述はあるものの、事件のあった埼玉県でも 36.4%しか教えられていないという状況である。この背景には、歴史修正主義勢力によって植民地支配の加害を教えることは「自虐史観」だとする攻撃があり、教科書記述や学校現場にその影響が及んでいるからである。

朝鮮人虐殺の実践として、歴教協の滝澤民夫と筆者のものを取り上げて分析した。滝澤は、現代における日本人の差別意識、排外的な朝鮮観の問題を授業のねらいに位置付け、朝鮮人虐殺事件についての豊富な史料を教材として提示して事実認識を積み重ね、アジアへの差別意識を自分自身の問題としてとらえさせた。朝鮮人虐殺事件を学ぶ中で、歴史認識を深めるだけでなく、今日的な日本人のアジア観に向き合うことに繋げた実践だった。また、筆者の実践からは、生徒に話し合いの時間を設定することの重要性を気付かされた。

今日、植民地主義の歴史観を克服しようという動きが世界的な潮流になっている。植民地支配の下で被害を受けた人々の人権侵害の問題として、過去に植民地支配を行った側の日本人として、自分自身の問題としてとらえていく歴史教育が求められているだろう。

終章

序章で述べた本論文の第一の課題、関東大震災時の朝鮮人虐殺において埼玉の地域に根ざして、帝国日本の支配構造とそこでの地域の民衆の存在を明らかにすることについて、第1・2・3章を概括しながら結論を導いていきたい。

第1章では、内務省本省と協議の上作成され、1923年9月2日付けで埼玉県香坂内務部長が県下一市九郡役所を経て管下の各町村さらに各区長に下ろした「不逞鮮人暴動に関する件」なる「移牒」が果たした役割について論じた。「移牒」をはじめとする諸通知は、国家中枢の内務省から埼玉県→各郡役所→町村役場→区長→各戸という国家の行政ルートを使って戸一戸に徹底されていた。「移牒」が届く以前は、埼玉県南部地域の村の人々が「不逞鮮人」の流言はほとんど耳にしていなかったか、あるいは耳にしていたとしても、記録に書き留め、恐怖に怯え朝鮮人を殺害するという状況ではなかった。埼玉県南部地域における流言蜚語の第一報＝発生源は東京からの避難民から広がったのではなく、むしろ9月3日午後各郡役所から管下の町村、区長に伝えられた「移牒」によるものだった可能性が高いことを地域史料から明らかにした。

「移牒」は、埼玉県という官の権威のもとで「暴動」を既定の事実として認定し、武器を持って「暴動」を起こし「襲来」する「不逞鮮人」と戦闘し、殺害せよ命じたもので、ここにこそ地域の民衆を虐殺へと「飛躍」させた最大の要因があったことも地域史料から明らかにした。

第2章では、朝鮮人虐殺を行った自警団の中で重要な役割を果たした在郷軍人について論じた。県北部の熊谷、神保原、本庄、寄居で夥しい朝鮮人が自警団によって虐殺されたが、この事件で起訴された被告の中で、熊谷では半数近く、神保原、本庄、寄居の事件では20～30%が在郷軍人であった。事件が発生した大里郡と児玉郡出身の兵士たちは熊谷連隊区に徴兵され、第14師団(宇都宮)歩兵第66連隊に所属していた可能性が高いことを『連隊史』などから明らかにした。また、一部の兵士は朝鮮の第19師団のもとの連隊に所属していたことも分かった。

シベリア戦争に従軍した歩兵第66連隊の兵士たちは、ロシアの「過激派」とこれと与する沿海州・間島の「不逞鮮人」がいかに悪辣な人間であるかを教育され、1919年から20年の間、実際に「過激派」と闘い、「不逞鮮人」を殺害し、村ごと皆殺し作戦を現認するなどの従軍経験を持っていたことが明らかになった。

熊谷・神保原・本庄・寄居の地域に帰還し、在郷軍人となっていた帝国日本の軍隊の兵士たちの従軍経験は、個々の兵士によって幅はあるものの、地域の人々に帝国日本の視線から見た「不逞鮮人」観を生々しく、説得性を持って語ったであろうことを証言等から明らかにした。

第3章では、先の「移牒」の責任を重々自覚していた国の司法官僚は、国家責任追及を遮断し、責任を隠蔽するために自警団員の検挙を「限定」し、裁判所は実刑率の低い

有罪判決を下した。有罪判決を受けた自警団員は、朝鮮人虐殺は「移牒」に従って村を守る為に行動した結果だと認識していたので、判決に納得できず、国家に背を向ける心情を吐露していたことを地域史料から明らかにした。そこで政府は「特赦」「特別特赦」という異例の恩赦によって、有罪判決の免除ないし消滅の措置を講じたのである。

政府がこうした措置を取った社会的、政治的背景には、大正デモクラシー状況のなかで天皇制国家の最も忠実な臣民として期待していた、在郷軍人はじめ自警団員を国家から離反させるわけにはいかないという判断があったからだった。

国家による異例の「特赦」「特別特赦」によって、自警団に罪を押し付けて自らの責任を隠蔽する国家の不当性への追及は緩和され、結果として民衆が自らの過ちに向き合う可能性も減殺されてしまったのだった。

第1の課題に対する結論は次の通りである。帝国日本の徹底した行政ルートを通じ、官の権威のもとで発せられた「移牒」は、地域の自警団員を朝鮮人虐殺へと「飛躍」させるに十分な威力を発揮した。また、地域の在郷軍人は帝国日本の軍人としての従軍経験から体得した「不逞鮮人」観を地域の人々に生々しく語り、関東大震災以前から「不逞鮮人」に対する「恐怖心」を地域に浸透させていた。さらに、国は事件後に自らへの責任追及を遮断し、責任を隠蔽するために異例の「特赦」「特別特赦」の措置を講じたのであった。このような帝国日本の支配構造のもとにおかれていた地域の民衆によって、関東大震災時の朝鮮人虐殺は行われたのだった。

民衆の中に浸透していた「不逞鮮人」に対する「恐怖心」が形成される前段階でも、帝国日本の支配構造の中で、朝鮮人に対する差別意識は根深く刷り込まれていた。たとえば、日清戦争の時の『日清戦争実記』は1894年10月9日発行号にはじめて朝鮮人についての記述を載せているという。それによれば、朝鮮人は気概も気骨もない、先のことを考えず、志も持たない、その日暮らしの生活を送っているとしている²⁴⁸。山田昭次は「日清戦争での日本の勝利は、朝鮮または朝鮮人という言葉が馬鹿とか愚劣の同義語に転嫁させた」²⁴⁹とさえ述べている。

また、「鮮人」という言葉は1910年8月の韓国併合直後から、それまでの「朝鮮人」あるいは「韓人」にかわって使用されだしたのだが、内海愛子はこの言葉を「支配者としての日本人が、植民地の人間を呼ぶためのことばとしての意味をもって生み出された支配者のことばである」とし、朝鮮人は自分を「鮮人」とは決して呼ばなかったとしている²⁵⁰。

このように、朝鮮人に対する差別意識は帝国日本の拡大と並行して、長い時間をかけて日本人民衆の中に蓄積されていた。この差別意識があったからこそ、容易に「不逞鮮人」に対する「恐怖心」が浸透したのだろう。

²⁴⁸ 西川宏『ラッパ手の最後』青木書店、1984年、167頁。

²⁴⁹ 山田昭次「植民地」『岩波講座日本通史』第18巻、岩波書店、1994年、69頁。

²⁵⁰ 内海愛子「「鮮人」ということば」『朝鮮研究』第135号、1974年4月。

帝国日本によって日本人民衆に「不逞鮮人」観が刷り込まれ、「移牒」が朝鮮人虐殺を誘発したのであるが、直接朝鮮人を虐殺したのは自警団に加わっていた地域の民衆であったのであり、民衆自身の責任は免れるものではなかった。日本人民衆が 100 年余り過去のつらい加害の歴史を想起し、植民地支配の責任を自覚し、次の世代に語り継ぐとはどのような思想と実践なのかを明らかにするという本論文の第二の課題については第 4 章で論じた。

敗戦直後の調査・追悼の運動、あるいは日朝協会による 1963 年の関東大震災 40 周年の慰霊祭の取り組みにおいても、日本人民衆の反省や責任の自覚という視点は弱く、民衆の排外的な朝鮮観や加害責任に向き合うことはできなかった。

日本人民衆の排外的な朝鮮観、差別意識、加害責任の問題に向き合うようになったのは、1970 年代に入って日朝協会や歴教協の市民や教員による聞き取り調査活動、地域の掘り起こし運動からだった。その先駆けとなったのが 1973 年、震災 50 周年を契機に取り組みられた日朝協会豊島支部による聞き取り活動と『民族の棘』の刊行だった。

1970 年代以降、日本人民衆の加害責任に気付いた市民、教員たちは共通して、朝鮮人虐殺事件を自分自身の問題としてとらえ、自ら事件関係者への聞き取りを行い、自ら調査し、虐殺の現場、虐殺の態様、犠牲者と加害者の姿などをそれぞれ具体的につかむという作業をしていた。1975 年の熊谷女子高校日本史部の生徒の取り組みも同様であった。

筆者自身、殺害された姜大興の傷の状態を記した「吉三郎メモ」の「傷所モ中々大ニシテ大ナルガ三四カ所 大小二十何カ所モアリシト」との記述を見て、全身 20 数カ所も傷付けられ、おそらく血だらけになり、痛みに悶え苦しみ、絶命していった犠牲者の最後の場面が、頭の中に映像化され、関東大震災時の朝鮮人虐殺の事実をあらためて突き付けられた思いがした。

本論文の第 2 の課題に対する結論は次の通りである。日本人民衆による朝鮮人虐殺という加害の歴史を想起し、植民地支配の責任を自覚し、次の世代に語り継ぐとは、事件を自分自身の問題としてとらえ、事実を出来る限り具体的につかむという作業を自分で行ったり、追体験することから始まるのではないかということである。

関東大震災時の朝鮮人虐殺事件が教科書に記述され、歴史教育の課題として教員が授業で扱うようになったのは、1970 年代後半からのようだ。歴史教育の場合も、植民地支配による犠牲者の人権を救済するという立場に立って、子どもたちに事件の事実を出来るだけ具体的につかませ、自分自身の問題としてとらえさせることが、植民地支配における加害の問題を考えることにつながるのではないだろうか。とりわけ若い人々にとって、遠い過去の植民地支配の加害の事実に向き合うことは、日韓の今日的な課題とも結びつく歴史認識の問題でもあり、互いに話し合う中で自分自身の朝鮮観を深めていくことが必要だと考える。

あとがき

現在、各地の市民団体によって関東大震災時に虐殺された朝鮮人犠牲者を追悼する取り組みが行なわれている。おもな場所は、東京都墨田区の横網町公園、横浜市の久保山墓地、千葉県船橋市の馬込霊園、群馬県藤岡市の成道寺、墨田区八広の荒川河川敷、千葉県八千代市の観音寺、などである。近年の各地域での取り組みの特徴は、犠牲者を追悼する式典だけでなく、学習会や韓国伝統舞踊、合唱、朗読劇、コンサート、映画上映、フィールドワークなど学習的、文化的な企画を組み込んで開催していることである。

このような追悼行事を実施しているのは、より多くの市民に歴史の事実を知ってもらい、次の世代に伝えていくことが現在の大きな課題だととらえているからである。また、9月上旬の関東各地のこれらの取り組みが、ここ数年情報を交換し合い、交流しながらすすめられていることも特徴的である。

以上のような取り組みの一つとして、日朝協会埼玉県連合会は、2007年以來、毎年9月4日、犠牲者姜大興の墓碑のある常泉寺で追悼会を開催している。この追悼会は、2007年当時県連事務局長の菅野隆が県連理事で常泉寺檀家の高橋隆亮、県連理事の筆者などに呼びかけて始められた。

今日の至る13年間で定着してきた基本的な考え方の一つは、関東大震災時の朝鮮人犠牲者一般ではなく、個別の犠牲者姜大興を追悼する会としていることである。9月4日に開催しているのは、この日が姜大興の命日だからである。もう一つの考え方は、事件の真相を調査し、地域の地域や次の世代に伝えることを追悼会の中に位置付け、不幸な過去の過ちを二度と繰り返さないために、朝鮮を植民地支配した帝国日本の歴史とその時代の日本人の差別意識に向き合い、歴史認識を深めようという点である。常泉寺住職に読経をお願いし、参加者がお墓にお線香をあげた後、本堂をお借りして毎年学習会を1時間程度実施している。担当は筆者である。

筆者は、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件については1980年代から日本史の授業で扱ってきたが、この事件を研究することになったきっかけは、常泉寺での朝鮮人犠牲者追悼会に関わってからだった。2007年当時は埼玉県高等学校教職員組合の副委員長(専従)の任に就いていたし、2008年から2012年3月までの4年間は埼玉県立越谷北高校に勤務し、その後2014年3月までは中央執行委員長として再び組合活動の専従をしていた。従って、9月4日には何とか休暇を取って学習会の講師役をしてきたものの、まったくと言ってよいほど研究の前進は無かった。とりわけ専従時代は365日、研究とは全く縁のない教職員組合活動の日々を送っていた。

委員長2年目の2013年5月末の日曜日、たまたま休みが取れたので気分転換も兼ねて、一橋大学で開催された歴史学研究会の大会に参加した。久しぶりに母校に行き、ちょっと歴史の勉強をして、なんとなくまた勉強がしたいという気持ちが湧いてきた。思えば、歴史の勉強がしたいし、少し研究めいたこともしたいと思い高校の教員になったものの、40歳過

ぎてからは、職場では学年主任とか進路主任とか教務主任とか忙しい役回りばかり、加えて組合活動では分会長、支部書記長、支部長など休む間もなく続き、50歳すぎからは組合の休職専従にまでなり、歴史の勉強の時間は取れなかった。それでもあきらめずに『歴史地理教育』に実践報告などをちょこちょこ書いていたのがよかったのかもしれない。

2013年9月、定年退職後は仕事や組合活動から解放され、自分の好きな歴史の勉強、研究をめざそうと、母校の一橋大学大学院を受験することにした。職場である組合の書記局の同僚には秘密にして、社会学研究科を受験した。連日のように県教育委員会と折衝、交渉し、また全県の支部、分会と連絡を取るなど文字通り休む間もなく活動している同僚(もちろん筆者自身も)に、大学院受験など言うことはできなかつたし、合格した時も妻以外には話せなかつた。

2014年3月定年退職し、大学院に入学したものの、2019年3月までは週2日から3日、再任用というかたちで高校での勤務が続いていたし、元委員長ということで職場での組合活動も少しはあったので、研究はなかなか思い通りにはかどらなかつた。また、歴教協副委員長の仕事、日朝協会埼玉県連の仕事も入ってきて、研究時間は限られていた。

でも、自分の子どもよりもずっと若い院生の皆さんと勉強したり、飲んだりするのは楽しかった。とくに皆さんがこんな年寄りとも気兼ねせずにつき合ってくれたのには本当に感謝の気持ちでいっぱいだった。65歳になり、再任用が終了した2019年4月からは院生研究室も借りて、ようやく本格的に研究に時間を使うことができるようになった。

そして今、ようやく埼玉における関東大震災時の朝鮮人虐殺について、ほんの少しだけまとめることができた。この間、韓国では2007年に「関東大震災における朝鮮人虐殺の真相究明と名誉回復を求める韓日在日市民の会」が発足し、韓国政府に真相究明と犠牲者の名誉回復を行うための特別法の制定を求める活動を続けている。韓国の市民の会の方は、何回か常泉寺の墓碑に追悼に来られている。2017年には韓国で朝鮮人犠牲者の遺族会が初めて結成され、真相究明、遺骨の返還、賠償などを求めて活動を始めている。

あと2年で事件から100年を迎える。その時には、日韓両国で何らかの行事なり研究会が行われるであろうし、筆者自身が関わる常泉寺でも節目となる追悼会をしたいと考えている。

本研究が常泉寺の朝鮮人犠牲者追悼会、並びに韓国の方々の運動にも寄与することができれば幸いである。

最後に、この間忙しく新日本婦人の会浦和支部の専従活動をしながら、何も言わずに私を支えてくれた妻、雅子さんに深く、深く、感謝する。

2021年6月 関原正裕